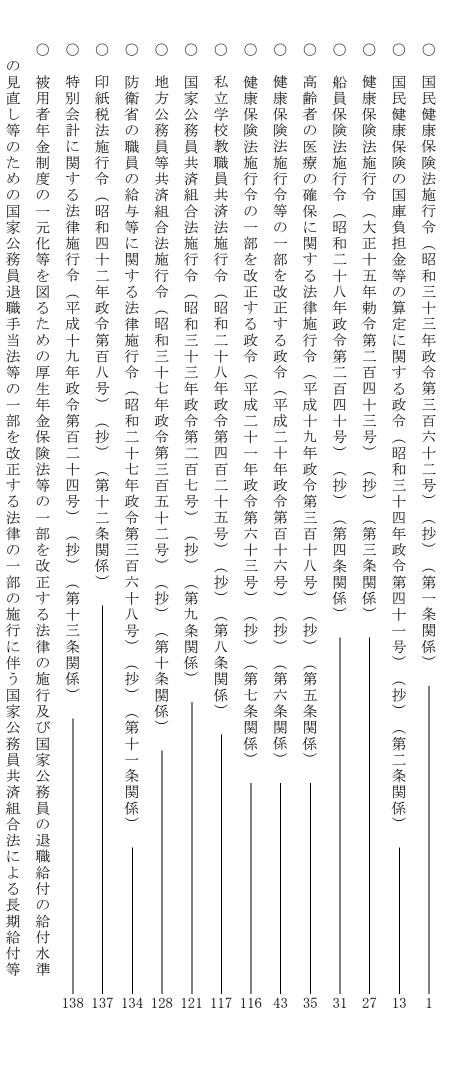
政令

新旧対照条文 目次



 \bigcirc 制 法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号) に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十五号)(抄) 度の 被 用 者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金 元化等を図るための厚生年金保険法等の 部を改正する法律の一 部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済 (第十四条関係) (抄) (第十五条関係) 組 合

改
正
案
現
行

(特別積立金)

(特別積立金)

。 立金として積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない 立金として積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない いて、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合算額を特別積 第十九条 組合は、毎年度(事業開始の初年度を除く。)末日にお

- 院時生活療養費、 項において同じ。 規定する組合特別調整補助金を除く。 政令第四十一 当該年度における法第七十三条第一項の規定による補助金(国 支給に要する費用に係るものに限る。)の額を控除した額の十 一分の二に相当する額 【健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年 当該年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の 特別療養費、 号。 移送費、 以下 保険外併用療養費、 (療養の給付並びに入院時食事療養費) 「算定政令」という。 高額療養費及び高額介護合算療養費の 療養費、 次号、 次項及び次条第三 訪問看護療養費 第五条第六項に 総額から
- 保険法(平成九年法律第百二十三号) 等」という。 和五十七年法律第八十号。 による前期高齢者交付金(以下 支援金等(以下 当該年度内に納付した高齢者の医療の確保に の規定による前期高齢者納付金等 「介護納付金」 - 「後期高齢者支援金等」という。)並びに介護及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者 という。 以下「高齢者医療確保法」という。 の総額 「前期高齢者交付金」という。 (以下「前期高齢者納付金 (高齢者医療確保法の規定 の規定による納付金 関する法律

第十九条 者医療確保法の規定による前期高齢者交付金 規定による納付金(以下「介護納付金」という。 法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等 者の医療の確保に関する法律 を控除した数で除して得た額並びに当該年度内に納付した前期高 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るも 外併用療養費 額から当該年度における法第七十三条第一項の規定による補助金 おいては、 を除く。 年政令第四十一号)第五条第六項に規定する組合特別調整補助金 額から当該年度における法第七十三条第一項の規定による補助金 交付金」という。)がある場合には、これを控除した額) た保険給付に関する費用の総額並びに当該年度内に納付した高齢 した額の十二分の二に相当する金額 という。)並びに介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の (療養の給付並びに入院時食事療養費) 「高齢者医療確保法」という。)の規定による前期高齢者納付金 (国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令) に限る。 (以下「前期高齢者納付金等」という。 組合は、 以下この項及び次条第三項において同じ。 当該年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総 の額を控除した額を当該年度に属する月の数から一 療養費、 毎年度末日において、 訪問看護療養費、 (昭和五十七年法律第八十号。 (事業開始の初年度の末日に 入院時生活療養費、 当該年度内に請求を受け)及び高齢者医療確保 特別療養費、 (以 下 の総額 (昭和三十四 |前期高齢者 の額を控除 移送費 の合算 (高齢

規定による前期高齢者納付金(次項において「前期高 法第七十三条第一 に相当する額 する費用に係るものに限る。 支援金(次項並びに第二十九条の七第二項及び第三項におい 金」という。 「後期高齢者支援金」という。 がある場合には、 及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者 項の規定による補助金 これを控除した額) の額を控除した額の十二分の一 並びに介護納付金の納付に要 か (高齢者医療確保法の ;ら当 該年度に 局齢者納付 における 7

年度末日まで据え置かなければならない。 及び第二号に掲げる額の合算額を特別積立金として積み立て、翌 2 組合は、事業開始の初年度の末日において、第一号に掲げる額

であるときは、 該会計年度に属する月の数(事業開始の 支給に要する費用に係るものに限る。 院時生活療養費、 する費用の総額から当該会計年度における法第七十三条第 | 規定による補助金(療養の給付並びに入院時食事療養費 特別療養費、 事業開始の初年度の会計年度内に請求を受けた保険給付に関 で除して得た額に二を乗じて得た額 当該会計年度に属する月の数から一を控除した 移送費、 保険外併用療養費、療養費、 高額療養費及び高額介護合算療養費の の額を控除した額を当 日が月の初日以外の 訪問看護療養費 日

る費用に係るものに限る。)の額を控除した額を当該会計年度者が付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要す者が付金がある場合には、これを控除した額)から当該会計年度における法第七十三条第一項の規定による補助金(前期高齢等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の総額(前期高齢・事業開始の初年度の会計年度内に納付した前期高齢者納付金

ない。 齢者納: 法の規定による前期高齢者納付金及び高齢者医療確保法の規定に 前期高齢者交付金がある場合には、 別積立金として積み立て、 する月の数で除して得た額の合算額に する費用に係るものに限る。 よる後期高齢者支援金 から当該年度における同項の規定による補助金 て「後期高齢者支援金」という。 付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の (第二十九条の七第二項及び第三項におい 翌年度末日まで据え置かなければなら の額を控除した額を当該年度に属)並びに介護納付金の納付に要 これを控除した額) 二を乗じて得た額)を特 (高齢者医療確保 の合算額 総額

(新設)

に属する月の数で除して得た額

2

3 ては、 以下「日雇拠出金」という。)」と、 以下「後期高齢者支援金等」という。)及び健康保険法(大正十 るのは「、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(組合」という。)について、 齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び日雇拠出 高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)」とあ 金」とする。 年法律第七十号)第百七十三条第二項に規定する日雇拠出金(り同法第百七十三条第一項に規定する日雇関係組合とみなされ 合(次条第五項及び附則第一条の三において「日雇関係国保 第一項第二号中「及び高齢者医療確保法の規定による後期 (大正十一年法律第七十号) 前二項の規定を適用する場合におい 前項第二号中「及び後期高 第百七十九条の 規定に

(準備金)

第二十条 (略)

2 (略)

3

払準備金として積み立てなければならない。 併用療養費、 療養の給付並びに入院時食事療養費 に限る。 額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るもの に相当する額に達するまでは、 額を除く。 当該年度及びその直前の二箇年度内において行つた保険給付に 組合は、毎年度にお した費用の額 | 箇年度における法第七十三条第 の 額 の 療養費、 0 (保険給付に関し被保険者が負担した一部負 年度当たりの平均額を控除した額の 年度当たりの平均 訪問看護療養費 いて収入支出の決算上剰余を生じたときは 当該年度の剰余金を給付費等支 額から当 入院時生活療養費 項の規定による補助 特別療養費、 一該年度及び 移送 十二分の 保険外 その 金 担 高 直金

> は「、後期高齢者支援金等拠出金」という。)」と、 七十号)第百七十三条第二項に規定する日雇拠出金 高齢者支援金等」という。 金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)」とあるのは 組合」という。)について、 高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下 た組合(次条第五項及び附則第一条の三において ょ り同法第百七十三条第一項に規定する日雇関係組合とみなされ 同項中「及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援 康保険法 後期高齢者支援金等及び日雇拠出金」とする。 (大正十一年法律第七十号) 「及び後期高齢者支援金等」とあるの)及び健康保険法(大正十一年法律第 前項の規定を適用する場合において 第百七十九条の規定に 「日雇関係国保 (以 下 ・「後期 ·「日雇

(準備金)

另二十条 (略)

(略)

3

するまでは、 0 要した費用の額 立てなければならない。 当該年度及びその直前の二箇年度内において行つた保険給付に 並の総額 組合は、 年度当たり 箇年度に 0) た前期高 額を除く。 合算額の (前期高齢者交付金がある場合には) 毎年度において収入支出の決算上剰余を生じたとき おける法第七十三条第 齢)並びに当該年度及びその直 当該年度の剰余金を給付費等支払準備金として積み の平均額を控除した額の百分の十に相当する額に達 一年度当たりの平均額から当該年度及びその直前 者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付 (保険給付に関し被保険者が負担した一 項の規定による補助金の 前 の 二 これを控除した額 笛 年度内に納付 部負担 額

4 (略

雇拠出金」とする。 高齢者支援金等及び健康保険法第百七十三条第二項に規定する日では、同項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「、後期5 日雇関係国保組合について、前項の規定を適用する場合におい

(入院時食事療養費に関する読替え)

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするいては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字2 法第五十二条第六項の規定により法の規定を準用する場合にお第二十八条の三 (略)

(略)	(削る)	(略)
(略)		(略)
(略)		(略)

(入院時生活療養費に関する読替え)

第二十八条の三の二(略)

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとにおいては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げ2 法第五十二条の二第三項の規定により法の規定を準用する場合

4 (略)

5

等及び日雇拠出金」とする。
中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び健康保険法第百七十三条第二項に規定する期高齢者支援金等及び健康保険法第百七十三条第二項に規定する期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等」とあるのは「、後には、第三項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後には、第三項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後には、第三項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後には、第三項中に対して、第三項の規定を適用する場合にお

(入院時食事療養費に関する読替え)

第二十八条の三 (略)

。 句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするいては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字2 法第五十二条第六項の規定により法の規定を準用する場合にお

(略)	四項 第三十六条第	(略)
(略)	第一項の給付	(略)
(略)		(略)

(入院時生活療養費に関する読替え)

第二十八条の三の二(略)

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとにおいては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げ2法第五十二条の二第三項の規定により法の規定を準用する場合

する。

(略)	(削る)	(略)
(略)		(略)
(略)		(略)

第二十八条の四 (保険外併用療養費に関する読替え) (略)

2 句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするいては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字 法第五十三条第三項の規定により法の規定を準用する場合にお

第四十条第 三項 第三十六条第 第一項の給付 療養の給付 保険外併用療養費に係る評 価療養、患者申出療養又は 保険外併用療養費に係る評 選定療養

一項 第四十一

条第

療養の給付

くは選定療養

価療養、

患者申出療養若し

選定療養

価療養、患者申出療養又は 保険外併用療養費に係る評

> 四項 第三十六条第 略

> > 第一項の給付

入院時生活療養費に係る療

略

略

略

略

略

第二十八条の四 (保険外併用療養費に関する読替え) (略)

2 句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするいては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字 法第五十三条第三項の規定により法の規定を準用する場合にお

「 項 及び第 四 十 項 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	項 三項及び第四 第三十六条第
療 養 の 給 付	第一項の給付
保険外併用療養費に係る評	価療養又は選定療養保険外併用療養費に係る評

する。

								<u>, </u>
第四十五条の	(略)	第四十五条の	J Tj	第四十五条第		四項第四十五条第		三項 一五条第
療養の給付	(略)	療養の給付	第五項第四十五条の二	(略)	(略)	療養の給付	(略)	療養の給付に要す を を の給付に要す を を の給付に関
価療養、患者申出療養若し保険外併用療養費に係る評	(略)	選定療養との場合である。 とは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	選定療養の場合に係る評価をででである。ままず、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	(略)	(略)	選定療養 選定療養 とおり は は は は は まず は まず は で は ない は まず は ない は いい は いい は いい は いい は いい は いい は い	(略)	保険外併用療養費に係る評 保険外併用療養費に係る評
二第五項第四十五条の	(略)	第四十五条の	J FJ	第四十五条第		四項 第四十五条第		三項
療養の給付	(略)	療養の給付	療養の給付	(略)	(略)	療養の給付	(略)	を 養の給付に要す を を の給付に要す を を の給付に関
価療養又は選定療養保険外併用療養費に係る評	(略)	価療養又は選定療養保険外併用療養費に係る評	価療養又は選定療養保険外併用療養費に係る評	(略)	(略)	価療養又は選定療養保険外併用療養費に係る評	(略)	算定した費用の額価療養又は選定療養につき保険外併用療養費に係る評

(削る)	略)		五項第五十二条第	略)			三項第五十二条第	
	(略)	を 学句は、それぞれ同表の下欄に おいては、次の表の上欄に掲げ 法第五十四条の三第二項の規定 法第五十四条の三第二項の規定 との対 (略)	食事療養	(略)	(略)	食事療養に	食事療養を	
	(略)	る。 字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとおいては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げ法第五十四条の三第二項の規定により法の規定を準用する場合十八条の六 (略)	は選定療養、患者申出療養又	(略)	(略)	は選定療養に評価療養、患者申出療養又	は選定療養を評価療養、患者申出療養又	くは選定療養
		2 第] するに 二 (
四 項 三 十 六 条 第	略)	(特別療養費に (特別療養費に (特別療養費に	五項第五十二条第	略)			三項第五十二条第	
第一項の給付	(略)	れぞれ同表の下欄に 条の三第二項の規定 条の三第二項の規定 (略)	食事療養	(略)	(略)	食事療養に	食事療養を	
特別療養費に係る療養	(略)	では、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げ法第五十四条の三第二項の規定により法の規定を準用する場合十八条の六 (略)	評価療養又は選定療養	(略)	(略)	評価療養又は選定療養に	評価療養又は選定療養を	

(略) (略) (略)

(高額療養費の支給要件及び支給額)

控除した額とする。
一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額をその額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、した額(以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除系二十九条の二 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次

ては、 二十九条の四第一 生活療養」という。)を除く。以下この項から第五項まで、 食事療養(以下この条において単に「食事療養」という。)及)について受けた療養(法第三十六条第二項第一号に規定する び同項第二号に規定する生活療養(以下この条において単に まで及び附則第二条において同じ。)が、 六項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るもの の病院、 う支給を受けている者を含む。 、外併用療養費の支給、 する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円 のものに係るイからヌまでに掲げる額 おいて同じ。 被保険者(法第五十五条第一項の規定により療養の 万五百円) 診療所、薬局その他の者)であつて次号に規定する特定給付対象療養以 項及び第二十九条の四の二並びに附則第二条 以上のものに限る。)を合算した額 訪問看護療養費の支給又は特別療養費 以下この条から第二十九条の (以下「病院等」という。 (七十歳に達する日の 同一の月にそれぞれ (次条第 兀

7 • 口 (略)

、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号に規定当該療養が法第三十六条第二項第三号に規定する評価療養

額療養費の支給要件及び支給額

略

____ (略

略

ては、 属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円(次条第 外のものに係るイからヌまでに掲げる額 二十九条の四第一項及び第二十九条の四の二並びに附則第二条 生活療養」という。)を除く。 び同項第二号に規定する生活療養 食事療養)について受けた療養(法第三十六条第二項第一号に規定する まで及び附則第二条において同じ。) の支給を受けている者を含む。 険 六項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつ に の病院、 おいて同じ。 外併用療養費の支給、 被保険者(法第五十五条第一項の規定により療養の給 一万五百円) (以下この条において単に 診療所、)であつて次号に規定する特定給付対象療養以 薬局その他の者 以上のものに限る。)を合算した額 訪問看護療養費の支給又は特別療養費 以下この項から第五項まで、 以下この条から第二十九条の四 (以下この条において単に「 「食事療養」という。)及 (以下「病院等」という。 が、 (七十歳に達する日の 同一の月にそれぞれ 第

・ロ (略)

又は同項第四号に規定する選定療養を含む場合における一部当該療養が法第三十六条第二項第三号に規定する評価療養

当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給さ 現に療養に要した費用の額とする。 する選定療養を含む場合における る額を加えた額とする。)を加えた額と、リに掲げる額との 月におい れる額に相当する額を控除した額 額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、 療養費の支給についての療養につき算定した費用の て、 ニに規定する場合に該当するときは、ニに掲げ (当該被保険者が、 ニにおいて同じ。 部負担 額に)から 同一の 当該 外併

ニ〜ヌ(略)

(略)

2~8 (略)

附則

う。 中「及び健康保険法」とあるのは を適用する場合においては、 九条第二項の規定により読み替えられた法第七十六条第一項」と と、第二十九条の八中「第七十六条第一項」とあるのは による拠出金及び健康保険法」と、 より厚生労働大臣が定める組合(次条において「指定組 雇関係国保組 法附則第十条第一項の規定による拠出金及び日雇拠出金 日雇関係国保組合のうち法附則第十条第三項の規定に 第十九条、 合のうち 治定組合の特別積立金等の 第十九条第三項及び第二十条第五項 第二十条及び第二十九条の 「、法附則第十条第一項の規定 「及び日雇拠出金」とあるの 八の規定 合」とい 「附則第

(病床転換支援金等を納付する組合の特別積立金等の特例

するときは、 用療養費として支給される額に相当する額を控除した額(当 に を超えるときは 算定した費用の額 被保険者が、 おいて同じ。)から当該療養に要した費用につき保険外併 担 リに掲げる額との合計額 金の額に保険 二に掲げる額を加えた額とする。)を加えた額 同一の月において、 当該現に療養に要した費用の額とする。 外併用 (その額が現に当該療養に要した費用の額 療養費の支給に ニに規定する場合に該当 ついての療養に 0 =

ニ〜ヌ (略)

2~8 (略)

附則

第 う。 による拠出金及び健康保険法. 中「及び健康保険法」とあるのは「、 九条第二項の規定により読み替えられた法第七十六条第 は より厚生労働大臣が定める組合 条の三 日 適用する場合においては、)について、 第二十九条の八中「第七十六条第一項」とあるのは 雇関係国保組合のうち指 法附則第十条第 日雇関係国保組合のうち法附則第十条第三項の規定に 第十九条、 一項の規定による拠出金及び日雇拠出金 第二十条及び第二十九条の八の規定 ات کے 第十九条第二項及び第二十条第五項 定 組合の特別 (次条において「指定組合 「及び日雇拠出金 法附則第十条第一項の規定 積立金等の 」とあるの 「附則第 とい

、病床転換支援金等を納付する組合の特別積立金等の特例

第一条の四 - つゝこ、等こようが、平成三十年三月三十一日までの間、 組合 (指定組合を

う「おかっぱん」が表現。	、高齢者医療確保法の規定 による後期高齢者支援金等 (以下「後期高齢者支援金等 (以下「後期高齢者支援金等 による後期高齢者支援金等 による後期高齢者支援金等	及び高齢者医療を援金等」という。)。	第十九条第一
1 に 十 よ		項	項第十九条第一号
の 八 の 八 欄 欄 規	それぞれ同表の第二十九条の	欄 て は、 掲 、	に掲げる字句とする。に掲げる規定中同表の中定を適用する場合におい除く。)について、第十

第一条の四 に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄除く。)について、第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規系一条の四 平成三十年三月三十一日までの間、組合(指定組合を に掲げる字句とする。

		項 第 十 九 条 第 一
支 及	項第	
後期高齢者	十三条第一	。」 一 接金等」という 「後期高齢者支 「後期高齢者支 「後期高齢者を がっ で で で で で で り で り で り で り で り で り
病床転換支援金等及び、後期高齢者支援金等及び	三条第一項 三条第一項 三条第一項	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等 (以下「後期高齢者支援金等 医療確保法の規定による病 医療確保法の規定による病 底転換支援金等(以下「病
	/内	び後期高齢者

項 第七十三条第一

附則第二十二条の規定によ

り読み替えられた法第七十

三条第一項

		項第二号 第十九条第二	項第一号 第十九条第二		
支援金並びに及び後期高齢者	第七十三条第一	支援金等及び後期高齢者	項 第七十三条第一	後期高齢者支援	支援金(本の規定にを表して、大の後期高齢者を療
床転換支援金並びに、後期高齢者支援金及び病	三条第一項 三条第一項 対読み替えられた法第七十 対別第二十二条の規定によ	病床転換支援金等、後期高齢者支援金等及び	三条第一項 三条第一項 三条第一項 三条第一項	後期高齢者支援金」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援の規定による病床転換支援の規定による病床転換支援	による後期高齢者支援金(、高齢者医療確保法の規定
			項 第		
			7		
			金等後期高齢者支援	大条の七第二項 大条の七第二項 大条の七第二項にお 後期高齢	確保法の規定に及び高齢者医療
			病床転換支援金等	第三項において「後期高齢第三項において「後期高齢第三項において「後期高齢の場定に	による後期高齢者支援金(、高齢者医療確保法の規定
	援金並びに 床転換支援金並びに 次観高齢者 次期高齢者支援金及び	金並びに 大転換支援金並びに 大転換支援金並びに	支援金等 支援金等 大田 (大田) 大田 (大田)	九条第二 第七十三条第一 附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十 項 後期高齢者支援金等 二号 文援金等 所則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十 項 金等 及び後期高齢者支援金等の規定により表第一項 り読み替えられた法第七十 項 金等 及び後期高齢者支援金並びに支援金並びに 三条第一項 三条第一項 金等	支援金等

2		
(略)	(略)	第二十条第三
	(略)	第七十三条第一
	(略)	り読み替えられた法第七十 三条第一項
2		
(略	(略)	項 第

 \bigcirc

国民 健 康保険 0 国庫負担金等の算定に関する政令 (昭和三十四年政令第四十一号) (抄) (第二条関係)

、傍線の部分は 改正部 分

る額の合算額とする。	
補助する額は、各組合につき、	≣助する額は、各組合につき、当該年度における次の各号に掲げ
第五条 法第七十三条第一	法第七十三条第一項の規定により毎年度国が組合に対して
(組合に対する補助)	(組合に対する補助)
現	改正案

イ・ロ (略)

じて得た額

イに掲げる額とロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗

るところにより算定した額をいう。 十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の被保険者一人当たりの所得の額として厚生労働省令で定め 所得額(厚生労働省令で定める基準となる年度における組合 いて同じ。)の区分に応じ、 次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり 同表の下欄に掲げる割合 (する場合を含む。) にお第四項第二号ロ(附則第

百八十万円以上百九十万円未満

百分の二十四

百七十万円以上百八十万円未満

百分の二十六

百五十万円以上百六十万円未満

百分の三十

百分の三十二

百六十万円以上百七十万円未満

百分の二十八

百五十万円未満

に対して 号に掲げ

次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額

イ・ロ 略

(新設)

百分の十三	二百四十万円以上
百分の十四	二百三十万円以上二百四十万円未満
百分の十六	二百二十万円以上二百三十万円未満
百分の十八	二百十万円以上二百二十万円未満
百分の二十	二百万円以上二百十万円未満
百分の二十二	百九十万円以上二百万円未満

二·三 (略

2

3 労働省令で定めるところにより算定した額(指定組合特定被保険 る額(前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者に係 高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に相当す 年度における組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金及び後期 者納付費用額を除く。 る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額)として厚生 おい 法第七十三条第一 て「特定納付費用額」 項第一号ロに規定する特定納付費用) とする。 という。 は、 各組合につき、 額 当該 (次項 3

分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。4 法第七十三条第一項第二号の特定割合は、次の各号に掲げる区

額に健康保険法第百五十三条第一項に規定する給付費割合 (次には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する一 第二項に規定する特定給付額 (前期高齢者交付金がある場合

二·三 (略

2

定組合特定被保険者納付費用額を除く。)とする。 世紀、として厚生労働省令で定めるところにより算定した額(指 特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除し 費用の額に相当する額(前期高齢者交付金がある場合には、組合 費用の額に相当する額(前期高齢者交付金がある場合には、組合 として厚生労働省令で定めるところにより算定した額(指 費用の額に相当する額(前期高齢者交付金がある場合には、組合 として厚生労働省令で定めるところにより算定した額(指 を額)として厚生労働省令で定めるところにより算定した額(指 を額)として厚生労働省令で定めるところにより算定した額(指 を額)として厚生労働省令で定めるところにより算定した額(指 を額)として厚生労働省令で定めるところにより算定した額(指 を額)として厚生労働省令で定めるところにより算定した額(指 を2000年の納付金の納付に要する は2000年の納付金の納付の要する。 は2000年の前には、2000年の前に関連を は2000年の前には、2000年の前に関連を は2000年の前に関連を は2000年の前に は2000年の は200年の は2000年の は2000年の

額に健康保険法第百五十三条第一項に規定する給付費割合(次には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。4 法第七十三条第一項第二号の特定割合は、次の各号に掲げる区

した額)に係る特定割合 千分の百三十において「前期高齢者交付金給付費相当額」という。)を控除号において「給付費割合」という。)を乗じて得た額(次号ロ

に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める割合 特定納付費用額に係る特定割合 次のイ及びロに掲げる区分

イ (略)

得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合 る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金をでは、特定納付費用額に係る特定割合と乗じて得た額を除いた。

千分の百四十四	二百万円以上二百十万円未満
千分の百四十七	百九十万円以上二百万円未満
千分の百五十	百八十万円以上百九十万円未満
千分の百五十四	百七十万円以上百八十万円未満
千分の百五十七	百六十万円以上百七十万円未満
千分の百六十一	百五十万円以上百六十万円未満
千分の百六十四	百五十万円未満

除した額)に係る特定割合「千分の百三十」において「前期高齢者交付金給付費相当額」という。)を控号17において「給付費割合」という。)を乗じて得た額(次号

る区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める割合納付費用額」という。) に係る特定割合 次のイ及びロに掲げ前項に規定する特定納付費用額(以下この号において「特定

- (略)

る特定割合 千分の百六十四高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額)に係付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期た額を除いた額(前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額のうちイに規定する給付費割合を乗じて得

(新設)

第一号ロ まり読み替 まり読み替 とし、	同表の下欄に掲げる字句とする。上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、み替えられた第五条の規定を適用する場合においては、第十五条 平成二十八年度において、附則第十三条の規定(組合に対する補助の特例)	附則	5 10 (略)	二百四十万円以上	二百三十万円以上二百四十万円未満	二百二十万円以上二百	二百十万円以上二百二十万円未満
をし、法附則な をし、法附則な をし、法附則な をし、法附則な をし、法附則な をし、法附則な をし、法附則な をし、法附則な を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	中す、			千		百三十万円未満 千	
齢者医療確保法附則第十三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	欄に掲げる字句は、それぞれる場合においては、次の表の附則第十三条の規定により読			千分の百三十	千分の百三十三	千分の百三十七	千分の百四十
第五 えられ まり 競 用 男 の 規 定 に 項 番 を に こ の ま を に こ の ま た に こ の ま た に こ の ま た に こ か に こ か に か に か に か に か に か に か に か		附 則	5 ~ 10 (略)				
とし、	欄に掲げる字句とする。 げる同条の規定中同表の中欄に掲げるれた第五条の規定を適用する場合にお平成二十七年度において、附則第十三対する補助の特例)						
とし、法附則第十条第三項 の規定により厚生労働大臣 が定める組合の被保険者で が定める組合の被保険者で が定める組合の被保険者で が定める組合の納付に要する 齢者納付金の納付に要する で厚生労働省令で定めると ころにより算定した額に相当する額とし ころにより 厚生労働者で で							

ı																									
附則第十三																									
附則第十三 算定した額((略)																								
算定した額(組合特定被保	(略)	額)並びに	より算定した額を控除した	労働省令で定めるところに	額に相当する額として厚生	に係る前期高齢者交付金の	合特定被保険者でないもの	の被保険者であつて指定組	厚生労働大臣が定める組合	第十条第三項の規定により	金がある場合には、法附則	の合算額(前期高齢者交付	る額の割合を乗じて得た額	合計額に対する同号に掲げ	号及び第二号に掲げる額の	則第十四条の九第一項第一	た額に高齢者医療確保法附	定めるところにより算定し	る額として厚生労働省令で	に要する費用の額に相当す	に後期高齢者支援金の納付	の割合を乗じて得た額並び	額に対する同号に掲げる額	三号までに掲げる額の合計	条の八第一項第一号から第
附則第十三																									
算定した額((略)																								
算定した額(組合特定被保	(略)	した額)並びに	ろにより算定した額を控除	厚生労働省令で定めるとこ	金の額に相当する額として	ものに係る前期高齢者交付	定組合特定被保険者でない	組合の被保険者であつて指	より厚生労働大臣が定める	附則第十条第三項の規定に	交付金がある場合には、法	た額の合算額(前期高齢者	掲げる額の割合を乗じて得	額の合計額に対する同号に	第一号及び第二号に掲げる	法附則第十四条の七第一項	一定した額に高齢者医療確保	令で定めるところにより算	当する額として厚生労働省	納付に要する費用の額に相	並びに後期高齢者支援金の	る額の割合を乗じて得た額	合計額に対する同号に掲げ	ら第三号までに掲げる額の	条の五の八第一項第一号か

五条第三項より読み替

法附則第十四条の九第一項定した額に高齢者医療確保 令で定めるところにより算 当する額として厚生労働省 納付に要する費用の額に相 並びに後期高齢者支援金の る額の割合を乗じて得た額 期高齢者納付金の納付に要 保険者でないものに係る前 者であつて指定組合特定被 三項の規定により厚生労働 険者のうち法附則第十条第 た額の合算額 掲げる額の割合を乗じて得 額の合計額に対する同号に 合計額に対する同号に掲げ ら第三号までに掲げる額の として厚生労働省令で定め する費用の額に相当する額 大臣が定める組合の被保険 合特定被保険者のうち法附 交付金がある場合には 十三条の八第 に高齢者医療確保法附則第 るところにより算定した額 ^厚生労働大臣が定める組 (第十条第三項の規定によ 号及び第二号に掲げる (前期高齢者 一項第一号か 組

> 五条第三項 えられた第 会の規定に

げる額の合計額に対する同 号から第三号までに掲げる 者であつて指定組合特定被 三項の規定により厚生労働 齢者交付金がある場合には 号に掲げる額の割合を乗じ り算定した額に高齢者医療 働省令で定めるところによ に相当する額として厚生労 金の納付に要する費用の額 た額並びに後期高齢者支援 掲げる額の割合を乗じて得 額の合計額に対する同号に るところにより算定した額 する費用の額に相当する額 期高齢者納付金の納付に要 保険者でないものに係る前 大臣が定める組合の被保険 険者のうち法附 により厚生労働大臣が定 法附則第十条第三項の規定 て得た額の合算額 確保法附則第十四条の七第 十三条の五の八第一項第 に高齢者医療確保法附則第 として厚生労働省令で定め 一項第一号及び第二号に掲 組合特定被保険者のうち 則第十条 (前期高

項第二号イ 得た額	(略) (略)	(略)	
得た額(組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要するでは、高齢者医療確保法別算定した額につころにより算定した額につころにより算定した額につころにより算定した額につころにより算定した額につころにより算定した額につころにより算定した額につころにより算定した額については、高齢者医療確保法別第十三条の八第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法別期第十三条の八第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法別則第十三条の八第一項第一項第一目の対象を表示。	(略)	(略)	組合特定被保険者でないも組合特定被保険者でないも
項 第 第 五 子 第 イ 四	(略)		
	(略)	略)	
得た額(組合特定被保険者の方により算生労働大臣の規定により厚生労働大臣をおって指定組合の被保険者でないものに係る前期高者でないものに係る前期高齢者医療確保法り算定した額につころにより算定した額に対するを、高齢者医療確保法の合計額に対する額の合計額に対すると、高齢者医療確保法の合計額に対すると、高齢者医療確保法の合計額に対するとの方により算定した額につころにより算定した額に対するを、高齢者医療確保法の方に対しては、高齢者医療確保法の方に対しては、高齢者医療確保法の方に対して、高齢者医療確保法の方に対して、高齢者を対して、まりに対して、高齢者を対して、まりには、高齢者を対して、高齢者を対して、まりには、高齢者を対して、これは、高齢者を対して、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは	(略)	(略)	指定組合特定被保険者でな いものに係る前期高齢者交 て厚生労働省令で定めると ころにより算定した額を控 ころによりなるがあると

(1) 給付費相当額控除後及び(2)に定める割合	合千分の百六		(1) 給付費相当額控除後	上欄に掲げる当	
げる区分に応じ、当該(1)	額を控除した額		じ、当該(1)及び(2)に定め	額)に係る特定	
割合 次の(1)及び(2)に掲	当額を控除した		及び2)に掲げる区分に応	た額を控除した	
」という。)に係る特定	交付金給付費相		に係る特定割合 次の(1)	相当額を控除し	
額控除後特定納付費用額	から前期高齢者		納付費用額」という。)	者交付金給付費	
口において「給付費相当	額に相当する額		給付費相当額控除後特定	額から前期高齢	
を控除した額。以下この	高齢者交付金の		。以下この口において「	の額に相当する	
付費相当額を控除した額	用額に係る前期		控除した額を控除した額	期高齢者交付金	
から前期高齢者交付金給	は、特定納付費		者交付金給付費相当額を	費用額に係る前	
交付金の額に相当する額	金がある場合に		相当する額から前期高齢	には、特定納付	
費用額に係る前期高齢者	前期高齢者交付		前期高齢者交付金の額に	付金がある場合	
ある場合には、特定納付	額を除いた額(、特定納付費用額に係る	(前期高齢者交	
額(前期高齢者交付金が	合を乗じて得た		者交付金がある場合には	た額を除いた額	
を乗じて得た額を除いた	定する給付費割		額を除いた額(前期高齢	割合を乗じて得	
イに規定する給付費割合	額のうちイに規	項第二号口	給付費割合を乗じて得た	額のうち給付費	項第二号口
ロ 特定納付費用額のうち	口特定納付費用	第五条第四	ロ 特定納付費用額のうち	口 特定納付費用	第五条第四
乗じて得た額)			を報)		
は、零とする。)の割合を			する。)の割合を乗じて得し		
当該額が零を下回る場合に			零を下回る場合には、零と		
付費見込額を控除した額(額を控除した額(当該額が		
じて得た額から調整対象給			額から調整対象給付費見込		
する概算加入者調整率を乗			加入者調整率を乗じて得た		
う。)に同条第三号に規定			同条第三号に規定する概算		
整対象給付費見込額」とい			付費見込額」という。)に		
(以下この号において「調			の号において「調整対象給		
する調整対象給付費見込額			対象給付費見込額(以下こ		

表 万七上円十百 満円十百以万六	表 万 六 上 円 十 百 満 円 十 百 以 万 五	満円十百
七 五 の 千 十 百 分	一六の千 十百分	四六の千十百分

該組合の組合被 り所得額の区分 に応じ、同表の に応じ、同表の に応じ、同表の

働大臣が定める組合の 費用の額の合計額に三 号に規定する後期高齢 規定により読み替えら 額に高齢者医療確保法 係る前期高齢者納付金 被保険者でないものに 項の規定により厚生労 うち法附則第十条第三 特定納付費用額のうち 組合の組合被保険者 分の二を乗じて得た額 支援金の納付に要する た額の割合を乗じて得 規定する率を乗じて得 者支援金の額に同号に 額の合計額に対する同 号及び第二号に掲げる 第三十四条第一項第一 附則第十三条第一項の 表の上欄に掲げる当該 に係る特定割合 た額並びに後期高齢者 れた高齢者医療確保法 の納付に要する費用の 人当たり所得額の区分 組合特定被保険者の 同表の下欄に 次の

十四四

費用の額の合計額に一 号に規定する後期高齢 係る前期高齢者納付金 うち法附則第十条第三 保険者に係る所得並び となる年度における被 労働省令で定める基準 分の一を乗じて得た額 支援金の納付に要する た額並びに後期高齢者 た額の割合を乗じて得 規定する率を乗じて得 額の合計額に対する同 号及び第二号に掲げる 規定により読み替えら 附則第十三条第一項の 額に高齢者医療確保法 の納付に要する費用の 被保険者でないものに 働大臣が定める組合の 項の規定により厚生労 特定納付費用額のうち に療養の給付並びに入 に係る特定割合 者支援金の額に同号に 第三十四条第一項第 れた高齢者医療確保法 組合特定被保険者の 厚生

二以万二百上円百	満円百上円十百未万二以万九	表 万 九 上 円 十 百 満 円 十 百 以 万 八	表 万 八 上 円 十 百 満 円 十 百 以 万 七
四四の千十百分	七四の千 十百分	五の千十百分	四五の千 十百分

円 五 九 十 万	未 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	未 八十万円 一百七十万円	末 七 円 百 万 円 万 円 万 円 万 円 万 円 万 円 万 円 万 円 万 円	未 六十以 六十万 万 五十 万 万 万	円 五 満 一 万
百分の	百五十の	四百千分の	七百千 五分 十の	百 千 六 十	四百千分分 かり

(2) 定める割合 特定納付費相当額控除後 特定納付費用額のうち を乗じて得た額を除い た額に係る特定割合 た額に係る特定割合

高齢者交付金がある場 院時食事療養費、保険外 所用療養費及び移送費の支 結に要する費用並びに 治に要する費用並びに が期高齢者支援金並び に介護納付金の納付に で介護納付金の納付に

掲げる割合

別財政力指数の区分にろにより算定した組合労働省令で定めるとこ

合には、これを控除し

四二以万三二十百上円十百	表 万 三 二 以 万 二 二 満 円 十 百 上 円 十 百	満門十百上円十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十十二十二十十二十二十二十十二十十二十十十二十十十十	満 円 十 未 万
三三の千日日分	七三の千十百分	四の千十百分	

特定納付費用額のうち 給付費相当額控除後

万円以上	万円以二百四上十	万円以二百二十	円 一 一 一 一 一 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 一 二 一 一 一 一 一 万 一 一 万 一 万	満 十 以 二 百 万 円 青 円	
	二千十分七の	五十分五の	八 十分 四 の	百千分五の	七

以万四二上門十百	未 万 満 円
三の千十百分	

未 八 円 百 満 十 万 上 百 円 百 万	未 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	未	円 五 治 万
四百千五分十の	七百千 五分 十の	一百千 六分 十の	四百千分十の

(1)に規定する三分の二 た額に係る特定割合 次の表の上欄に掲げる 当該組合の組合被保険 当方に応じ、同表の下 区分に応じ、同表の下

二万二	万二万二円千二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	円 百 円 二 未 二	満十以二	満百円百万以九	未 九 円 百 満 十 以 八
万円以上 百三十	万円以上 百三十 十分の	円 用 用 二 百 二 十 万 百 四 十 万 一 日 四 十 万 一 の 十 の の の の の の の の の の の の の	満 十万円未 四 二百万円 千分の	周 百 円以上二 百 四十 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一	未 九十万円 百八十万円 百八十万円 百五十 百五十
十 の 	+101	+ の	+101	+101	+ の

_			
_		二百四十 ヨケの	万円未満

(傷病手当金と障害手当金等との併給調整) (傷病手当金と障害手当金等との併給調整) (傷病手当金と障害手当金等との併給調整) (傷病手当金と障害手当金等との併給調整) (傷病手当金と障害手当金等との併給調整) (傷病手当金と障害手当金等との併給調整) (傷病手当金と障害手当金等との併給調整) (傷病手当金と障害手当金等との併給調整) (傷病手当金と障害手当金の類に達するに至る日における当該合計額を受けることができない場合 傷病手当金合計額(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による障害手当金の支給を受けることができない場合 傷病手当金の支給を受けることができない場合 傷病手当金の対路を受けることができない場合 協病手当金の対路を受けることができない場合 法第九十九条第二項の規定により算定される額と出産手当金の変により算定される額と出産手当金の額(当該額が同項の規定により算定される額と出産手当金の額(当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあっては、当該額)との差額の全部若しくは一部の額(当該額が同項の規定により算る報酬の全部若しくは一部の額(当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあっては、当該額)との差額又は傷定される額を超える場合にあっては、当該額)との差額又は傷定される額を超える場合にあっては、当該額が同項の規定により算る報酬の全部若しくは一部の額(当該額が同項の規定により算る報酬の全部若しくは一部の額(当該額が同項の規定により算る報酬の全部若しくは一部の額(当該額が同項の規定により算る報酬の全部若しくは一部の額(当該額が同項の規定により算る報酬の全部若しくは一部の額(当該額が同項の規定により算る報酬の全部若しくは一部を受けることができる場合であって、かつ、出産手当金の額を関する。	改 正 案	
新設	現	
	行	

あっては、 法第九十九条第二項の規定により算定される額を超える場合に 規定により算定される出産手当金の額の合算額 条第二項の規定により算定される額と当該受けることができる 金の額との差額のいずれか少ない額 報酬の全部若しくは一部の額及び法第百八条第二項ただし書の 報酬の全部又は一 出産手当金の支給を受けることができる場合 金合計額と障害手当金の 当該額) との差額又は傷病手当金合計額と障害手当 部を受けることができる場合であって の額との 差額の V ず (当該合算額が れか少 法第九十九 ない

、傷病手当金の併給調整の対象となる者の要件

第三十七条 を除き、以下この章において同じ。)でないこととする。 三条の二、第四十三条の三及び第四十四条第二項から第四項まで 日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であった者を含む。第四十 五条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けることができる 法第百八条第五項の政令で定める要件は、法第百三十

(傷病手当金の併給調整の対象となる年金である給付)

第三十八条 法第百八条第五項の老齢又は退職を支給事由とする年 ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。 金である給付であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

三~九 (略

年金保険法による老齢年金

昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生

通算老齢年金及び特例老齢年金

厚生年金保険法による老齢厚生年金及び特例老齢年金並びに

第三十七条 傷病手当金の併給調整の対象となる者の要件 法第百八条第四項の政令で定める要件は、

法第百三十

三条の二、第四十三条の三及び第四十四条第二項から第四項まで 日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であった者を含む。 五条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けることができる を除き、以下この章において同じ。)でないこととする。

第三十八条 ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。 金である給付であって政令で定めるものは、 (傷病手当金の併給調整の対象となる年金である給付 法第百八条第四項の老齢又は退職を支給事由とする年 次のとおりとする。

三~九 厚生年金及び特例老齢年金並びに昭和六十年国民年金等改正法 通算老齢年金及び特例老齢年金 第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、 厚生年金保険法 略 (昭和二十九年法律第百十五号) による老齢

(高額療養費の支給要件及び支給額)

した額とする。 のは、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額(以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。)ら第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除したの十一条 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項か

他の者 三条第二項第一号に規定する食事療養(以下この条において単 を含む。 次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るもの 険者又はその被扶養者が第八項の規定に該当する場合に て同じ。 より支給される家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者 百十一条第三項において準用する法第九十八条第一項の より支給される家族療養費に係る療養を受けている者又は法第 第百十条第七項において準用する法第九十八条第 条まで及び附則第 る日の属する月以前の療養に係るものにあっては、二万千円 十三条第一項及び第三項並びに第四十三条の二並びに附 保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の 「項に規定する療養を除 下この条において単に「生活療養」という。)及び当該 「食事療養」という。)、同項第二号に規定する生活療養 被保険者 のものに係る次 いて同じ。 (以下「病院等」という。) から受けた療養)が同一の月にそれぞれ一の病院、 以下この条から第四十三条まで及び附則第二条におい 日雇特例被保険者を除く。 (法第九十八条第)であって次号に規定する特定給付 二条において同じ。) 又はその のイからへまでに掲げる額 以下この 項の規定により 以下この条から第四 項から第五項 診療所、 支給を受けている 療養の (七十歳に達 被扶養者 項 べまで、 (法第六十 給付 対 薬局その の規定に における 7象療養 規定に 被保 又は 十三

高額療養費の支給要件及び支給額)

を含む。 他の者 る日 三条第二項第一号に規定する食事療養 より支給される家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者 より支給される家族療養費に係る療養を受けている者又は法第 第百十条第七項において準用する法第九十八条第 者を含み、 保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けて 次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るもの 以外のものに係る次のイからへまでに掲げる額 条において同じ。)であって次号に規定する特定給付対象療養 同項に規定する療養を除く。 険者又はその被扶養者が第八項の規定に該当する場合における 以下この条において単に「生活療養」という。 に「食事療養」という。 て同じ。)が同一の月にそれぞれ一の病院、 百十一条第三項において準用する法第九十八条第 条まで及び附則第二条において同じ。 十三条第一項及び第三項並びに第四十三条の二並びに附則第二 被保険者 の属する月以前の療養に係るものにあっては、 (以下「病院等」という。) から受けた療養 以下この条から第四十三条まで及び附則第二条におい 日雇特例被保険者を除く。 (法第九十八条第一)、同項第1 以下この項から第五項まで、 項の規定により療養の 一号に規定する生活療養)又はその被扶養者 以下この条から第四 (以下この条において単 診療所、)及び当該被保 (七十歳に達 一項の 二万千円(項の規定に (法第六十 薬局その 規 党定に 第四 十三 いる 又は 7

イ (各) にあっては、一万五百円)以上のものに限る。)を合算した額

一 (略) (略)

2 9

(略)

イ (略) 以上のものに限る。)を合算した額にあっては、一万五百円)以上のものに限る。)

1 当該療養が法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養1 当該療養が法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養1 当該療養が法第六十三条第二項第一号に規定する厚生労働人に対して支給される額に相当する額を控除した額を加入は同項第四号に規定する選定療養を含む場合における一部のでは同項第四号に規定する選定療養を含む場合における一部のでは、 当該療養が法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養1 当該療養が法第一点に対している。

(略) (略)

2 9

略

					1
れ 酬 第 出 間 第 に の に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	少ない額額とはいうできる場合ではより算定される額を超える場合にはより算定される額を超える場合にないのではより算定される額と出産手当金をの支給を受けることができる場合	会計額をいう。 との差額 との差額	項の合計項が当亥章書手当金の頃に室けるとする場合の法第六十九条第二項生年金保険法(昭和二十九年法律第百金の支給を受けることとなつた日以後金の支給を受けることができない場合	一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出窓各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。 各号に掲げる場合とし、同項ただし書の政令で定める差額は)病 二手 :当 :
6次 谷貝 ル* ル*	金あの	とができない場合であつて、以下この条において同じ。)	月の に 十	かできない場合であつ 万に応じ当該各号に定 一同項ただし書の政令	との併給調
当該額)との差額又は傷を当該受けることができる場合であつて、かできる場合であつて、か	の額との差額のいずれかつては、当該額が同項の規定額(当該額が同項の規定	かつ、出産と障害手当	頃に産計るに至る日における当第二項の規定により算定される日以後に傷病手当金の支給を受日以後に傷病手当金の支給を受ける。	あつて、かつ、出産手当 に定める額とする。 は対し、 は対し、 は対し、 は対し、 は対し、 は対し、 は対し、 は対し、	(を) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な
				(現
					行

兀 あつては、 法第六十九条第二項の規定により算定される額を超える場合に 規定により算定される出産手当金の額の合算額 報酬の全部若しくは 条第二項の規定により算定される額と当該受けることができる 金の額との差額のいずれか少ない額 報酬の全部又は一 出産手当金の支給を受けることができる場合 金合計額と障害手当金の 当該額) との差額又は傷病手当金合計額と障害手当 部を受けることができる場合であつて 一部の額及び法第七十四条の二ただし書の の額との 差額 0 ١ ず (当該合算額が れか少 法第六十九 ない

第五条 法第七十条第四項の老齢又は退職を支給事由とする年金た(傷病手当金の併給調整の対象となる年金たる給付)

、その全額につき支給を停止されている給付を除く。る給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし

二~九 (略)

年金保険法による老齢年金

通算老齢年金及び特例老齢年金

昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生厚生年金保険法による老齢厚生年金及び特例老齢年金並びに

(高額療養費の支給要件及び支給額)

額とする。

「部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。)が高工項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した額(乗八条 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項から第

、傷病手当金の併給調整の対象となる年金たる給付

、その全額につき支給を停止されている給付を除く。
る給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし第五条 法第七十条第四項の老齢又は退職を支給事由とする年金た

(略)

通算老齢年金及び特例老齢年金第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、厚生年金及び特例老齢年金並びに昭和六十年国民年金等改正法一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による老齢

三~九 (略

(高額療養費の支給要件及び支給額)

第

額とする。

「部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。)が高工項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した額(工資をする。

ニー (各) (略)

。)について受けた療養(法第五十三条第二項第一号に規定す るものにあつては、 象療養以外のものに係る次のイからへまでに掲げる額 第十一条において同じ。)であつて次号に規定する特定給付対 八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除 生活療養」という。)及び当該被保険者又はその被扶養者が第 下この条から第十条までにおいて同じ。 に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万 る食事療養(以下この条において単に 又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む 以下この項から第五項まで、 同項第二号に規定する生活療養(以下この条において単に 外併用療養費の支給又は訪問看護療養費の支給を受けてい (次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係 以下この条から第十条までにおいて同じ。 (法第八十二条の規定により支給される家族療養費 診療所、薬局その他の者 一万五百円)以上のものに限る。)を合算 第十条第一項及び第三項並び 項の規定により療養の 「食事療養」という。 (以下「病院等」という)が同一の月にそれぞ (七十歳

イ (略)

ハ~へ (

。)について受けた療養(法第五十三条第二項第一号に規定す した額 象療養以外のものに係る次のイからへまでに掲げる額(七十歳 第十一条において同じ。)であつて次号に規定する特定給付対 八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く 生活療養」という。)及び当該被保険者又はその被扶養者が第 又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む るものにあつては、 に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万 る食事療養(以下この条において単に れ一の病院 下この条から第十条までにおいて同じ。 以下この項から第五項まで、 同項第二号に規定する生活療養(以下この条において単に「 被扶養者 外併用療養費の支給又は訪問看護療養費の支給を受けている 被保険者 (次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係 以下この条から第十条までにおいて同じ。)又はそ (法第八十二条の規定により支給される家族療養費 (法第六十七条第一項の規定により療養の 診療所 一万五百円)以上のものに限る。)を合筧 薬局その他の者 第十条第一項及び第三項並びに 「食事療養」という。) (以下「病院等」という)が同一の月にそれぞ

イ (略)

 \bigcirc 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号) (抄) (第五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

			I				2 第 術 八 (的 前 条 入	
	ij	第七十条第三	(略)	(削る)	(略)	み替える規定中読	読替えは、 (略) に定める	改
い及び担当に関 養の給付の取扱 次条第一項の療	する 療養の給付に関	保険医療機関等	(略)		(略)	字句字句の	のの 費	正
条第二項の規定による基準準用する前項の定め及び同第七十四条第十項において	養に関する 養に関する 養に関する 養費に係る療	保険医療機関	(略)		(略)	読み替える字句	表のとおりとする。のほか、法第七十四条第十項の規定による技に関する読替え)	案
							 2 第	
	ц	第七十条第三	(略)	四項 第六十四条第	(略)	み替える規定中読	(入院時食事療) (入院時食事療	現
次条第一項の療 で発明の原拠	療養の給付	保険医療機関等	(略)	第一項の給付	(略)	字句	、次の表のとおりとする。 なもののほか、法第七十四 なん でいる でいる でいる でん	
条第二項の規定による基準準用する前項の定め及び同第七十四条第十項において		保険医療機関	(略)		(略)	読み替える字句	的読替えは、次の表のとおりとする。前項に定めるもののほか、法第七十四条第十項の規定による技条(略)	行

						 2 第		
ij	第七十条第三	(略)	(削る)	(略)	み替える規定法の規定中読	一	(略)	
療養の給付に関	保険医療機関等	(略)		(略)	字句字句の	で的読替えは、次の表のとおりとする。前項に定めるもののほか、法第七十元条 (略)(入院時生活療養費に関する読替え)	略)	する基準並びに 算定に関する基 算定に関する基 の給付に要 の定
入院時生活療養費に係る療	保険医療機関	(略)		(略)	読み替える字句	的読替えは、次の表のとおりとする。前項に定めるもののほか、法第七十五条第七項の規定による技条(略)	(略)	並びに同条第四項の入院時後事療養費に係る療養の取
						· 技		
	頁 第		四 第		7, 注	2 第 術 九 (的 前 条 入		
7	第七十条第三	(略)	四項 第六十四条第	(略)	み替える規定中読	術的読替えは、 前項に定める (入院時生活療	(略)	
療養の給付	保険医療機関等	(略)	第一項の給付	(略)	字句	M的読替えは、次の表のとおりとする。前項に定めるもののほか、法第七十元条 (略)	略)	する 算定に関する 費用の額の 定に関する基準 が可の定
入院時生活療養費に係る療	保険医療機関	(略)		(略)	読み替える字句	的読替えは、次の表のとおりとする。前項に定めるもののほか、法第七十五条第七項の規定による技条(略)	(略)	並びに同条第四項の入院時後事療養費に係る療養の取

			S Athr		
第六十六条第	三項 第六十四条第	み替える規定中読	(保険外併用療養費 (保険外併用療養費	(略)	
療養の給付	第一項の給付	字句字句のある	表のとお、に関する	(略)	変える。 準度に関する基準並びに関する基準がの額のでは、 変える。 変え、一項のをでは、 変え、一項のをでは、 変え、 変え、 変え、 変え、 変え、 変え、 変え、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では
保険外併用療養費に係る評	選定療養とおります。とは、おります。とは、おります。とは、おります。とは、おります。とは、おります。とは、おります。とは、おります。とは、おります。これは、おります。これは、おります。これは、おります。	読み替える字句	りとする。	(略)	養に関する 第七十五条第七項において 準用する前項の定め及び同 全活療養費に係る療養の取 生活療養費に係る療養の取 と活療養費に係る療養の取
 第	項三第	み法	2 第 術 十 (的 前 条 保		
第六十六条第	項	み替える規定中読	読 で	(略)	
療養の給付	第一項の給付	字句字句の	、次の表のとおりとする。 、次の表のとおりとする。 のほか、法第七十分 療養費に関する読替え)	(略)	次条第一項の 療養の給付の取扱 する費用の額の する費用の額の する費用の額の でに関する基
保険外併用療養費に係る評	保険外併用療養費に係る評	読み替える字句	りとする。	(略)	養 第七十五条第七項において 第七十五条第七項において 準用する前項の規定による基準 生活療養費に係る療養の取 生活療養費に係る療養の取

項	項 第七十 条第二		項 第七十条第三		第七十条第七	
	費用 の給付に要する の給付に関する	(略)	する	次条第一項の た 関連では 関する を が を が を が を が を が を が り の 治 付 の 取 が り に 関する 基 準 並 び に り に り に り に り に り に り に り に り に り に	(略)	療養の給付
選定療養、患者申出療養又は	用 選定療養につき算定した費 低療養、患者申出療養又は 保険外併用療養費に係る評	(略)	選定療養に関する保険外併用療養費に係る評	第七十六条第六項において 準用する前項の定め及び同 条第二項の規定による基準 がびに同条第三項に規定す る保険外併用療養費に係る を養の取扱い及び担当に関 する基準	(略)	価療養、患者申出療養又は保険外併用療養費に係る評
項	項 第七十条第二		項 第七十条第三		第七十条第七	<u> </u>
	費用 の給付に要する が養の給付に関	(略)	療養の給付	を 第 で を で を を を を を を を を を を を を を	(略)	療養の給付
価療養又は選定療養	算定した費用 の療養又は選定療養につき にのき	(略)	保険外併用療養費に係る評	第七十六条第六項において 準用する前項の定め及び同 条第二項の規定による基準 並びに同条第三項に規定す る保険外併用療養費に係る を養の取扱い及び担当に関 する基準	(略)	価療養又は選定療養保険外併用療養費に係る評

_										
ų ų	第七十四条第	(略)				五頁 第七十四条第	三項 三項 第七十二条第	(略)	一項 一項 第七十二条第	
食事療養	(略)	(略)	(略)	食事療養に	食事療養を	(略)	療養の給付	(略)	療養の給付	
は選定療養、患者申出療養又	(略)	(略)	(略)	は選定療養に評価療養、患者申出療養又	は選定療養を評価療養、患者申出療養又	(略)	は選定療養 は選定療養 は選定療養者し は選定療養費に係る評	(略)	選定療養の場合に係る評の場合に表し、患者申出療養又はの場合に係る評のである。	選定療養
	第七十四条第	(略)			j Į	五頁 第七十四条第	第七十二条第	(略)	第七十二条第	
食事療養	(略)	(略)	(略)	食事療養に	食事療養を	(略)	療養の給付	(略)	療養の給付	
評価療養又は選定療養	(略)	(略)	(略)	評価療養又は選定療養に	評価療養又は選定療養を	(略)	価療養又は選定療養保険外併用療養費に係る評	(略)	価療養又は選定療養 保険外併用療養費に係る評	

第十三条 (略) (特別療養費に関する読替え)

2 術的読替えは、次の表のとおりとする。
前項に定めるもののほか、法第八十二条第二項の規定による技

 第七十六条第	(略)	ц	第七十条第二	(略)	第六十四条第	(略)	み替える規定中読
費の額保険外併用療養	(略)	同項	(略)	(略)	第一項の給付	(略)	字句をえられる
特別療養費の額	(略)	出十六条第二項 より読み替えて準用する第 第八十二条第二項の規定に	(略)	(略)	特別療養費に係る療養	(略)	読み替える字句

第七十六条第 第八十一 二項第一号 略 項 条第 訪問看護療養費 第七十一条第一 る費用の額の算 項に規定する療 を勘案して 定に関する基準 養の給付に要す 略 特別療養費 費の支給を受けることがで 労働大臣が定める基準によ 療養の給付に要する費用の 七十一条第一項に規定する けることができる場合は第 いるならば療養の給付を受 項に規定する きる場合は第七十八条第四 ているならば訪問看護療養 養費の支給を受けることが ているならば保険外併用療 額の算定に関する基準によ できる場合は第七十六条第 一項第一号に規定する厚生 略 被保険者証が交付されて 被保険者証が交付され 被保険者証が交付され

第七十一条第一

被保険者証が交付されて

定に関する基準る費用の額の算養の給付に要す項に規定する療

を勘案して

額の算定に関する基準によ療養の給付に要する費用の七十一条第一項に規定するけることができる場合は第けることができる場合は第

被保険者証が交付され

ているならば保険外併用療

(高額療養費の支給要件及び支給額)

下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。)が高額第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額(以第十四条 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項又は

(高額療養費の支給要件及び支給額)

第八十一条第

訪問看護療養費

特別療養費の支給

略

略

略

項

の支給

下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。)が高額第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額(以第十四条。高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項又は

きる場合は第七十八条第四費の支給を受けることがで

ているならば訪問看護療養

項に規定する

労働大臣が定める基準によ

被保険者証が交付され

できる場合は第七十六条第養費の支給を受けることが

二項第一号に規定する厚牛

た率をいう。)を乗じて得た額とする。 担金等合算額」という。)を一部負担金等世帯合算額で除して得される高額療養費の額を控除して得た額(以下「被保険者一部負次に掲げる額を合算した額から次項又は第三項の規定により支給た額に被保険者按分率(被保険者が同一の月に受けた療養に係る一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除して得療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、

に係る次のイからヌまでに掲げる額を合算した額 であって次号に規定する特定給付対象療養以外のもの 第一項及び第十六条の二並びに附則第五条及び第六条において 第一項及び第十六条の二並びに附則第五条及び第六条において という。)及び同項第二号に規定する食事療養(以下「食事療養」 同一の世帯に属する被保険者が同一の月に受けた療養(法第

イ・ロ (略)

一 (格) ニ〜ヌ (略)

2~7 (略)

た率をいう。)を乗じて得た額とする。 担金等合算額」という。)を一部負担金等世帯合算額で除して得される高額療養費の額を控除して得た額(以下「被保険者一部負次に掲げる額を合算した額から次項又は第三項の規定により支給た額に被保険者按分率(被保険者が同一の月に受けた療養に係る一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、

に係る次のイからヌまでに掲げる額を合算した額同じ。)であって次号に規定する特定給付対象療養以外のもの第一項及び第十六条の二並びに附則第五条及び第六条において養」という。)を除く。以下この項から第三項まで、第十六条という。)及び同項第二号に規定する食事療養(以下「食事療養」、十四条第二項第一号に規定する食事療養(以下「食事療養」に係る次のイからヌまでに掲げる額を合算した額

イ・ロ (略)

へ 当該療養が法第六十四条第二項第三号に規定する評価療養でおりた費用の額とする。ニにおいて同じ。)から当該療養に要した費用の額とする。ニにおいて同じ。)から当該療養に要した費用の額とする。ニにおいて同じ。)から当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額に法第七十六条第二項第一号に規定する厚生労働した費用の額に法第七十六条第二項第三号に規定する評価療養する額を控除した額を加えた額

ニ〜ヌ(略

2~7 (略)

(傍線
0)
部
分
は
改
正
部
分

第一項	(鮥)	る。 表の中欄に においては においては が第七十九 が第七十九 が第七十九 が第五 が第五 が第五 が第五 がある。	て、 同項 のの を 療 等 に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	改
の額とする。た概算医療費拠出	(略)	法等改正法第七条の大条第一項及び第五十二条及び第五十五十二条及び第五十五十二条及び第五十五十二条及び第五十二条及び第五十二条のが第五十十二条のが第五十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	定は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	
だ 金 金 前	(略	その二十前附の 1年五規則規 でちを条)健第定	おその効力を有いるなおその効力を有いるの対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の	正
の額とその額に係る調整々年度の実績医療費拠出)	表の下欄に掲げる字句表の下欄に掲げる規定を適用するの上欄に掲げる規定を適用するの上欄に掲げる規定を適用するの上欄に掲げる規定を除る改正前の老人保健法	有するものとされた平の執行に要するものとされ第三十八条第一項に規第三十八条第一項に規第三十八条第一項に規規における健康保険法別。	案
		と中場六五き(成 つ た 定 成 等	
(新設)	(略)	れう項二年第ぞを条四代	(老人保健拠 (本成十八年) (平成十八年) (平成十八年) (平成十八年) (平成十八年) (平成十八年) (平成十八年) (平成十八年) (平成十八年)	現
	(略)	れ同表の下欄に掲げる字句とする。次の表の上欄に掲げる規定中同表の除く。)の規定を適用する場合に対象に、)の規定を適用する場合に対象に、)の規定を適用する場合に対象に対象の表の上欄に掲げる字句を対象の表の	第七条の規定による改正前のりなおその規定によける健康保険法等がにこれらの事務の執行に要が則第三十八条に規定する医法律第八十三号。以下「平成法律度における健康保険法等法律度における健康保険法等法律を関する平成二十年四	
	(略)	する。 同表の中欄 同表の中欄 で、第七十	老人保健をは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	行
		に 掲 げ る 来 第 一 項 を 入 系 り の り り り り り り り り り り り り り り り り り	(昭和五十) 健法の規定 は (昭和五十) は (田和五十) に (田和五十	

第二項		
拠出金の額との過の額と確定医療費拠出金	得 合 係 そ を 疾 前 疾 前	し、前々年度の概
実績医療費拠出金の額		一金額との合計額
新設)		

(削 る)				(削 る)	
					不足額
第 第 第 五 項 1 系 五 十 五 条				第一五年五条	
当該年度	第八十一条の二第	加 入 者 等	当該年度	当該各号に掲げる	
つては前々年度、当該年度医療費拠出金の算定に当た当該年度の前々年度の概算	附則第十条第一項	加入者等(改正法第七条の加入者等(改正法第七条の	当該年度の前々年度の概算と原費拠出金の算定に当たのでは前々年度、当該年度の無力を表現のでは前々年度、当該年度のでは前々年度の概算と	当該年度の前々年度の概算当該年度の前々年度の概算とし、当該年度の概算医療をして、当該年度の概算医療をして、当該年度の概算医療をして、当該年度の概算を対しる額の対しては当該各号に掲げる額の対しては当該各号に掲げる額の対しては当該各号に掲げる額の対しては当該各号に掲げる額の対しては当該各号に掲げる額の対しては当該各号に掲げる額の対しては当該を表する。	

第一項	第五十六条	第五十六条	(削る)	
_	第五十四条第一項	確定医療費拠出金		
十 の み 附 成 0 四 規 替 則 二 -	建康保険法施行令等の一部	実績医療費拠出金		
第一	第五十六条	(新設)	第五十五条	
	第五十四条第一項		当該年度	別上の加入者の見込総数の割合を 別上の加入者等の 別と総数の割合を
改正前の第五十四条第一項	改正法第七条の規定による		当該年度の前々年度の概算と原費拠出金の算定に当たっては前々年度、当該年度の概算とのでは前々年度の概算といる。	の概算医療費拠出金の算定に当たつては前年度 加入者(改正法第七条の規 定による改正前の第六条第 三項に規定する加入者をい う。以下同じ。)の見込総 数に対する七十五歳以上の 加入者等の見込総数の割合 を、

号 第 第 五 (1) 第 一 7 条	号 第 五 十 八 条 一		号 第 1 9 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		,	引第二十 第二十 第二十 第二十 第二十 十六条	
療費拠出金相当額負担調整前確定医	前々年度の	特定費用確定率	加 入 者 等	からからからからからからからからからからからからからからからからからからから	確定加入者調整率	超過保険者確定負担調整基準	確定医療費拠出金
金相当額	平成二十年度の	特定費用実績率	加入者等(改正法第七条の 規定による改正前の第二十 五条第一項に規定する七十 五歳以上の加入者等をいう 。以下この条において同じ 。	金相当額から	実績加入者調整率	者実績負担調整基準超過保険	実績医療費拠出金の
(新 設)	(新設)		(新 設)			(新設)	
							(新設)

第五十六条	第三項				第 二 巧	第五十六条	5	第一項第二
特定費用確定率	療費拠出金相当額負担調整前確定医	下限割合における	当該	加入者の総数	すべて前々年度における	確定加入者調整率	療費拠出金相当額負担調整前確定医	超過保険者確定負担調整基準
特定費用実績率	金相当額	同年度における下限割合	同年度における当該	じ。)の総数 での の の の の の の の の の の の の の の の の の の	平成十九年度における全て	実績加入者調整率	金相当額	者 実績負担調整基準超過保険
(新設) 	(新設)					(新 設)		(新設)

第一項第六十四条	(略)	第五十六条			第四項	号 第三項第二 第二十六条	7	第三項第一	号 第三項第一
第一条	(略)	特定費用確定率	率確定負担調整加算	超過保険者確定負担調整基準	療費拠出金相当額負担調整前確定医	特定費用確定率	確定加入者調整率	者確定基準超過保険	
改正前の第一条改正法第七条の規定による	(略)	特定費用実績率	実績負担調整加算率	者実績負担調整基準超過保険	金相当額	特定費用実績率	実績加入者調整率	実績基準超過保険者	
第一項	(略)	(新設)			新設)	新設)		新設)	
第一条	(略)								
改正前の第一条改正法第七条の規定による	(略)								

第三条から第五条まで 削除

(略)	第七十四条	(略)	号 第一項第二 第二 条
(略)	(略)	(略)	第四十八条第一項
(略)	(略)	(略)	改正前の第四十八条第一項改正法第七条の規定による

第七十四条

略

略

略

略

略

第四十八条第一項

改正前の第四十八条第一項改正法第七条の規定による

略

略

略

第三条 平成二十一年度における前条に規定する医療等に要する費第三条 平成二十一年度における前条の規定を適用する場合において、平成二十年四月改正前老健法の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる字句とするほか、に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる対定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の上欄に掲げる対定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句とする場合において

		第一項第五十四条
窓 変 費 拠 出 金 の 確 の で と か 前 々 年 度 の 確	医療費拠出金	する。た際費拠出
金額との合計額とする。た控除して得た額に係る調整	を控除して得た額度の概算医療費拠	の額から当該年度の極定医療費

第 一 巧	一 五	
加入者等	当該年度	算額を超えるときは の額に不の超える額に で額に不の超える額に で額に不の超える額に で額に不の超える額に で額に満たないと で額にその満たないと で額にその満たないと での合計額を控除して での音にその満たないと での合計額をを変して での音にその満たないと での合計額をを変して での音にその満たないと での合計額をを変して のの音に表の での音が前々年度の での音が前々年度の での音が前々年度の での音が前々を変して での音が前々を変して での音が前々を変して での音が前々を変して での音が前々を変して での音が前々を変して での音が前々を変して での音が前々を変して での音が前々を変して での音が前々を変して での音が前々を変して での音が前々を変して での音が前々を変して での音があるときないと での音がある。 でのる。 での。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 での。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 でのる。 での。 でのる。 での。 での。 での。 での。
加入者等(改正法第七条の 五歳以上の加入者等をいう 五歳以上の加入者等をいう	当該年度の前々年度	だし、当該控除して得た額 ることとなつた部分の金額 及び当該金額に係る調整金 金額を当該年度末までに還 付するもの

する費用の支弁及び負担並びにこれらの事務の執行に要する費用第四条 平成二十二年度における附則第二条に規定する医療等に要

第一項十六条	第五項五条	第二項	第五十五条	
第五十四条第一項	当該年度	加入者の見込総数 以上の加入者等の 以上の加入者等の	当該年度	第八十一条の二第
健康保険法施行令等の一部 を改正する政令(平成二十 年政令第百十六号)附則第 三条の規定により読み替え られた改正法第七条の規定 による改正前の第五十四条	当該年度の前々年度	加入者(改正法第七条の規定による改正前の第六条第三項に規定する加入者をいう。以下同じ。)の見込総数に対する七十五歳以上の加入者等の見込総数の割合を、	当該年度の前々年度	附則第十条第一項

第二項 第一項 第五十五条 第五十五条 当該年度 当該各号に掲げる 以上の加入者等の 一項 加入者等 当該年度 見込総数の割合を に対する七十五歳 加入者の見込総数 第八十一条の二第 う。 数に対する七十五歳以上の 三項に規定する加入者をい 定による改正前の第六条第 加入者 (改正法第七条の規 平成十九年度 附則第十条第一項 規定による改正前の第二十 当該年度の前々年度 当該各号に掲げる額の十二 五歳以上の加入者等をいう 五条第一項に規定する七十 加入者等 分の一に相当する 以下同じ。 以下同じ。 (改正法第七条の)の見込総

第五十五条第二項及び第五十六条第一項の項を除く。)を準用すげる実句とするほか、前条の規定(同条の表第五十五条第一項、げる字句とするほか、前条の規定(同条の表第五十五条第一項、がる字句とするほか、前条の規定のうち次の表の上欄に掲適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲っていて、同条に規定する平成二十年四月改正前老健法の規定を

第			
年四月改正前 第五条 平成二 第二条に規定 平成二	第二項	第 一 五 項 十 六 条	
年四月改正前老健法の規定(平成二十年らの事務の執行に要する費用について、第二条に規定する医療等に要する費用の五条。平成二十三年度から平成二十九年	前々年度	第五十四条第一項	
年四月改正前老健法の規定(平成二十年四月改正前老健法第五十らの事務の執行に要する費用について、同条に規定する平成二十第二条に規定する医療等に要する費用の支弁及び負担並びにこれ五条(平成二十三年度から平成二十九年度までの間における附則	平成十九年度	使康保険法施行令等の一部 を改正する政令(平成二十 を改正する政令(平成二十 一四条において準用する同令 附則第三条の規定により読 み替えられた改正法第七条 の規定による改正前の第五 十四条第一項	-1

加入者等の見込総数の割合

び第五十六条第一項の項を除く。 の表第五十五条第一項、 れ同表の下欄に掲げる字句とするほか、 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 五条を除く。 を適用する場合において (を除く。)を準用する。 第五十五条第二項、第五 附則第二条の規定 は 第五十五条第五項及 これらの規定のうち それぞ (同 条

第一項第五十四条 の額とする。 概算医療費拠出金 ただ 金の額とその額に係る調整前々年度の実績医療費拠出

実績医療費拠出金の額	拠出金の額との過概算医療費拠出金	第二項条
	算して得た額を加	
	い額に係る調整金	
	い額とその満たな	
	の額にその満たな	
	概算医療費拠出金	
	きは、当該年度の	
	の額に満たないと	
	確定医療費拠出金	
	の額が前々年度の	
	概算医療費拠出金	
	とし、前々年度の	
	得た額とするもの	
	合計額を控除して	
	係る調整金額との	
	とその超える額に	
	からその超える額	
	医療費拠出金の額	
	、当該年度の概算	
	額を超えるときは	
	定医療費拠出金の	
	額が前々年度の確	
	算医療費拠出金の	
金額との合計額	し、前々年度の概	

						第一五項十六条	
特定費用確定率	加入者等	療費拠出金相当額負担調整前確定医	確定加入者調整率	超過保険者確定負担調整基準	確定医療費拠出金	第五十四条第一項	不足額
特定費用実績率	加入者等(改正法第七条の規定による改正前の第二十五条第一項に規定する七十五条第一項に規定する七十五条第一項に規定する七十五条第一項に規定する七十五条第一項に規定すると	金相当額 食担調整前実績医療費拠出	実績加入者調整率	者実績負担調整基準超過保険	実績医療費拠出金	使康保険法施行令等の一部 を改正する政令(平成二十 年政令第百十六号)附則第 五条の規定により読み替え られた改正法第七条の規定 による改正前の第五十四条	

	第四項				第三項		第 二 巧	第五十六条	
超過保険者確定負担調整基準	療費拠出金相当額負担調整前確定医	確定加入者調整率	者	特定費用確定率	療費拠出金相当額負担調整前確定医	加入者の総数	前々年度	確定加入者調整率	前々年度の
	金相当額 食担調整前実績医療費拠出	実績加入者調整率	実績基準超過保険者	特定費用実績率	金相当額	じ。)の総数 三項に規定する加入者をい 三項に規定する加入者をい による改正前の第六条第	平成十九年度	実績加入者調整率	平成二十年度の

(削る)

(老人保健拠出金等に関する健康保険法の規定の適用)

第六条 られた、 た同法第百五十三条、 七条の二、 大正十一年法律第七十号)附則第四条の四の規定により読み替え 一条の規定並びに同法附則第四条の四の規定により読み替えられ (老人保健拠出金等に関する健康保険法の規定の適用) 平成二十年度及び平成二十一年度において、 同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第 第百五十一条、 第百五十四条、 第百五十五条、 第百七十三条及び第百七十 第百六十条及び附則第 健康保険法

表の下欄に掲げる字句とする。

表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、

六条の規定を適用する場合においては、

これらの規定のうち次の

それぞれ同

五十三条第二日法第七条の日本の一十七年法律第二日本の一十七年法律第二日本の一十二条第二日本の一十二十二条第二日本の一十二十二条第二日本の一十二条第二日本の一十二条第二日本の一十二条第二日本の一十二条第二日本の一十二条第二日本の一十二十二条第二日本の一十二十二条第二日本の一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二			び国民健康保険
五十三条第二項において「十七年法律第八十号。第百正前の老人保健法(昭和五同法第七条の規定による改同法第一	効力を有するものとされた人条の規定によりなおその	号) 附別	正する去聿 (平成十八年去) 健康保険法等の一部を改

第三項第二	条第一項	条第二項四	条第百五二項三	条 第百五十一	
病床転換支援金等	及 び	る病床転換支援金を第一項に規定する病体を対しまでは、	及び同法附則第七 条第一項に規定す る病床転換支援金 イに係るものを除 者に係るものを除	第三十二条	
健拠出金 病床転換支援金等、老人保	、老人保健拠出金及び	び老人保健医療費拠出金別定する病床転換支援金及、同法附則第七条第一項に	、同法附則第七条第一項に 規定する病床転換支援金(月雇特例被保険者に係るも による医療費拠出金(次条 による医療費拠出金(次条 による医療費拠出金(次条	三条	民健康保険法 「民健康保険法 「大」という。)及び国 「大」という。)の規定によ 「大」という。)の規定によ

それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	衣の下欄に	それぞれ同志	げる字句は、	
掲げる規定中同表の中欄に掲	衣の上欄に掲げ	のうち次の表	これらの規定	
百七十三条及び第百七十六条の規定を適用する場合においては、	ハ条の規定	び第百七十六	百七十三条及	
則第四条の四の規定により読み替えられた同法第百五十四条、第	り読み替え	の規定により	則第四条の四	
規定により読み替えられた同法第百五十三条の規定並びに同法附	に同法第百	み替えられた	規定により読	
れた、同法附則第四条の四の	記み替えら	規定により	第五条の二の規定により読み替えられた、	
附則第二条の規定、同法附則	第百六十条及び	五十五条、第百六	条、第百五十	
条の三の規定により読み替えられた同法第七条の二、第百五十一	谷えられたI	により読み芸	条の三の規定	
り読み替えられた、同法附則第四	足により読!	条の四の規定によ	険法附則第四条の	
度までの間において、健康保	ら平成二十四年度ま	カン	平成二十二年度	2
	_			
拠出金) <u>i</u>	第一項	
 	援金等病	病床転換支援金等	附則第二条	
			六 条 5	
八保健拠出金		金等	() 条第一項及	
病床転換支援金等及び老	病床転換支援 、	及び病床転	七	
び老人保健拠出金の額	711	金等の額	第十四項	
病床転換支援金等の額及	病床転換支援	及び病床転	第百六十条	

第三項の二 法及び国民健康保険 効力を有するものとされた 体第八十三号)附則第三十 大条の規定によりなおその 八条の規定によりなおその

条第一項	条第二項四	条第百五十三	条 第百五十一	
及 び	る病床転換支援金を第一項に規定する病体を対しまでは、	同法附則第七条第 同法附則第七条第	第百七十三条	
、老人保健拠出金及び	び老人保健医療費拠出金別定する病床転換支援金及、同法附則第七条第一項に	電特例被保険者に係るもの を除く。)、平成二十年四 月改正前老健法の規定によ る医療費拠出金(次条第二 可において「老人保健医療 項において「老人保健医療	三条	同法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号。第百五十三条第二項において「五十三条第二項において「平成二十年四月改正前老健を拠出金」という。)及び国拠出金」という。)及び国民健康保険法

(削る)

3				
第 .	第一項	六条 第百七十 日 東 第一項及 十	第十四項条	号 第三項第二 第百六十条
規定こよの読み替え年度及び平成二十六	病床転換支援金等	金等及び病床転換支援	金等及び病床転換支援	病床転換支援金等
られた、司去付則第四条の三の年度において、健康保険法附則	健拠出金	人保健拠出金、病床転換支援金等及び老	び老人保健拠出金、病床転換支援金等の額及	健拠出金
	第四条の四の規定こよの売み替えられた、司去付則第四条の平成二十五年度及び平成二十六年度において、健康保険法――	第四条の四の規定とより売み替えられた、司去付訓第四条の平成二十五年度及び平成二十六年度において、健康保険法第一項 健拠出金 健拠出金 病床転換支援金等、老人写所則第二条 病床転換支援金等 病床転換支援金等	第四条の四の規定とより売み替えられた、司法付訓第四条の 条第一項及 金等	第四条の四の規定とより売み替えられた、司法付訓第四条の領別第百七十三 及び病床転換支援 び老人保健拠出金 第一項及 金等 人保健拠出金 所則第二条 病床転換支援金等及びお条第一項及 金等 所則第二条 病床転換支援金等及びお条 東京 大保健拠出金 東京 大保健拠出金 東京 大保健拠出金 東京 大保健拠出金 東京 大保健拠出金 東京 大田 東海 大田

第七条の二 及び国民健康保険

、健康保険法等の一部を改

条第二項	条第二五 平三	条 第百五十一	第三項
条第一項に規定す及び同法附則第七	同法附則第七条第 同法附則第七条第 原本・のを除く。 原本・のを除く。 原本・のを除く。	第百七十三条	法
規定する病床転換支援金及、同法附則第七条第一項に	原費拠出金」という。) 原費拠出金」という。) 原費拠出金(次条第 二項において「老人保健医 二項において「老人保健医 一項において「老人保健医 が条第 二項において「老人保健医	三条三条	正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条の規定によりなおその 同法第七条の規定によりなおその 同法第七条の規定による改 正前の老人保健法(昭和五 十七年法律第八十号。第百 五十三条第二項において「 五十三条第二項において「 本拠出金(以下「老人保健 拠出金」という。)の規定による改 という。)の規定による改 を拠出金」という。)の規定による改 を拠出金(以下「老人保健

(削る)

4 条及び附則第二条の規定、 られた同法第七条の二、 より読み替えられた、 附則第一 六条 第百 第三項第一 条第一項及 第百七十三 第十四項 第百六十条 第百六十条 条第一項 び第百七十 平成二十七年度に 項 五十 条 五. 金等 金等 及び 病床転換支援金等 及び病床転換支援 及び病床転換支援 病床転換支援金等 る病床転換支援金 おいて、 第百五十一条、 病床転換支援金等、 び老人保健医療費拠出金 健拠出金 病床転換支援金等、 び老人保健拠出金 健拠出金 人保健拠出金 病床転換支援金等及び老 病床転換支援金等の額及 老人保健拠出金及び 第百五十五条、 老人保 老人保

の下欄に掲げる字句とする。

第三項の一 条| 第 百 条第二項 第百五十三 五. + 法のび国民健康保険 病床転換支援金 第百七十三条 日雇特例被保険者 に係るものを除く 三条 平成二十年四月改正前老健 同法第七条の規定による改効力を有するものとされた 被保険者に係るものを除く 病床転換支援金 老人保健拠出金、 民健康保険法 拠出金」という。 る拠出金(以下「老人保健 法」という。) の規定によ 五十三条第二項において 正前の老人保健法(昭和五 八条の規定によりなおその 律第八十三号) 附則第三十 正する法律(平成十八年法 前老健法の規定による医療 十七年法律第八十号。 健康保険法等 平成二十年四月改正 0) (日雇特例 第百七十 及び国 部を改 第百

の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 四の規定を適用する場合においては、 法第百七十三条及び第百七十六条の規定並びに同法附則第五条の 同法附 則第四条の四 の規定により読み替えられた同 これらの規定のうち次の表 それぞれ同表

三項

0

規

定

に健康保険法施行令等の一第五条の二までの規定並び	規定	の関則第五条
健拠出金	病床転換支援金等	第一項 不
人保健拠出金、病床転換支援金等及び老	金等を表が表を表が	六条 第百七十三 一項及
び老人保健拠出金、病床転換支援金等の額及	金等及び病床転換支援	第十四項
健拠出金	病床転換支援金等	第三項第二
、老人保健拠出金及び	及び	条第一項
び老人保健医療費拠出金規定する病床転換支援金及、同法附則第七条第一項に	る病床転換支援金及び同法附則第七	条第二項
金」という。) ・ いて「老人保健医療費拠出費拠出金(次条第二項にお		

替えられた、 替えられた同法第百七十三条第 替えられ 定により読み替えられた、 百五十三条第二項の規定、 条の三の規定により読み替えられた同法第七条の二第三項 平成二十八年度にお 五十四条第 項並びに附則第 附則第四条の四の規定により読み替えられた、 条、第百五十五条第一項、 同法附則第五条の規定により読み替えられた同 同法附則第五条の規定により読み替えられた同 一項の 規定、 二条第一 同法附則第四条の日第一項の規定、同法附 同法附則第四 同法附則第四条の四の規定により読み 健康保険 一項及び第百七十六条の規定並び 第百六十条第三項 [条の 同法附則第五条の三の (大正 匹 四の規定により \mathcal{O} + 規定により 第二号及び 同法附則第 年 律 第七 法第 法第 読み 第 規 第 5

規定により読み替規定により読み替	第百五十三条第一 「一の規定により読」 「一の規定により読」	
定により読み替えられたされる附則第四条の四の規対により読み替えて適用	第百五十三条第一項、改正 おり読み替えられた の別期第五条の二の規定に る附則第六条第四項の規定	で 東の規定 での条において「改正令」 この条において「改正令」 という。) 附則第六条第四 での表において「改正令」

法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第百五十三条第項の規定、同法附則第五条の四の規定により読み替えられた、同項、第百六十条第三項第二号及び第十四項並びに附 第 られた同法第七条の二第三項、第百五十一条、第百五十五条第一より読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替え 法の [附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第五条規定により読み替えられた同法第百五十三条第二項の規定、同 附則第四 規定により読み替えられた同法第百五十四条第 平成二十八年度におい 一項及び第百七十六条の規定並びに同法附則第五条の五の 第百六十条第三項第二号及び第十四項並びに附則第 同法附則第五条の三の規定により読み替えられた、 条 の四の規定により読み替えられた同法第百七十三条読み替えられた同法第百五十四条第二項の規定、同 て、 健 康保険法附則第四 同法附則第五条 条 不の四の 二条第 対規定に 規定 同

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字に同法附則第五条の五の規定を適用する場合においては、これら

-		
条 第 百 二 項 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	(略)	第 三 項 条 の 二
。) に係るものを除く 日雇特例被保険者	(略)	法及び国民健康保険
された平成二十年四月改正 被保険者に係るものを除く 。)、健康保険法等の一部 を改正する法律附則第三十 八条第一項の規定によりな おその効力を有するものと おその効力を有するものと	(略)	、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号いて「平成二十年四月改正がそによる拠出金(以下「老定による拠出金」という。)の規定による拠出金」という。)の規反び国民健康保険法等の一部を改正がで、受い方の対域を対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対
		teter teter
条 第		第 第

掲げる字句とする。掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄にを適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に

T C[3] [44] / 14		
条 第	(略)	第三項第七条の二
。) に係るものを除く日雇特例被保険者	(略)	法び国民健康保険
金」という。) 金」という。) 金」という。) 金」という。)	(略)	、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条の規定によりなおその同法第七条の規定による改同法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号。第百五十三条第二項において「平成二十年四月改正前老健本」という。)の規定による改出金(以下「老人保健る拠出金」という。)及び国民健康保険法

		の 附 五 則 第 五 条	(略)		条第二項四	
附則第四条の四の	第百五十三条第一 第百五十三条第一	規定にかかわらず	(略)	同項	る病床転換支援金を第一項に規定する病体を表別の	
改正令附則第六条第一項の	第百五十三条第一項の規定 る附則第五条の三の規定に る附則第六条第一項の規定 の規定に の対しの規定 の対しの規定	項の規定にかかわらず で、 の条において「改正令」 という。) 附則第六条第一 という。) 附則第六条第一 という。) で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	(略)	前項	び老人保健医療費拠出金規定する病床転換支援金及、同法附則第七条第一項に	金」という。) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	I					
		の 附 五 則 第 五 条	(略)		条第二項四	
附則第四条の四の	る 第百五十三条第一 の規定により読 が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	規定にかかわらず	(略)		る病床転換支援金条第一項に規定す	
改正令附則第六条第五項の	第百五十三条第一項、改正 の開期第五条の三の規定に る附則第六条第五項の規定 の規定	及び第五条の三の規定並び 及び第五条の三の規定並び 及び第五条の三の規定並び	(略)		び老人保健医療費拠出金規定する病床転換支援金及、同法附則第七条第一項に	

にはのに二	れ同表の下欄に掲げる字句とする。次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄五条の六の規定を適用する場合において法第百七十三条第一項及び第百七十六条二項の規定、同法附則第四条の四の規定より読み替えられた同法第百五十三条第より読み	げる字句はこれらの規則第五条附別第五条
同一一えに	定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた、『百六十条第三項第二号及び第十四項並びに附則第二条第同法第七条の二第三項、第百五十一条、第百五十五条第み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替え二十九年度において、健康保険法附則第四条の四の規定に	項の規定、同法附項、第百六十条第られた同法第七条より読み替えられる 平成二十九年度
	定により読み替えられた で適用される される附則第四条の四の規定により読み替えて適用	え規

2

6

えて適用される 規定により読み替

定により読み替えられたされる附則第四条の四の規規定により読み替えて適用

七条の二	七条の二 及び国民健康保険	、健康保険法等の一部を改	
三項	法	正する法律(平成十八年法	
		律第八十三号) 附則第三十	
		八条第一項の規定によりな	
		おその効力を有するものと	
		された同法第七条の規定に	
		よる改正前の老人保健法(
		昭和五十七年法律第八十号	
		。第百五十三条第二項にお	
		いて「平成二十年四月改正	
		前老健法」という。)の規	
		定による拠出金(以下「老	

第第

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 「は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 「は、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	平成二十九年度において、健康保険法附則第四条の四の規定に
--	------------------------------

			第三項	第七条の二
			法	及び国民健康保険
金いう。四	五十三条第二項において「十七年法律第八十号。第百正前の老人保健法(昭和五正前の老人保健法(昭和五	効力を有するものとされた 八条の規定によりなおその 関第三十	正する法律(平成十八年法	、健康保険法等の一部を改

	(略)	条 第 第 五 工 項 三	条第二五十四	(略)	の六別第五条
	(略)	及び同法附則第七人。)	同項を発売を表第一項に規定する病床転換支援金	(略)	及び第五条の規定
及び国民健康保険法人保健拠出金」という。)	(略)	、同法附則第七条第一項に 規定する病床転換支援金(規定する病床転換支援金(のを除く。)及び健康保険 を除く。)及び健康保険 を除く。)及び健康保険 をによりなおその効力を有 でによりなおその効力を有 でによりなおその効力を有 でによりなおその効力を有 でによりなおその効力を有 でによる医療費拠出金(次条 等二項において「老人保健	前項で老人保健医療費拠出金が老人保健医療費拠出金の法が表が、同法附則第七条第一項に	(略)	康保険法施行令等の一部を及び第五条の規定並びに健
			•		
	(略)	条 第 第 五 工 項 三 三	条第二五中四	略)	の六別第五条
	(略)	及び同法附則第七人。)	条第一項に規定する病床転換支援金	(略)	及び第五条の規定
民健康保険法処出金」という。)及び国	(略)	、同法附則第七条第一項に 規定する病床転換支援金(年四月改正前老健法の規定 年四月改正前老健法の規定 による医療費拠出金(次条 による医療費拠出金(次条 による医療費拠出金(次条	び老人保健医療費拠出金規定する病床転換支援金及規定する病床転換支援金及	(略)	康保険法施行令等の一部を及び第五条の規定並びに健

附則

第四

条の四

0

改正令

附則

第六条第六項

 \mathcal{O}

規定

条において「改正令」とい

附則第六条第六項の

政令第百十六号。 する政令

以下この 成二十年

改正

平

規定により読み替 えて適用される

される附則第四条の四の規 規定により読み替えて適用

定により読み替えられた

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 り読み替えて適用する場合を含む。)の規定を適用する場合にお 険組合について、 ては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の 第七十三条及び第七十六条(同法附則第九条第二項の規定によ 、老人保健拠出金等に関する国民健康保険法の規定の 附則第二十二条の規定により読み替えられた同法第六十九条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二 国民健康保 適 用

第七条 十九条、 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と 合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中 定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定を適用する場 九十二号)附則第二十二条の規定により読み替えられた同法第六 健康保険組合について、国民健康保険法 老人保健拠出金等に関する国民健康保険法の規定の適 平成二十年度から平成二十九年度までの間において、 第七十三条及び第七十六条(同法附則第九条第二項の規 (昭和三十三年法律第百 用 国民

			第六十九条
転換支援金等」と	金等(以下「病床	よる病床転換支援	及び同法の規定に
び健康保険法等の一部を改	換支援金等」という。)及	換支援金等(以下「病床転	、同法の規定による病床転

第六十九条

及び同法の規定に よる病床転換支援

転換支援金等」と

び健康保険法等の一部を改 換支援金等」という。)及

(以下 「病床

換支援金等

(以下「病床転

同法の規定による病床転

する。

第一項第一	第一年年	
金並びに介護納付及び病床転換支援	要用に 金並びに介護納付に要する をが病床転換支援	いう。
保健医療費拠出金並びに介、病床転換支援金及び老人	、病床転換支援金及び健康 、病床転換支援金及び健康 、病床転換支援金及び健康 、病床転換支援金及び健康 、病床転換支援金及び健康 、病床転換支援金及び健康 、病床転換支援金及び健康	正する法律(平成十八年法本等八十三号)附則第三十十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号。第七十三条第一項において「平成二十年四月改正前で「平成二十年四月改正前でよる拠出金(第七十六条第一項において「老人保健法」という。)
	第七十三条	
金並びに介護納付及び病床転換支援	要用に 金並びに介護納付に要する	い う。 ご
保健医療費拠出金並びに介、病床転換支援金及び老人	二十年四月改正前老健法の 以下この項及び次項において「老人保健医療費拠出金(以下この項及び次項におい 」という。)並びに介護納 」という。)並びに介護納 」という。)がびに介護納	正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十十二条第一項において「平十二条第一項において「平十二条第一項において「平十二条第一項において「平十三条第一項において「平地出金(第七十六条第一項において「老人保健拠出金において「老人保健拠出金において「老人保健拠出金において「老人保健拠出金において「老人保健拠出金において「老人保健拠出金において「老人保健拠出金において「老人保健拠出金において「老人保健拠出金」という。)

(略)	号口
(略)	費用の金の納付に要する
(略)	用の一貫納付金の納付に要する費

第八条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、市町村(特別外条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、市町村(特別の本のとする。) を除く。) について、同法附則第二十二条の規定により読みられた同法第七十条、第七十五条及び第七十六条の規定を過去られた同法第七十条、第七十五条及び第七十六条の規定を過去を過去を表別の表別を表別である。

		○│換	一項金
		。) 換支援金」という	金(以下「病床転よる病床転換支援及び同法の規定に
十年四月改正前老健法」と七十五条において「平成二五十七年法律第八十号。第五十七年法律第八十号。第	に前の差に保健に同法第七条の規定に別力を有するものに	八十三号) 附則第三十八条 る法律(平成十八年法律第 康保険法等の一部を改正す	支援金」という。)及び健換支援金(以下「病床転換、同法の規定による病床転

のうち次の表の上欄のうち次の表の上欄のうち次の表の規定によ という。)を除く。 という。)を除く。 という。)を除く。 という。)を除く。 という。)を除く。	(略)	
のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ及び第七十六条の規定を適用する場合においては、こ二十二条の規定により読み替えられた同法第七十条、という。)を除く。次項において同じ。)について、という。)を除く。次項において同じ。)について、という。)を除く。次項において同じ。)について、という。)を除く。次項において同じ。)について、という。)を除く。次項においた「退職被保険者等所属市町村(以下「退職被保険者等所材(特別区を含み、国民健康保険法附則第七条第一項八条 平成二十年度から平成二十九年度までの間においる。	(略)	費用の 金の納付に要する
のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、及び第七十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定二十二条の規定により読み替えられた同法第七十条、第七十五条という。)を除く。次項において同じ。)について、同法附則第退職被保険者等所属市町村(以下「退職被保険者等所属市町村」村(特別区を含み、国民健康保険法附則第七条第一項に規定する八条 平成二十年度から平成二十九年度までの間において、市町八条 平成二十年度から平成二十九年度までの間において、市町	(略)	用の護納付金の納付に要する費

		一項
	°)	換支援金」という 金 (以下「病床転 を (以下「病床転
月改正前老健法」という。 年法律第八十号。第七十五 年法律第八十号。第七十五 年法律第八十号。第七十五	を有するものとされた司法の規定によりなおその効力の規定によりなおその効力の規定によりなおその効力の規定によりなおその効力を有いる法律(平成十八年法律第	康保険法等の一部を改正す 支援金」という。)及び健 換支援金(以下「病床転換

それぞれ同

表の下欄に掲げる字句とする。

第七 第七十条第 略 項第二号 十五条 及び病床転換支援 金及び病床転換支援 略 拠出金」という。 第一項において「老人保健 の規定による拠出金 成二十年四月改正前老健法 力を有するものとされた平 項の規定によりなおその効 る法律附則第三十八条第 康保険法等の一 保健医療費拠出金 金」という。 略 病床転換支援金等及び 病床転換支援金及び老人 部を改正す (次条

いう。

費拠出金

(以下この項におの規定による医療

「老人保健医療費拠出

九条 条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 により読み替えられた同法第七十五条、 替えられた同法第七十条の規定並びに同法附則第二十二条の規定 により読み替えられた、 者等所属市町村について、 平成二 年度及び平 同法附則第九条第一項の規定により読み 国民健康保険法附則第二十二条の規定 成二十九年度におい 第七十六条及び附則第七 それぞれ同 退 職被保険 次の 表

(略)	(略)	(略)
拠出金」という。) 拠出金」という。) 水系 未転換支援金等及び平	金等を形成でである。	第七十五条
保健医療費拠出金、病床転換支援金及び老人	金 及び病床転換支援	
では を 一 を の は に は に は に に に に に に に に に に に に に		

第九条 て、 合においては、 同 同法第七十五条、 条の規定並びに同法附則第二十二条の規定により読み替えられた 表の中欄に掲げる字句は、 同法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法第七十 国民健康保険法附則第二十二条の規定により読み替えられた 平成二十 、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中 年度において、 第七十六条及び附則第七条の規定を適用する場 それぞれ同表の下欄に掲げる字句と 退職被保険者等所属市町 村に 0

の下欄に掲げる字句とする。

す	
る。	

H	ける字句とする		 する。		
//	及び同法の規定に	、同法の規定による病床転	 第七十条第	及び同法の規定に	、同法の規定による病床転
	よる病床転換支援	換支援金(以下「病床転換	一項	よる病床転換支援	換支援金(以下「病床転換
	金(以下「病床転	支援金」という。)及び健		金(以下「病床転	支援金」という。)及び健
	換支援金」という	康保険法等の一部を改正す		換支援金」という	康保険法等の一部を改正
	°	る法律(平成十八年法律第		°)	る法律(平成十八年法律第
		八十三号。以下この項及び			八十三号)附則第三十八条
		第七十五条において「平成			の規定によりなおその効力
		十八年健保法等改正法」と			を有するものとされた同法
		いう。)附則第三十八条第			第七条の規定による改正前
		一項の規定によりなおその			の老人保健法(昭和五十七
		効力を有するものとされた			年法律第八十号。第七十五
		平成十八年健保法等改正法			条及び附則第七条第一項に
		第七条の規定による改正前			おいて「平成二十年四月改
		の老人保健法(昭和五十七			正前老健法」という。)の
		年法律第八十号。第二号及			規定による医療費拠出金
		び第七十五条において「平			以下この項において「老人
		成二十年四月改正前老健法			保健医療費拠出金」という
		」という。)の規定による			
		医療費拠出金(以下この項			
		において「老人保健医療費			
		拠出金」という。)			
邪	及び病床転換支援	、病床転換支援金及び老人		及び病床転換支援	、病床転換支援金及び老人
	金の納付	保健医療費拠出金の納付		金の納付	保健医療費拠出金の納付
	病床転換支援金の	病床転換支援金の額並びに		病床転換支援金の	病床転換支援金の額並びに

一項第二号 第七十条第

第七十五条																								
及び病床転換支援																								額
、病床転換支援金等及び平	二号において同じ。)いう。附則第七条第一項第一の第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	規定により算定した医療費	拠出金とみなして、同項の	一項に規定する実績医療費	改正前老健法第五十四条第	のとされた平成二十年四月	りなおその効力を有するも	三十八条第一項の規定によ	八年健保法等改正法附則第	より読み替えられた平成十	を同令附則第二条の規定に	前実績医療費拠出金相当額	第三項に規定する負担調整	月改正前老健法第五十六条	ものとされた平成二十年四	よりなおその効力を有する	第三十八条第一項の規定に	十八年健保法等改正法附則	により読み替えられた平成	十六号)附則第二条の規定	政令(平成二十年政令第百	施行令等の一部を改正する	拠出金相当額(健康保険法	負担調整前老人保健医療費
第七十五条																								
及び病床転換支援																								額
、病床転換支援金等及び平																							拠出金相当額	負担調整前老人保健医療費

		(略)	号 第 一 明 第 七 二 条
金等		(略)	額床転換支援金の
によりなおその効力を有す則第三十八条第一項の規定成十八年健保法等改正法附	るものとされた平成二十年 という。)	(略)	病床転換支援金の額並びに拠出金相当額
			第 附
		(略)	第 时 則 項 第 七 条
金等		(略)	額病床転換支援金の
第一項において「老人保健の規定による拠出金(次条成二十年四月改正前老健法	拠出金」という。)	(略)	病床転換支援金の額並びに 類型の 類型の 大統第五十五条第三項に規定 が前々年度の で前々年度の平成二十年四月改正前老健 大第五十五条第三項に規定 で前々年度の平成二十年四月改正前老健 が前々年度の平成二十年四月 で前々年度の平成二十年四月 で前々年度の平成二十年四月 をそれぞれ平成二十年四月 をそれぞれ平成二十年四月 をそれぞれ平成二十年四月 をそれぞれ平成二十年四月 をそれぞれ平成二十年四月 をそれぞれ平成二十年四月 をそれぞれぞれ平成二十年四月 をそれぞれぞれ平成二十年四月

二分の一に相当する額、前々年度の同項に規定する負担調整前概 第医療費拠出金相当額及び前々年度の平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれを政工十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び前々年度の概算医療費拠出金相当額及び前々年度の概算医療費拠出金相当額及び前々年度の概算医療費拠出金相当額及び中成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する負担調整前機算医療費拠出金相当額及び前々年度の概算医療費拠出金相当額及び前々年度のでは、一年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する負担調整前機算医療費拠出金相当額及び前々年度の平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する負担調整前機算医療費拠出金相当額及び前々年度の同項に規定する負担調整前機	削る
十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額の十七条第一項の項中「当該年度の平成二十年四月改正前老健法第五は、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表附則第、前項に規定する国民健康保険法の規定を適用する場合において2 平成二十一年度において、退職被保険者等所属市町村について	(削 る)
大型のでは、 一定のでは、 一でのでは、 一でのでは、 一でのでは、 一でのでは、 一でのでは、 一でのでは、 一でのでは、 一でのでは、 一でのでは、 一でのでは、 一でのでは、 一で	

(削る)

ては、

調整前概算医療費拠出金相当額及び平成二十年四月改正前老健法

前項の規定を準用する。この場合において、

同項中

「負担

項に規定する国民健康保険法の規定を適用する場合におい

とあるのは「負担調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の

条」とあるのは「附則第四条において準用する同令附則第三条.

.相当する額及び平成二十年四月改正前老健法」と

附則第三

と読み替えるものとする。

4 改正前老健法第五十四条第一項に規定する実績医療費拠出金」と 額を同令附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月 法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出金相当 則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健 施行令等の一 出金及び前々年度の確定医療費拠出金」とあるのは「健康保険法 規定する当該年度の概算医療費拠出金、 当額をそれぞれ平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に 健法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相 概算医療費拠出金相当額及び前々年度の平成二十年四月改正前老 第七条第一項の項中「当該年度の平成二十年四月改正前老健法第 ては、 五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額の 十二分の一に相当する額、 られた同項の」と読み替えるものとする。 平成二十三年度において、 同項の」とあるのは「同令附則第五条の規定により読み替え 項に規定する国民健康保険法の規定を適用する場合におい 同項の規定を準用する。この場合において、 部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)附 前々年度の同項に規定する負担調整前 退職被保険者等所属市町村について 前々年度の概算医療費拠 同項の表附則

5 規定を適用する場合においては、 .険者等所属市町村について、 平成二十四年度から平成二十九年度までの間において、 前項に規定する国民健康保険法の 同項の規定を準用する

(削る)

(削る)

算医療費拠出金相当額及び前々年度の平成二十年四月改正前老健

分の一

に相当する額

十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額の十

前々年度の同項に規定する負担調整前概

2 いう。 費拠出金(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律 拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。 転換支援金」とあるのは る額をいう。 年度の概算医療費拠出金及び前々年度の確定医療費拠出金とみな 第五十四条第一項に規定する当該年度の概算医療費拠出金 確定医療費拠出金相当額をそれぞれ平成二十年四月改正前老健法 規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び前々年度の平成 療費拠出金相当額の十二分の一に相当する額、 負担調整前老人保健医療費拠出金相当額 ものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和 第八十三号)附則第三十八条の規定によりなおその効力を有する 規定により読み替えられた同法附則第二十一条第三項及び第四項 五十七年法律第八十号。 定を適用する場合においては、 一十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前 |月改正前老健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医 規定を適用する場合においては、 おいて、 平成二十一年度において、 転換支援金」とあるのは)の規定による医療費拠出金をいう。 同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当す 平 成二十. 同項中「当該年度の平成二十年四月改正前老健法第五 以下同じ。 年度に お) _ と 以下「平成二十年四月改正前老健法」と いて、 前項に規定する国民健康保険法の規 病床転換支援金及び老人保健医療費 病床転換支援金及び老人保健医療 同項の規定を準用する。この場合 国民健康保険法附則第1 同条第四項第二号中「及び病床 同条第三項第二号中「及び病 (当該年度の平成二十年 以下同じ。 前々年度の同項に)に係る <u>十</u> 二条の 前々

るのは 読み替えるものとする。 条第 法第五十六条第三項に規定する負担調整前 規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十四 金及び前々年度の」とあるのは「平成二十年四月改正前老健法第 定する当該年度の概算医療費拠出金 額をそれぞれ平成二十年四月改正前老健法第五十四条第 五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及 整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ健康保険法施行令等の 部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)附則第三条の 平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担 項に規定する概算医療費拠出金及び」と、 「同令附則第三条の規定により読み替えられた同項の」と 前々年度の概算医療費拠出 確定医療費拠出金相当 「同項の」とあ 項に規

3 がないものとして同法第百十九条の規定を適用するとしたならば 同条第一項の規定により算定されることとなるものをいう。 保に関する法律附則第十四条の三及び第十四条の四の規定の適用 として同法第百十九条の規定を適用するとしたならば同条第 法律附則第十四条の三及び第十四条の四の規定の適用がないもの 換支援金(当該特定健康保険組合に高齢者の医療の確保に関する とされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法 定を適用する場合においては、 定により読み替えられた、 により読み替えられた同法附則第二十一条第三項及び第四項の規 規定により算定されることとなるものをいう。 金 て」とあるのは「(当該特定健康保険組合に高齢者の医療の確 一号において同じ。 成二十二年度において、 健 附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するもの 康保険法等の 部を改正する法律 病床転換支援金及び老人保健医療費拠 同法附則第二十一条の二第一項の規定 国民健康保険法附則第二十二条の規 同条第三項第二号中「及び病床転 (平成十八年法律第八 次項第二号にお (昭和五十 一項

準用する同令附則第三条の規定により読み替えられた同項の規定 出金及び確定医療費拠出金とみなして、 政令第百十六号)附則第三条の規定により読み替えられた平成二 それぞれ健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年 五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額を 額の十二分の一に相当する額及び平成二十年四月改正前老健法第 法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当 八保健医療費拠出金相当額」とする。 整前 年法 例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。 年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する概算医療費拠 床転換支援金及び老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老 の規定による医療費拠出金をいう。 同条第四項第二号中「及び病床転換支援金」とあるのは 老人保健医療費拠出金相当額 第八十号。 以下 平 成二十年四月改正前老健法」 (平成二十年四月改正前老健 以下同じ。 同令附則第四条において に係る負担 という 以下

4 条の四 たならば同条第一項の規定により算定されることとなるものを 定の適用がないものとして同法第百十九条の規定を適用するとし 条の二第一項の規定により読み替えられた同法附則第二十一条第 附則第二十二条の規定により読み替えられた、 るものをいう。 に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条の三及び第十四 号中 層の するとしたならば同条第 項及び第四項の規定を適用する場合においては、 平成二十三年度及び平成二十四年度において、 次項第二号において」とあるのは「(当該特定健康保険組合 確保に関する法律附則第十四条の三及び第十四条の四の規 0 「及び病床転換支援金(当該特定健康保険組合に高齢者の 規定の適用がないものとして同法第百十九条の規定を適 次項第二号において同じ。 項の規定により算定されることとな 病床転換支援金及 同法附則第二十 国民健康保険法 同条第三項第

費拠出金をいう。 換支援金」とあるのは て「平成二十年四月改正前老健法」という。 ものとされた平成十八年健保法等改正法第七条の規定による改正 出金(健康保険法等の一部を改正する法律 定を適用する場合においては、 により読み替えられた同法附則第二十一条第三項及び第四 の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号。 平成二十八年度にお 項の規定により読み替えられた、同法附則第二十二条の規定 附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有する 以下この号にお 次項第二号において同じ。 「、病床転換支援金及び老人保健医療費拠 て、 いて「平成十八年健保法等改正法」 国民健康保険法附則 同条第三項第二号中「及び病床転 健保法等改正法」とい)に係る負担調整前 の規定による医 以下この 第二 号に 辺項の規 条の お 5

険法施行令等の 同じ。 とみなして、 前 は 相当額を同令附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年 八保健法 定の 老人 -成十八年法律第八十三号) 老人保健医療費拠出金相当額 下 月改正前老健法第五十四条第一項に規定する実績医療費拠出金 健法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出金 附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正. 前老健法」という。 効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前 بح 病 例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。 保 に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額 健医 床 (昭和五十七年法律第八十号。 転換支援金及び老人保健医療費拠出金に係る負担調整 同条第四項第一 「療費拠 同令附則第五条の規定により読み替えられた同項の 部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号 出 金 の規定による医療費拠出金をいう。 号中 健 附則第三十八条の規定によりなおそ 康保 「及び病床転換支援金」とあるの とする。 険 法 等 以下 0 部 「平成二十年四月改 を改 正 する法律 (健康保 以下

該」と、 同じ前 の効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老 平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条の規定によりなおそ び老人保健医療費拠出金(健康保険法等の一部を改正する法律(第二十一条の三第一項の規定により読み替えられた同法附則第二 人保健法 第三項第二号中「及び病床転換支援金(当該」とあるのは 康 十一条第三項及び第四項の規定を適用する場合においては、 前老健法」という。 保険法附則第二十二条の規定により読み替えられた、 平成二十五年度から平成二十八年度までの間において、)に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額 「同じ。 (昭和五十七年法律第八十号。)」とあるのは)の規定による医療費拠出金をいう。 同じ。) 以下「平成二十年四月改 病床転換支援金及 同法附則 同条

号におい 老人保 改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医療費 する政令 規定に より算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。 金」とあるのは 効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十 八年健保法等改 出金相当額を同令附則第二条の規定により読み替えら み替えられた平成 係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。 いて同じ。 健医療費拠 項に規定する実績医療費拠出金とみなして、 よりなおその効力を有するものとされた平成二十年四 (平成二十年政令第百十六号) ر ا ا 出 正法附則第三十八条第 「、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金 金相当 十八 、年健保法等改正法附則 同条第四項第二号中「及び病床転換支 額 健康保険 附則 法施行令等 一項の規定によりなおそより読み替えられた平成 第一 第三 一条の 一十八条第 \mathcal{O} 同項の規定 規 次項第二 部 定 を 改 ょ 項 ŋ 正

拠出金 るも 項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四 転換支援金」とあるのは 療費拠出金をいう。 正 1 規定を適用する場合においては、 定により読み替えられた同法附則第二十一条第三項及び第四 老人保健医療費拠出金相当額 て「平成二十年四月改正前老健法」という。 十三号。 平成二十九年度において、 読み替えられた平成十八 する政令 の老人保健法 のとされた平成十八年健保法等改正法第七条の規定による改 (健康保険法等の一 附則第三十八条第一 以 (平成二十年政令第百十六 下この号にお (昭和五十七年法律第八十号。 次項第二号において同じ。 「、病床転換支援金及び老人保健医療費 年健保法等 部を改正する法律(平成十八年法律第 いて「平成十八年健保法等改正 (附則第二十一条第三項及び第四項の国民健康保険法附則第二十二条の規 項の規定によりなおその効力を有す (健康保険法施行令等の一部を改において同じ。)に係る負担調整 同条第三項第二号中「及び病床則第二十一条第三項及び第四項の (号) 改正法附則 附則 第一 以下この の規定による医 第三十八条第 一条の 規 法」と 定によ 号に

2

とあるのは「、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金に係る 規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。 とみなして、 兀 相当額を同令附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年 老 険 以下同じ。 法施施 、担調整前老人保健医療費拠出金相当額 月改正前 健法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出 附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正 行 令) | | | と、 老健法第五十四条第 等 同令附則第五条の規定により読み替えられた同項の 0 部 同条第四項第二号中「及び病床転換支援金」 を 改 正 する 政令 項に規定する実績医療費拠出金 (平成二十年政令第 ことする。 百十六 金 前

6 う。) の規定による医療費拠出金をいう。 十七年法律第八十号。 八十三号)附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するも 拠 転換支援金」とあるのは 第五十四条第一項に規定する実績医療費拠出金とみなして 担 規定を適用する場合においては、 定により読み替えられた同法附則第二十一条第三項及び第四 第三項に 定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十六条 五条の 出金 を改 調整前老人保健医療費拠出金相当額 とされた同法第七条の規定による改正前 平成二十九年度に É (健康保険法等 規定する負担調整前実績医療費拠出金相当額を同令附則 規定により読み替えられた平成二十年四月改正前 する政令 (平成二十年政令第百十六号) お 以下「平成二十年四月改正前 。 一 1 て、 「、病床転換支援金及び老人保健医 部を改正する法律 国民 同条第三項第二号中「及び病床 健康保険法附則第一 (健康保険法施行令等の一 以下同じ。 の老人保健法 (平成十八年法律第 附則第五条の規 老健法)に係る負 一十二条の (昭和五 とい 公療費 項 \mathcal{O}

支援金」とあるのは その効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五 定により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。 十四条第一 金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。 一号にお 出 正 年健保法等改 金 前 相当 いて同じ。 老 項に規定する実績医療費拠出金とみなして、 健法第一 「額を同令附則 五十六条第三) | |と、 正法附則第三十八条第 「、病床転換支援金及び老人保健医療費拠 第二条の 同条第四項第二号中「及び病床転 一項に 規定により 規定する負 項 読み の規定によりなお 担 調 が替えら 整前 の次項第同項の規 実 績 た平原

(老人保健拠出金に関する地方税法の規定の適用)

援金等」とあるのは 拠出金」という。) を改正する法律 を改正する政令 第三十八条に規定する退職被保険者等所属市町 年度分の」と、 の規定による拠出金 の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号))老人保健拠出金から当該費用に係る国の負担金の見込額 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条 た同法第七百三条の四第一項の規定及び同条第三 における地方税法附則第三十八条の三の ついては 同条第三項中 「並びに介護保険法」 保る国 平成二十八年度分及び平成二十九年度分の 「の合算額」とあるのは 同条第一 の負担金の見込額及び健康保険法施行令等の (平成二十年政令第百十六号) (平成十八年法律第八十三号) 附則第三十八条第護保険法」とあるのは「及び健康保険法等の一部 並びに介護保険法」と、「 「並びに当該年度分の」とあるのは (以下この項及び第三項に 項中「及び同 後期高齢者支援金等及び老人保 とあるのは 法」とあるの 「及び健康保険法等の の負担金の見込額(附則「並びに平成二十年度分 規定により読み替えらる年度分の国民健康保険 附則第九条の 及び おい 村にあつては、当 後期 て「老人保健 は 項 の規定の **K健拠出金** 高 配齢者支 同法」 当該 規定 適

> 床転換支援金及び老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保 定した医療費拠出金の額に相当する額を 健医療費拠出金相当額」とする。 同条第四項 剘 第 Ŧī 条 \mathcal{O} 第二号中「及び病床転換支援金」 規 定に ょ り読 4 替 こえら れ た いう。 同 |項の とあるのは 以下同じ。 規 定 0 例により) _ と 算 病

老人保健拠出金に関する地方税法の規定の適用

第十一条 るのは 項中 平成二十年度分の老人保健拠出金から当該費用に係る国の負担金 びに介護納付金」と、 規定により読み替えられた同法第七十条第一項第二号に規定する 第二十二条の規定により読み替えられた同法附則第九条第 施行令等の一 にあつては、 の見込額(附則第三十八条に規定する退職被保険者等所属市町 法」と、 よる拠出金(以下 よる改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号) 定によりなおその効力を有することとされる同法第七条の規定に 改正する法律 百三条の四第一項及び第三項の規定の適用については 第九条第 「並びに介護保険法」とあるのは 「、当該年度分の」と、 平成二十年度分の国民健康保険税における地方税法 「並びに介護納付金」とあるのは 一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)附当該費用に係る国の負担金の見込額及び健康保険法 項の規定により読み替えられた国民 (平成十八年法律第八十三号) 附則第三十八条の規 「老人保健拠出金」という。 同条第三項中 「の合算額」 「並びに当該年度分 「、健康保険法等の 」とあるのは 老人保健拠出金並)並びに介護保険 ?健康保険法附 の規定に 同条第 の」とあ 「並びに 一部を 一項 村

じて得た額の合算額)を控除した額の合算額」とする。療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等所属割合を乗れた同法第七十条第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医り読み替えられた同法附則第九条第一項の規定により読み替えらにより読み替えられた国民健康保険法附則第二十二条の規定によ

(川.)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(老人保健拠出金に関する船員保険法の規定の適用

第十二条 (削る)

質 さいの。 保険者等所属割合を乗じて得た額の合算額)を控除した額の合算 負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被

第一項」と読み替えるものとする。
るのは、「)附則第九条第二項において読み替えて準用する同条用する。この場合において、同項中「)附則第九条第一項」とあ前項の規定は、平成二十一年度分の国民健康保険税について準

2

ものとする。
ものとする。
条第二項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるあるのは、「)附則第九条第三項において読み替えて準用する同準用する。この場合において、同項中「)附則第九条第一項」と第一項の規定は、平成二十二年度分の国民健康保険税について

3

- 条第一項」と読み替えるものとする。

 準用する。この場合において、同項中「)附則第九条第一項」と
 準用する。この場合において、同項中「)附則第九条第一項」と
- 5 第一項の規定は、平成二十四年度分から平成二十九年度分まで 「)と読み替えるものとする。 「)附則第九条第一項」とあるのは、「)附則第九条第五項にお の国民健康保険税について準用する。この場合において、同項中

老人保健拠出金に関する船員保険法の規定の適用

掲げる規定の施行の日(次項において「施行日」という。)の属を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第一条第三号に第十二条 平成二十年度から平成二十一年度(雇用保険法等の一部

第四項 第九項 第七項 第一 第五十九条 第五十九条 第五十八条 第五十九条 項 及 若ハ 金 及退職者給付拠出 及 十七年法律第八十号)ノ 保健拠出金ト称ス)及 定ニ依ル拠出金(以下老人 正前ノ老人保健法(昭和五 同法第七条ノ規定ニ依ル改 力ヲ有スルモノトサレタル 八条ノ規定ニ依リ仍其ノ効 律第八十三号) 附則第三十 正する法律(平成十八年法 給付拠出金 老人保健拠出金若ハ 老人保健拠出金及退職者 老人保健拠出金及 健康保険法等 0) 部を改 規

欄に掲げる字句とする。

欄に掲げる字句とする。

欄に掲げる字句とする。

欄に掲げる字句とする。

欄に掲げる字句とする。

一機に掲げる字句とする。

の規定により読み替えられた同法第五十八条及び第五十九条の項の規定により読み替えられた同法第五十八条及び第五十九条の項の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号本の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号本の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号本の規定による字句とする。

第二項

八条第

項の規定により

لح な 律第八十三号)

正

する法律

| |子|| | 附則第三十 |年 (平成十八年法 |では、一部を改

健康保険法等の

第百十二

条

及び

第十四項	第五十九条
金	及退職者給付拠出
職者給付	、老人保:

拠出金 健拠出金ノ

を額及退

条第百二十一	(略)	第第二項十二
附則第八条	(略)	Ž.
年政令第百十六号)附則第を改正する政令(平成二十健康保険法施行令等の一部	(略)	(関係の法等の一音を改

)の規定による拠出金 昭和五十七年法律第八十号

以

「老人保健拠出金」とい

よる改正前の老人保健法(された同法第七条の規定に おその効力を有するもの

う。) 及び

条第十項 第百二十

年政令第百十六号)附則第を改正する政令(平成二十

健康保険法施行令等の

附則第八条

略

略

略

字句とする。 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる 平成二十九年度までの間において、 れた同法第百十二条、 により読み替えられた、 平成二 + 年度 (施 第百十四条及び第百二十一条の規定を適用 行日 同法附則第七条の規定により読み替えら \mathcal{O} 属 する月以 船員保険法附則第八条の規定 後の期間に限る。 から

十二条

るのは に要する費用(」とあるのは「の給付に要する費用(老人保健拠 条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号 部を改正する法律 員共済組合法)の規定による拠出金(第九十九条第一項において「老人保健拠 金並びに」と、 [金」という。) 並びに」と、同法第九十九条第一項中「の給付 同法第九十九条第一項の規定を適用する場合においては、 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七 「短期給付に要する費用 平成二十八年度及び平成二十九年度におい 拠出 (昭和三十三年法律第百二十八号) 「ほか、」とあるのは 金に関する国家公務員共済組合法 同項第一号中「短期給付に要する費用 (平成十八年法律第八十三号) (老人保健拠出金並びに」とする 「ほか、 健康保険法等の 附則第三 第三条第四 の規定の 国家公務 (」とあ 一十八条 同法]項及 用

老人保健拠出金に関する地方公務員等共済組合法の規定の 適用

によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定によ に要する費用 十八条第五項の規定を適用する場合においては、同法第百十三条 員等共済組合法 項中「組合の給付に要する費用(」とあるの (平成十八年法律第八十三号) 第百四十四条の二第二項、附則第十四条の三 平成二 (老人保健拠出金 (昭和三十七年法律第百五十二号) 第百十三条第 年度及び平成二十九年度におい (健康保険法等の一部を改 附則第三十八条第一 第一項 て、 「組合の 地 項の規定 方公務 及び第 丘 する 給付

> 十 |条第| 項

第十三条 るのは 出金」という。)並びに」と、)の規定による拠出金 条の規定による改正前の老人保健法 等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号) 兀 出金並びに」と、 に要する費用(」とあるのは「の給付に要する費用(老人保健拠 十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七 家公務員共済組合法 同法第三条第四項中「ほか、」とあるのは 項及び同法第九十九条第一項の規定を適用する場合においては 老人保健拠出 「短期給付に要する費用 平成二十年度から平成二十九年度までの間において、 金に 同項第一号中 関する国家公務員 (昭和三十三年法律第百二十八号) (第九十九条第一項において「老人保健拠 同法第九十九条第一 「短期給付に要する費用 (老人保健拠出金並びに (昭和五十七年法律第八十号 、共済組合法の規定 「ほか、 項中 健康保険法 第 附則第三 「の給付 (」とあ とする

、老人保健拠出金に関する地方公務員等共済組合法の規定の 適用

第十四条 三条第一項、 によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定によ 正 十三条第一項中「組合の給付に要する費用(」とあるのは 及び第十八条第五項の規定を適用する場合においては、 方公務員等共済組合法 給付に要する費用 する法律 平成二十 (平成十八年法律第八十三号) 附則第 第百四十四条の二第二項、 年度 (老人保健拠出金 から平成二十九年度までの間におい (昭和三十七年法律第百五十 (健康保険法等の 附則第十四条の三第 三十八条の規定 号) 同法第百 第百十 部を改 7 「組合 一項

拠出金、 る改正が る拠出金をいう。 るのは「負担金 (」とあるのは (老人保健拠出金、 項第一号中 同法附則第十八条第五項中 前 「短期給付並びに」とあるのは ر ح の老人保健法 同法第百四十四条の二第二項中「負担金 「掛金(」とあるのは (老人保健拠出金、 以下同じ。 」とする。 短期給付に要する費用 (昭和五十七年法律第八十)、」 と、 「負担金 「掛金(老人保健拠出金、 「短期給付並びに老人保健 同法附則第十四 (」とあるのは 短期給付に要する費 (老人保健拠出 0 規定によ (」とあ |条の三 「負担 金

項において「老人保健拠出金」という。)に係る掛金を含み」と 十五号) 場合における私立学校教職員共済法 るのは びに健康保険法等の一部を改正する法律 六条の五第二項の項下欄中「に係る掛金を含み」とあるの を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十三条第 五十七年法律第八十号)の規定による拠出金(附則第十二条第六 同表附則第十二条第六項の項下欄中「に係る掛金を含み」とあ 項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる のとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法 保法等改正法附則第三十八条第 老人保健拠出金に関する私立学校教職員共済法の 附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有する 「並びに老人保健拠出金に係る掛金を含み」とする。 第二十五条の規定の適用については、 平成二十八 年度及び平成二十九年度に 項の規定によりなおその (昭和二十八年法律第二百四 (平成十八年法律第八十 におい 同条の表第百 規定の て平 成 十八年 は 適 (昭 効力 用 並 和

> ر کر る改正 老人保健拠出金、 五項中「負担金(」とあるのは「負担金拠出金、」と、同法第百四十四条の二第1 用(」とあるのは「、短期給付に要する費用 同法附則第十四条の三第一 拠出金をいう。 前 「短期給付並びに」とあるのは の老人保健法 同法第百四十四条の二第二項及び附則第十八条第 」とする。 以下同じ。 昭 和)、」と、「、 項中 五十 七年法律第八十号) 掛金 「短期給付並びに老人保健 (」とあるのは (老人保健拠出金、」と 短期給付に要する費 (老人保健拠出金) (T) 規定によ |掛金(

十五条 欄中「に係る掛金を含み」とあるのは 員共済法 (昭和二十八年法律第二百四十五号) 付が同条第二項の規定により行われる場合における私立学校教職 二十年四月改正前老健法第五十三条第一項に規定する拠出金の納 係る掛金を含み」とする よる拠出金(附則第十二条第六項において よる改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号) 改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条の規 \mathcal{O} 定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定に 「に係る掛金を含み」とあるのは 、 う。 適用については、 老人保健)に係る掛金を含み」と、 平成二十年度から平成二十九年度までの間にお 拠出金に関する私立学校教職員共済法の 同条の表第百二十六条の五第二項の項下欄中 同表附則第十二条第六項の項 「並びに健康保険法等の 「並びに老人保健拠出金に 「老人保健拠出 第二十五条の規定 定 の規定に 適 部を

定の適用) (老人保健拠出金に関する日本私立学校振興・共済事業団法の規

るのは 場合における日本私立学校振興・共済事業団法 するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法(るのは「健康保険法等の一部を改正する法律 四十八号)第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号の規定 昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金 八十三号)附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有 の適用については、同法第二十三条第二項中「介護保険法」とあ を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十三条第 健保法等改正法附則第三十八条第 項第二号において「老人保健拠出金」 項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる 同法第三十三条第一項第二号中「並びに介護保険法」とあ 「、老人保健拠出金並びに介護保険法」とする。 平成二 十八 年度及び平成二十九年度に 一項の規定によりなおその という。)、介護保険法 (平成十八年法律第 お (平成九年法律第 (第三十三条第 1 て平 成 八十八年) 効力

第十七条 削除

第十六条 出金 部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条 二十三条第二項中「介護保険法」とあるのは「健康保険法等の 項及び第三十三条第一項第二号の規定の適用については、 付が同条第二項の規定により行われる場合における日本私立学校 二十年四月改正前老健法第五十三条第一項に規定する拠出金の納 号中「並びに介護保険法」とあるのは「、老人保健拠出金並びに 定による拠出金(第三十三条第一項第二号において「老人保健拠 定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規 の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規 振興・共済事業団法 介護保険法」とする。 」という。)、介護保険法」と、 平成二十 年度から平成二十九年度までの間にお (平成九年法律第四十八号) 第二十三条第二 同法第三十三条第 一項第二 同法第 て平

-(老人保健拠出金等に関する特別会計に関する法律の規定の適用

中欄に掲げる字句は 及び第百十三条並びに附則第三十二 特別会計に関する法律 ては、 条 これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同 平成! 年四 それぞれ下欄に掲げる字句とする 月 (平成十九年法律第1 日から 九月三 一条の規定を適用する場合にお 一十日までの間にお 一十三号) 第百十 V` 表の 条

第五項

等 後期高齢者支援金

等の一部 法の規定による拠出金の一法の規定による拠出金の一法の規定による拠出金の一法の規定による拠出金の一法の規定による拠出金の一法の規定による拠出金の一
東用並びに健康保険法施行 令等の一部を改正する政令 令等の一部を改正する政令 り読み替えられた同法第百 五十三条第二項及び第百五 工十三条第二項に規定する老 十四条第二項に規定する老
条の二に同法第百五 、同法第百五十四条の二
力を有するものとされた同 法第七条の規定による改正

廃止前の老人保健法施行令の規定の適用)(老人保健拠出金等に関するなおその効力を有するものとされた

十七年度以前に請求されたものの支弁及び負担並びにこれらの事務の執行に要する費用について、平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた高齢者の医療の確保に関する法律施行令附則第二条の規定によりの表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の上欄に掲げる対に請求されたものの支弁及び負担並びにこれらの事の上欄に掲げる字句とする。

第十八条 項の 法第四-十八条第 条第一 健康保険法等の その対力を有するものとさ れた改正法第七条の規定に する法律 よる改正前の老人保健法 第八十三号。 という。 項の規定によりなお (平成十八年法律 附則第三十八 以下「改正法 部を改正

> 九号) 号口 等並びに健康保険法等の のとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法 律附則第百九十三条の規定を適用する場合においては 十七年法律第八十号)の規定による拠出金」とする 十三号)附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するも 中 \mathcal{O} 「後期高齢者支援金等」とあるのは 施 行 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 前 日まで 部を改正する法律 の間に お V` 7 特別会計に (平成十八年法律第 一後期高齢者支援金 同条第一 !関する法 (昭和五

適用)(老人保健拠出金等に関する廃止前の老人保健法施行令の規定の

第十八条 附則第二条に規定する医療等に要する費用の支弁及び負第十八条 附則第二条に規定する医療等に要する費用の支充及び下欄に掲げる字句は、これぞれ同表の上欄に掲げる字句とされた高齢者の医療の確保に関する法律施行令附則第二条の規定による廃止前の老人保健法施行令(昭和五十七年政令第条の規定による廃止前の老人保健法施行令(昭和五十七年政令第一人十二号)の規定を適用する場合に関する法律施行令附則第二条の方とされた高齢者の医療の確保に関する法律施行令附則第二条に規定する医療等に要する費用の支弁及び負

法 老人保健法 七条の規定による改正前 する法律 法律第八十号。 第八十三号。 健康保険法等 て「改正法」という。 一十年四月改正前老健法. (平成十八年法律 (昭和五十七年 第一号にお 0 以下 部を改 第 正 \mathcal{O}

等列記以外

部分

_						
第十九条第	(略)	一 号 口 (4) 第 第	ら(3) まで (1) か		一 号 イ 条 第	
法第四十九条	(略)	法	法	法	医療等を	
改正法附則第三十八条第一	(略)	成二十年四月改正前老健法力を有するものとされた平力を有するものとされた平立に法的なおその効	法 平成二十年四月改正前老健	成二十年四月改正前老健法力を有するものとされた平力を有するものとされた平力を有するものとされた平力を有がある。	。以下同じ。)を の例によるものとされた同 の例によるものとされた同 二条の規定によりなお従前	四十八条第一項の四十八条第一項の別下「平成二十年四月改善の以下「平成二十年四月改善の以下「平成二十年四月改善の以下「平成二十年四月改善の以下「平成二十年法律第八十号
第十九条第	(略)	(新 設)	(新 設)		一 号 十 八 条 第	
法	(略)			法	医療等を	
平成二十年四月改正前老健	(略)			 	。以下同じ。)を の例によることとされた同 の例によることとされた同 条に規定する医療等をいう	という。)

一 項

	改正法附則第三十八条第一	法第六十一条
1	で で で で で が で に よりなおその効 で が に よりなおその効 が に よりなおその効 が に よりなおその効	項 法第八十一条第二
1	法第五十一条第一項平成二十年四月改正前老健	項 法第五十一条第一
ı	法第四十二条第三項平成二十年四月改正前老健	項 法第四十二条第三
I	法第四十二条第一項 平成二十年四月改正前老健	項 法第四十二条第一
I	法第四十一条第一項 平成二十年四月改正前老健	項 法第四十一条第一
1	次条第二項	同条 用の種類ごとに、 大条に規定する費
	第四十九条 第四十九条	

ゴ

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	同条 用の種類ごとに、 大条に規定する費	
						次条第二項	法

第十九条 平成二十	三 条 第 第 第 二 第 第 第 二 平 3 第 第 二 平 4 平 3 平 4 平 5 平 5 平 5 平 5 平 5 平 5 平 5 平 5 平 5
ぞ ち 第 に れ 五 み 条 八 に れ 次 六 よ た 条 替 の 年 関 同 の 十 る 、 並 え 規 度 す	法
の規定の規定の規定の規定により を中同表の が表により が表において、 同表の が表において、 同表の が表において、 の規定の適	項の規定によりなおその効 第六十一条 第六十一条 可の規定によりなおその効 項の規定によりなおその効 可の規定によりなおその効 対を有するものとされた平 力を有するものとされた平 対を有するものとされた平
中が下「春の鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼鬼	(健) た の 第 は た の 法 平 効 一
第十九条 平成	三 条 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 二 平 1 平 1 平 1 平 2 平 2 平 3 平 4 平 4 平 4 平 4 平 4 平 4 平 4 平 4 平 4
には、八足則よ 二 出 掲、条に関する 二 金 げこ、 よ四改 年 に	法
にに定十 、一にの	 平成二十年四月改正前老健
において、第 「新健保令」 「新健保令」 「新健保令」 「新健保令」 「新健保令」	健

第二十条

法第百七十三条

健康保険法等の一部を改正

第二十条

法第百七十三条

健康保険法等の一部を改正

合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同令第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場民健康保険法施行令附則第一条の四第一項(同条第二項において第二十条 平成二十年度から平成二十九年度までの間において、国(老人保健拠出金等に関する国民健康保険法施行令の規定の適用	いては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合におえて準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた同令第保険法施行令附則第一条の四第一項(同条第二項において読み替二十条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、国民健康(老人保健拠出金等に関する国民健康保険法施行令の規定の適用)	(老人保健拠 第二十条 保険法施行令 えて準用する ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		第三項
		第六十七条
七条第三項		びロ並びに
及び第六十		第一号イ及
五条第一項		五条第一項
条、第六十		条、第六十
H)		- 第四十六 第四十六
第二十九条 (各) (各)	(各) (各)	第二十九条
	。)、法第百七十三条	
保健拠出金」という。)、	「老人保健拠出金」という	
による拠出金(以下「老人	の規定による拠出金(以下	
七年法律第八十号)の規定	和五十七年法律第八十号)	
前の老人保健法(昭和五十	る改正前の老人保健法(昭	
法第七条の規定による改正	れた同法第七条の規定によ	
力を有するものとされた同	その効力を有するものとさ	
条の規定によりなおその効	条第一項の規定によりなお	
第八十三号)附則第三十八	第八十三号)附則第三十八	
する法律(平成十八年法律	する法律(平成十八年法律	

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十九条第

法附則第二十二条

項第一号

する。 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と

、高齢者医療確保法の規定 による病床転換支援金等」 という。)及び健康保険法 をの一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号 平成十八年法律第八十三号	健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号。以下「 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	一 一 項 十
	項 十 九 条 第
 れに第度合 たよニに算 法り十お額	。 支 (病 保 及
た は 計 に おける 法 計 二 十 二 条 の 替 を う き り き ろ と ら ろ と 当 ろ と 当 ろ と ら ら 当 と も ら ろ と 当 と も ろ と ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	() (
れた法 により読み替えら 第二十二条の規定 度における法附則	(以下「病床転換支援金等」というという
	健 及に 老 て 八 健 規 も よ
	健拠出金」という。) という。)及び健康保険以下「病床転換支援金等以下「病床転換支援金等以下「病床転換支援金等以下「病床転換支援金等以下「病床転換支援金等以下「って「平成十八年法律第八十三のとされた同法第七条ものとされた同法第二十八条の規定による拠出金(以下この項におした。以下この項におした。以下この項におした。以下この項におした。以下この項におした。以下この項におした。以下この項におした。以下この項におした。以下この項におした。以下この項におした。以下この項におした。以下この項におした。以下この項におした。以下この項におした。以下この項におした。以下この規定による拠出金(以下この規定という。)
規定により という。 という。	電金」という。 一成二十年四の 一成二十年四の 一成二十年四の 一成二十年四の 一成二十年四の 一成二十年四の 一次条において 一次条において 一次条において 一次条において 一次条において 一次条において 一次条において 一次条において 一次条において 一次条において 一次条において 一次の 一次の 一次の 一次の 一次の 一次の 一次の 一次の
第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	一部を改正する法律(一部を改正する法律(一部を改正する法律(一部を改正する法律(一部を改正する法律(一部を改正する法律(上による改正前の差人保 による改正前の差人保 で成二十年四月改正前の表人保 で成二十年四月改正前の表人保 で成二十年四月改正前の表人保 で表において「老人保 次条において「老人保

第十九条第

項第二号

保法の規定による 及び高齢者医療確

病床転換支援金等 (以下「病床転換

支援金等」という

法附則第二十二条 「病床転換支援金(以下「病床転換支援金(以下「病床転換支援金(という。)	
第二号及び次条第四項において「老人保健拠出金」という。) 「大り読み替えられた、法附別第二十二条」 「による病床転換支援金」という。)及び健康保法の規定による病床転換支援金」という。)及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するもりなおその効力を有するもりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月のとされた平成二十年四月において「老人保健医療費拠出金」という。)	規定によりなおその効力を 有するものとされた同法第 老人保健法(昭和五十七年 法律第八十号。以下この号 において「平成二十年四月 において「平成二十年四月

における	金等 人保健拠出金 人保健拠出金 、病床転換支援金質	法附則第二十二条改正令附則第七条の規定により読み構えられた同項則第二十二条の規定読み替えられた法質読み替えられた法質	保法の規定による による病床転換支援金及び及び高齢者医療確 、高齢者医療確保法の規定
えられた、	金 支援金等及び表	れた法第七十二条の規定により、法の規定によりによりによりによりによりによりによりによりにはいる。	転換支援金及び療確保法の規定
	改正令附則第七条の総額から当該年度に	病床転換支援 病床転換支援 大り読み替えられた より読み替えられた より読み替えられた 人保健拠出金	(おける) 等により読み 大り読み替えられた 関定により読み 大り読み替えられた の正令附則第七条の 別第二十二条 といた 大り読み替えられた で病床転換支援金等 大り読み替えられた 一条 、病床転換支援金等 大り読み替えられた 一条 一条 一条 一条 一条 一条 一条 一条 一条 一条

	三 巧	第十九条第						二項第二号	第十九条第		二項第一号	第十九条第	
		高齢者医療確保法	金並びに乗ります。	支 び病末伝奐支援		法附則第二十二条		金等	及び病末転換支援			法附則第二十二条	
元十年四月改正前老健法」 和五十七年法律第八十号。 以下この号において「平成 以下この号において「平成	条第一項の規定によりなお第八十三号)附則第三十八	/土	保健医療費拠出金並びに	、丙末伝奐支爰全爻び些人	則第二十二条	改正令附則第七条の規定に		人保健拠出金	、病末転換支援金等及び老	則第二十二条	より読み替えられた、法附	改正令附則第七条の規定に	
											二項	第十九条第	
等 病床転換支援金	金等及び病床転換支援	支援金等 - 卵反轉換	_									高齢者医療確保法	病床転換支援金
、老人保健拠出金	及び老人保健拠出金	金 V	拠出金(以下この項及び次		四月改正前老健	つ質において「区域ニトロ七年法律第八十号。以下こ	前の老人保健法(昭和五十	法第七条の規定による改正	力を有するものとされた司	第八十三号) 附則第三十八	する法律(平成十八年法律	健康保険法等の一部を改正	金田の規定による医療費拠出来成二十年四月改正前老健

三項 第二十条第 略 病床転 法附則第二十二条 等 金等 及び病床転換支援 支援金等 以 下 略 病床転換支援金 換支援金等 「病床転換 拠出金 改正令附則第七条の 及び老人保健拠出金 条第四項において「老人保 という。 健拠出金 則第二十二条 より読み替えられた 略 老人保健拠出金 (次項 第 号 対規定に 及び次 法附

(略)		三項二十条第	
(略)	法附則第二十二条	金等及び病床転換支援	
(略)	即第二十二条	人保健拠出金、病床転換支援金等及び老	

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。用する場合においては、次の表の上欄に掲げる当該規定中同表の一項の規定により読み替えられた同令第二十九条の七の規定を適下町村(特別区を含み、退職被保険者等所属市町村を除く。次項第二十一条 平成二十年度から平成二十九年度までの間において、

第一号ロの七第二項		第一号 二十九条	第二十九条 一
法附則第二十二条	金等及び病床転換支援	金等金等	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本
則第二十二条 改正令附則第八条の規定に	人保健拠出金、病床転換支援金等及び老	、前期高齢者納付金等及び 健康保険法等の一部を改正 第八十三号)附則第三十八 条第一項の規定によりなお その効力を有するものとさ れた同法第七条の規定によりなお る改正前の老人保健法(昭 和五十七年法律第八十号) の規定による拠出金(以下 この号において「老人保健 拠出金」という。)	(略) 改正令附則第八条の規定により 別第二十二条の規定により 読み替えられた法第七十六

(新 設)			第二十九条	(略)
	金等及び病床転換支援	金等 前期高齢者納付	法附則第二十二条	(略)
	人保健拠出金、病床転換支援金等及び老	、前期高齢者納付金等及び では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	即第二十二条別第二十二条	(略)

D 444		第一が合定第保工		
第二十九条	の 七第 一 項 条	第二十二条 学により読み替えら 第二項の規定により 第二項の規定により があ字句は、それぞ のは、それぞ	(略)	
法附則第二十二条	法附則第二十二条	れ に つ い に で に で に で に で に で に で に で に で に の よ 概 に の に に る 。 に 。 に る 。 に る に 。 に に	(略)	金等を変形を表現している。
改正令附則第九条の規定に より読み替えられた法第七十六 記み替えられた法第七十六	健康保険法施行令等の一部 を改正する政令(平成二十年政令第百十六号。) 以正令」という。) 附則第 九条の規定により読み替え が表の規定により がある。 がある。 がある。 がある。 がして、 がいる。 がい。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がしる。 がしる。 がし。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がし。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がし。 がしる。 がしる。 がしる。 は、 がし。 がし。 は、 がし。 は、 がし。 がし。 は、 は、 は、 がし。 は、 は、 は、 は、 は と 。 は 。 は と 。 は と 。 も と 。 は と 。 も と 。 と 。 も と 。	同表の下欄に掲げる字句とする。の上欄に掲げる当該規定中同表の中欄に掲み替えられた、同令附則第四条第一項の規のいて、国民健康保険法施行令附則第五条年度及び平成二十九年度において、退職被	(略)	人保健拠出金、病床転換支援金等及び老
第二十九第二項条	第二十九条	第二十二条 平成 の上欄に掲げる の上欄に掲げる の上欄に掲げる	略)	
法附則第二十二条	法附則第二十二条	の下欄に掲げる字句とする。欄に掲げる当該規定中同表の中令第二十九条の七の規定を適用えられた、同令附則第四条第一て、国民健康保険法施行令附則二条 平成二十年度において、	(略)	
改正令附則第二十二条、法附則第二十二条	健康保険法施行令等の一部 を改正する政令(平成二十 年政令第百十六号。以下「 な正令」という。)附則第 九条第一項の規定により読 力替えられた、法附則第二 十二条	同表の下欄に掲げる字句とする。 の上欄に掲げる当該規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれた同令第二十九条の七の規定を適用する場合においては、次の表み替えられた、同令附則第四条第一項の規定により読み替えられついて、国民健康保険法施行令附則第五条第二項の規定により読二十二条 平成二十年度において、退職被保険者等所属市町村に	(略)	

第一号ロの七第二項				第一号 一号 イ 項 条
法附則第二十二条	調整対象基準額	法附則第二十二条	金等及び病床転換支援	金等制制高齢者納付
助第二十二条 別第二十二条 別第二十二条	相当額の合算額 整前老人保健医療費拠出金 調整対象基準額及び負担調	則第二十二条といった、法附改正令附則第九条の規定に	人保健拠出金、病床転換支援金等及び老	、前期高齢者納付金等及び でる法律(平成十八年法律 する法律(平成十八年法律 第八十三号)附則第三十八 条第一項の規定によりなお その効力を有するものとさ れた同法第七条の規定によりなお 和五十七年法律第八十号) の規定による拠出金(以下 この号において「老人保健 拠出金」という。)
(新設)				
	調整対象基準額		金等及び病床転換支援	金 等 前期高齢 者納 付
	相当額の合算額 整前老人保健医療費拠出金 調整対象基準額及び負担調		人保健拠出金、病床転換支援金等及び老	、前期高齢者納付金等及び 健康保険法等の一部を改正 対る法律(平成十八年法律 第八十三号)附則第三十八 大を有するものとされた同 大の規定によりなおその効 大の規定による改正 による拠出金(以下この号 による拠出金(以下この号 において「老人保健拠出金 において「老人保健拠出金

則第二十二条 より読み替えられた、法附 改正令附則第九条の規定に	法附則第二十二条	から第五項 から第五項
人保健拠出金	及び病床転換支援	

の七第三項

法附則第1

一十二条

改正令附則第九条第

項の

規定により読み替えられた

法附則第二十二条

から第五項

(削る)

(削る)

3 平成二十二年度において、退職被保険者等所属市町村についてで読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。中「附則第九条第一項」とあるのは、「附則第九条第二項において、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表が項に規定する国民健康保険法施行令の規定を適用する場合に

5 4 施行令の規定を適用する場合においては、 表中「附則第九条第一項」とあるのは、 ・険者等所属市町村について、 おいては、 て読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。 第一項に規定する国民健康保険法施行令の規定を適用する場合 平成二十三年度において、 平成二十四年度から平成二十九年度までの間において、 同項の規定を準用する。この場合において、 退職被保険者等所属市町村について 第 一項に規定する国民健康保険法 「附則第九条第四項にお 同項の規定を準用する 退職被 同項の

この場合において、

同項の表中

「附則第九条第一項」とあるの

(削る)

(削る)

に関する政令の規定の適用 (老人保健拠出 金等に関する国民健康保険の国庫負担金等の算定

条の規定により読み替えられた同令第五条の規定を適用する場合 同令第一条及び同令附則第十六条の規定により 等の算定に関する政令附則第十三条の規定により読み替えられた 表の中欄に掲げる字句は、 においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同 同令附則第十五条の規定により読み替えられた、 平成二十八年度におい それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす て、 国民健康保険の国庫負担金 読み替えられた、 同令附則第十三

る

項 第

病床転換支援金等

保法の規定による 及び高齢者医療確

病床転換支援金等

(同号において「

援金等」という。)及び健 康保険法等の一部を改正す

同号において「病床転換支 による病床転換支援金等

高齢者医療確保法の規

という。)

る法律

(平成十八年法律第

八十三号) 附則第三十八条

項の規定によりなおそ

改正前の老人保健法

た同法第七条の規定による の効力を有するものとされ

五十七年法律第八十号。

号。 (昭 第[]]和

条第

略

略

み替えて準用する同条第 附 第 九 条第五 項 一項」と読み替えるものとする お V て準用 する同 条第四項にお て読

に関する政令の規定の適 (老人保健拠出金等に関する国民健康保険の国庫負担金等の算定 用

第二十三条 定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は令附則第二十三条の規定を適用する場合においては、これらの規 規定により読み替えられた同令第一条及び第五条の規定並びに同 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十三条の それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 平成二十年度から平成二十九年度までの間において、

		頁 第一条第一
という。)	病床転換支援金等病床転換支援金等病尿転換支援金等	(略)
る法律(平成十八年法律第 八十三号)附則第三十八条 の規定によりなおその効力 の老人保健法(昭和五十七 の老人保健法(昭和五十七	康保険法等の一部を改正す 「おいて「病床転換支援金等(による病床転換支援金等(による病床転換支援金等((略)

	項 第 五 一 条 号 口	項 第 五条第一	項第一 第一 条第二	
及び病床転換支援	及び高齢者医療確以下「病床転換支援金」という。)	法附則第二十二条	(略)	
、病床転換支援金及び老人	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定による。) 保健医療費拠出金(以下「老人保健医療費拠出金(以下「老人」	即第二十二条というの規定に対している。	(略)	五条第一項第一号口において「平成二十年四月改正前で「平成二十年四月改正前で「平成二十年四月改正前で「平成二十年四月改正前
		項 第 五条第 一	第一条第二	
及び病床転換支援	及び高齢者医療確以下「病床転換支援金」という。)	法附則第二十二条	(略)	
、病床転換支援金及び老人	、高齢者医療確保法の規定 による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」とい 改正前老健法の規定による 医療費拠出金(以下「老人 医療費拠出金(以下「老人 と解医療費拠出金」という のよう	即第二十二条 以正令附則第七条の規定に	(略)	出金」という。)四月改正前老健法」という四月改正前老健法」という

第			
同表の下欄に掲げる字の表の上欄に掲げる規定を含み、退職第二十四条 平成二十八条の表の上欄に掲げる規定を適用するの表の上欄に掲げる規定を適用する。 と	(削る)	(略)	
表の下欄に掲げる字句とする。 表の上欄に掲げる規定中同表の中欄の二の規定を適用する場合において一項の規定により読み替えられた同国民健康保険の国庫負担金等の算定国民健康保険の国庫負担金等の算定国民健康保険の国産の場合である。		(略)	金
表の下欄に掲げる字句とする。 表の下欄に掲げる字句とする。 表の上欄に掲げる字句とする。 一項の規定により読み替えられた同令第二条、第四条及び第四一項の規定により読み替えられた同令第二条、第四条及び第四国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十四条国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十四条本の下欄に掲げる字句とする。		(色)	保健医療費拠出金

による病床転換支援金(第)、高齢者医療確保法の規定	は は は は は は は に は は に は り に は り に は の が が に は り に は の が の が の に に の の の に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 。 に 。 に 。 。	の中欄に掲げる字句は、それぞれた同令第二条、第四条及び第四れた同令第二条、第四条及び第四がに同令第二条、第四条及び第四がに関する政令附則第十四条の算定に関する政令附則第十四条の方法を対して、市町村を除く。)について
保法の規定による及び高齢者医療確	第二条第一 法附則第二十二条	第二十四条 平成二十年度から平成第二十四条 平成二十年度から平成第二条の規定のうち次の表のに関する政令附則第十四条第一項において同じ。)について、国民でおいて同じ。)について、国民の対域、これらの規定のうち次の表のは、これらの規定のうち次の表別である。
よる による病床転換支援金(第 療確 、高齢者医療確保法の規定	二条 を改正する政令(平成二十 年政令第百十六号)附則第 八条の規定により読み替え の発の規定により読み替え のの規定により記のである。 のの対象によりによりによりによる。 のの対象によりによりによる。 のの対象によりによりによる。 のの対象によりによりによる。 のの対象によりによりによる。 のの対象によりによる。 のの対象によりによる。 のの対象による。 ののがある。 ののが。 ののがある。 ののがある。 ののが。 のののが。 のののが。 ののが。 ののが。 ののが。 ののが。 ののが。	の規定のうち次の表の上欄に掲げる字句とする。 第四条及び第四条の二の規定を適用する場合において令附則第十四条第一項の規定により読み替えられた同じ。)について、国民健康保険の国庫負担金等の算定別区を含み、退職被保険者等所属市町村を除く。次項別区を含み、退職被保険者等所属市町村を除く。次項平成二十年度から平成二十九年度までの間において、

項 第二条第一

法附則第二十二条

項第二号

保法の規定による 及び高齢者医療確

保健医療費拠出金、病床転換支援金及び老人	金及び病床転換支援	
附則第十三条 定により読み替えられた、 定により読み替えられた、	附則第十三条	三条第二項
(略)	(略)	(略)
保健医療費拠出金	<u>金</u>	

第一号ロ(1) 及び第四条 項第二号イ 第四条第二 金及び病床転換支援 病床転換支援金 換支援金」という 第四条の二第 第四条第二項及び において 「病床転 一項 る法律 第 康保険法等の一 支援金」という。 四条第一 改正前の老人保健法 保健医療費拠出金 健医療費拠出金」という。 第四条第二項及び第四条の 規定による医療費拠出金 五十七年法律第八十号)の た同法第七条の規定による の効力を有するものとされ 第 (十三号) 附則第三十八条 病床転換支援金及び老人 項において「病床転換 項の規定によりなおそ 項において「老人保 (平成十八年法律第 一項及び 第四 部を改正す) 及び健 1条の二 (昭和

、同令附則第四条の規定により読み替えられた同令第二条、第四定に関する政令附則第十四条第二項の規定により読み替えられた保険者等所属市町村について、国民健康保険の国庫負担金等の算第二十五条。平成二十八年度及び平成二十九年度において、退職被

項 条 の 二 第 一 第 一	
金及び病床転換支援	病床転換支援金(第四条第二項及び第四条第二項及び一次を引きませる。
、病床転換支援金及び老人、病床転換支援金及び老人	四条第二項及び第四条の二第一項において「病床転換支援金」という。)及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二項及び第四条の二第一年法律第八十号)の規定による改正前第七条の規定による改正前第七条の規定による改正前第七条の規定による改正前第七条の規定による改正前第七条の規定による改正前第七条の規定による改正前第七条の規定による改正前第七条の規定による改正的表

定により読み替えられた同令第二条、第四条及び第四条の二の規一十四条第二項の規定により読み替えられた、同令附則第四条の規ついて、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第第二十五条。平成二十年度において、退職被保険者等所属市町村に

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。ては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中より読み替えられた同令附則第三条の規定を適用する場合におい条及び第四条の二の規定並びに同令附則第十四条第二項の規定に

項 第 二 二 条 号 第	項 第 二 条 第 一
及び高齢者医療確以下「病床転換支援金」という。)	法附則第二十二条
京書拠出金(第四条第二項 「原費拠出金(第四条第二項 「原費拠出金(第四条第二項 「原費拠出金(第四条第二項の規定 によりなおその効力を有す によりなおその効力を有す によりなおその効力を有す によりなおその効力を有す によりなおその効力を有す によりなおその効力を有す によりなおその効力を有す によりなおその効力を有す によりなおその効力を有す によりなおその効力を有す によりなおその効力を有す によりなおその効力を有す によりなおその効力を有す によりなおその対力を有す によりなおその対力を有す によりなおその対力を有す	健康保険法施行令等の一部 を改正する政令(平成二十 年政令第百十六号。以下こ の項及び附則第三条におい て「改正令」という。)附 関第九条の規定により読み 替えられた、法附則第二十 二条の規定により読み られた、

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。うち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ今附則第三条の規定を適用する場合においては、これらの規定の定並びに同令附則第十四条第二項の規定により読み替えられた同

第二条第一 法附則第二十二条 健康保険法施行令等の一部 を改正する政令(平成二十 の規定により読みを改正する政令(平成二十 及び高齢者医療確 及び高齢者医療確 人民法の規定による。) 「「病床転換支援金(以下「病床転換支援金(下「病床転換支援金(下「病床転換支援金(下「病床転換支援金(下「病床転換支援金(下「病床転換支援金(以則第三十八条の規定により間第三十八条の規定により記した。) したいの規定によりによる病床転換支援金(以別第三十七年法律第八十三号)附別第三十七年法律第八十三号)附別第三十七年法律第八十三号)附別第三十七年法律第八十三号)附別第三十七年法律第八十三号)附別第三十七年法律第八十三号)附別第三十七年法律第八十二号)の規定により記述を表示を表示するとの規定により記述を表示を表示するとの規定により記述を表示を表示するとの規定とされた同法等の規定により記述を表示を表示するとの規定により記述を表示を表示するとの規定により記述を表示を表示を表示するとの規定とされた。		
条第一 法附則第二十二条 一部を改正する政令(平成		
法附則第二十二条 健康保険法施行令等のの規定により読み を改正する政令(平成の規定により読みを改正する政令(平成原法の規定による による病床転換支援金(下「病床転換支援金(下「病床転換支援金(下「病床転換支援金(下「病床転換支援金」とされた同法第二十二条の規定による方。)及び健康保険法の規定による改正する法律がよりの規定による改正前の老人保管 (昭和五十七年法律第八十三号による改正前の老人保管 (昭和五十七年法律第八十三号 (昭和五十七年法律第八十三号 (昭和五十七年法律第八十三号 (昭和五十七年法律第八十三号 (昭和五十七年法律第八十三号 (昭和五十七年法律第八十三号 (昭和五十七年法律第八十三号 (昭和五十七年法律第八条の規定による医療 (昭和五十七年法律第八条の規定による改正前の老人保		項第
法附則第二十二条 健康保険法施行令等のの規定により読み を改正する政令(平成の規定により読みを改正する政令(平成原法の規定による による病床転換支援金(下「病床転換支援金(下「病床転換支援金(下「病床転換支援金(下「病床転換支援金」とされた同法第二十二条の規定による方。)及び健康保険法の規定による改正する法律がよりの規定による改正前の老人保管 (昭和五十七年法律第八十三号による改正前の老人保管 (昭和五十七年法律第八十三号 (昭和五十七年法律第八十三号 (昭和五十七年法律第八十三号 (昭和五十七年法律第八十三号 (昭和五十七年法律第八十三号 (昭和五十七年法律第八十三号 (昭和五十七年法律第八十三号 (昭和五十七年法律第八条の規定による医療 (昭和五十七年法律第八条の規定による改正前の老人保		一 条 第
規定により読み を改正する政令(平成 えられた、 大下「病床転換支援金(下「病床転換支援金(下「病床転換支援金(下「病床転換支援金(下「病床転換支援金(下「病床転換支援金(下「病床転換支援金(下「病床転換支援金」 一部を改正する法律」 一部を改正する法律」 によるお床転換支援金」 によるおた同法第七条の規定による とされた同法第七条の規定による とされた同法第七条の規定による とされた同法第七条の		7
第二十二条 健康保険法施行令等の別第二十二条 建康保険法施行令等の別定により読み を改正する政令(平成の現定による り読み替えられた、 上とされた同法第一項の規定による病床転換支援金」 下「病床転換支援金」 下「病床転換支援金」 とされた同法第二項の規定による改正前の老人保 による改正前の老人保 によると による医療 による では、	援以病保及金下病の	替の法規制
1	「転の局 と病換規齢 い床 支 定 者	りに開れたよこ
を改正する政令(平成 を改正する政令(平成 の項及び附則第三条に り読み替えられた、 り読み替えられた、 り読み替えられた、 による病床転換支援金」 下「病床転換支援金」 一部を改正する法律、 一部を改正する法律、 一部を改正する法律、 による病床転換支援金」 による病床転換支援金」 による病床転換支援金」 による方に同法第二十八条の規定による をされた同法第一項の規定による で記る改正前の老人保険法施行令等の をされた同法第一項の規定による をされた同法第一項の規定による による方にによる方による による方による による改正前の老人保険法 をされた同法第二十二条の規定による をされた同法第二十二条の規定による をされた同法第二十二条の規定による をされた同法第二年の規定による をされた同法第二年の規定による をされた同法第二年の規定による をされた同法第二年の規定による をされた同法第二年の規定による をされた同法第二年の規定による をされた同法第二年の規定による をされた同法第二年の規定による をされた同法第二年の規定による を改正する法律。 による改正前の老人保	う転援に医	り 十 読 二
で、第四条に で、第四条第二年の の規定による医療 で、第四条第二年の の規定による で、第四条の の規定による で、第四条の の規定による で、第四条の の規定による で、第四条の の規定による で、第四条の の規定による で、第四条の の規定による で、第四条の の規定による で、第四条の の規定による で、また。 で、。 で、また。 で、また。 で、また。 で、また。 で、また。 で、また。 で、また。 で、また。 で、また。 で、また。 で、また。 で、また。 で、。 で、。 で、。 で、。 で、。 で、。 で、。 で、		み 条
二 る 法 老 七 有 規 十 法 保 援 支 保	파 마하시아 원 에 차 에 가 이 메 그 나 하다	み第り則ての年を健 替二読第一項政改康 え十み九改及令正保
二 る 法 老 七 有 規 十 法 保 援 支 保	第規五改たの十法改及床病者	ら二替条正び第する法に
項医律人条が定当後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後後	(1) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	たのら一一則十敗陥
び費八健規もより平等と一規 り附に一お下二一	項医律人条す定三律険金援法の及療第保のるに号(法)金	「
第 拠 十 法 定 のり 附成 の い 以 定 読 則よ 附 いこ 十 部	で費用を見る。 第一次 は	り 附 に お 下 二 一 読 則 よ 附 い こ 十 部

附則第三条	第一二 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70	東京 東		
法附則第二十二条	額病床転換支援金の	金の納付及び病床転換支援	接附則第二十二条を表している。 「おけりの規定により読みを表している。」 「おけりの規定により表している。」 「おけりの規定によりますできますできますできますできますできますできますできますできますできますでき	
改正令附則第九条の規定に	拠出金相当額負担調整前老人保健医療費病床転換支援金の額並びに	保健医療費拠出金の納付、病床転換支援金及び老人		金」という。) ひび第四条の二第一項にお
附則第三条	0 - - - - -	第四条第二		
法附則第二十二条	額病床転換支援金の	金の納付をの納付を扱び病床転換支援	法附則第二十二条 一の規定により読み 一方により読み 一方により読み	
改正令附則第九条第一項の	拠出金相当額 負担調整前老人保健医療費 病床転換支援金の額並びに	保健医療費拠出金の納付、病床転換支援金及び老人		いう。) 老人保健医療費拠出金」と 四条の二第一項において「

(削る)

(削る)

第二項附則第三条		号 第一項第二 第二条	号 第一項第一 第二系	
法附則第二十二条	額病床転換支援金の	法附則第二十二条	法附則第二十二条	第七条第一項の
即第二十二条 おり読み替えられた、法附	拠出金相当額 類地調整前老人保健医療費	則第二十二条 より読み替えられた、法附 改正令附則第九条の規定に	即第二十二条 おり読み替えられた、法附 な正令附則第九条の規定に	条第一項の条第一項の

第一項

規定により読み替えられた

法附則第二十二条

3 読み替えるものとする。 平成二十二年度において、 附則第九条第二項において読み替えて準用する同条第一項」と 前項に規定する国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政 平成二十一年度において、 同項の表中「附則第九条第一項」とあるのは、 退職被保険者等所属市町村について 退職被保険者等所属市町村について 同項の規定を準用する。

2 令の規定を適用する場合においては、 の場合において、

第二項

附則第三条

法附則第二十二条

改正令附則第九条第一項の 規定により読み替えられた

法附則第二十二条

拠出金相当額

額病床転換支援金の

病床転換支援金の額並びに

負担調整前老人保健医療費

(削る)

4

(削る)

5

(老人保健拠出金に関する国家公務員共済組合法施行令の規定の

七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八おり、同項中「費用(」とあるのは「費用(健康保険法等のおいては、同項中「費用(」とあるのは「費用(健康保険法等のおり、一個では、同項中「費用(」とあるのは「費用(健康保険法等のおり、一個では、同項中「費用(」とあるのは「費用(健康保険法等のおり、同項中「費用(」とあるのは、同項中では、同項中では、同項の規定を適用する場合に

。 おいて読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする、「附則第九条第三項において読み替えて準用する同条第二項にこの場合において、同項の表中「附則第九条第一項」とあるのはこの規定を適用する場合においては、同項の規定を準用する。 、第一項に規定する国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する

と読み替えるものとする。
、「附則第九条第四項において読み替えて準用する同条第一項」この場合において、同項の表中「附則第九条第一項」とあるのはこの場合において、同項の表中「附則第九条第一項」とあるのは政令の規定を適用する場合においては、同項の規定を準用する。
政令の規定を適用する場合においては、同項の規定を準用する。
平成二十三年度において、退職被保険者等所属市町村について

替えるものとする。

替えるものとする。

一本の一年度から平成二十九年度までの間において、退職被平成二十四年度から平成二十九年度までの間において、退職被平成二十四年度から平成二十九年度までの間において、退職被平成二十四年度から平成二十九年度までの間において、退職被

(老人保健拠出金に関する国家公務員共済組合法施行令の規定の

適用

七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第場合においては、同項中「費用(」とあるのは「費用(健康保険国家公務員共済組合法施行令第二十二条第一項の規定を適用する第二十六条 平成二十年度から平成二十九年度までの間において、

ける。るのは「における老人保健拠出金並びに前期高齢者納付金等」とるのは「における老人保健拠出金並びに前期高齢者納付金等」とあ」という。)並びに」と、「における前期高齢者納付金等」とあ号)の規定による拠出金(以下この項において「老人保健拠出金号)の規定による拠出金(以下この項において「老人保健拠出金

の適用) (老人保健拠出金に関する地方公務員等共済組合法施行令の規定

る法律 齢 よる拠出金をいう。 よる改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定に 定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定に 事業年度における老人保健拠出金 項及び附則第三十条の二の規定を適用する場合においては 務員等共済組合法施行令第二十八条第一項、第二十八条の二第 一十七条 ・者納付金等」とする。 二十八条第一項中「当該事業年度における」とあるのは 「前期高齢者納付金等」とあるのは「老人保健拠出金、)、」と、同令第二十八条の二第一項及び附則第三十条の二 (平成十八年法律第八十三号) 附則第三十八条第一項の規 平成二十八年度及び平成二十九年度において、 次条第一項及び附則第三十条の二において同 (健康保険法等の一部を改正す 地方公 前期高 「当該 同令

> する。 るのは「における老人保健拠出金並びに前期高齢者納付金等」とるのは「における老人保健拠出金並びに前期高齢者納付金等」とあ」という。)並びに」と、「における前期高齢者納付金等」とあ号)の規定による拠出金(以下この項において「老人保健拠出金

'適用) (老人保健拠出金に関する地方公務員等共済組合法施行令の規定

第二十七条 二第一項及び附則第三十条の二の規定を適用する場合においては 地方公務員等共済組合法施行令第二十八条第 齢 よる拠出金をいう。 よる改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定に 定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定に 改正する法律 「当該事業年度における老人保健拠出金 者納付金等」とする。 同令第二十八条第一項中「当該事業年度における」とあるのは)、」 と、 期高齢者納付金等」とあるのは「老人保健拠出金、 平成二十年度から平成二十九年度までの間におい (平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条の規 同令第二十八条の二第 次条第一項及び附則第三十条の二において同 一項及び附則第三十条の二 (健康保険法等の 項、 第二十八条の 前期高 一部を て、

 \bigcirc 健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第六十三号)(抄)(第七条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現
附則	附則
第三条(略)	第三条 (略)
(削る)	第四条及び第五条削除
日は、平成三十二年三月三十一日とする。第四条(平成十八年健保法等改正法附則第三十一条の政令で定める(都道府県単位保険料率に係る経過措置の期限)	(新設)
2 (略) 第五条 (略) (都道府県単位保険料率の変更の場合における調整)	2 (略) 第六条 (略) (都道府県単位保険料率の変更の場合における調整)
2 (略) 第六条 (略)	2 (略) 第七条 (略)

(傍線の部分は改正部分)

行

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ	月額」とあるのは「標準報酬月額」と読み替えるほか、次の表の	用する法」と、「組合」とあるのは「事業団」と、「標準報酬の	「法」とあるのは「私立学校教職員共済法第二十五条において準	は「加入者」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、	びに附則第三十四条の四の規定を除く。)中「組合員」とあるの	の三の八の二第一号、第十一条の三の九、附則第三十四条の三並	第五項の表及び第六項、第十一条の三の六の四第一項、第十一条	、第十一条の三の六の三第一項第五号、第二項第四号、第三項、	十一条の三の六第九項から第十一項まで、第十一条の三の六の二	、第十一条の三の五第一項第五号、第三項第四号及び第九項、第	第十一条の三の四第一項第二号、第四項各号、第八項及び第九項	の場合において、これらの規定(同令第十一条の三の二第一項、	第三十四条の三並びに附則第三十四条の四の規定を準用する。こ	十一条の三の七から第十一条の三の九まで、第十一条の四、附則	第四項を除く。)、第十一条の三の六の四第一項及び第三項、第	号及び第四号並びに第四項を除く。)、第十一条の三の六の三(の六(第十二項を除く。)、第十一条の三の六の二(第一項第二	の三の二、第十一条の三の四、第十一条の三の五、第十一条の三	務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条	第六条 法第二十条第一項に規定する短期給付については、国家公	(短期給付に係る国家公務員共済組合法施行令の準用)	改正案
替えるものとする。	`	額」と読み替えるほか、次の表の上	のは「事業団」と、「標準報酬の日	職員共済法第二十五条において準用	とあるのは「文部科学省令」と、	を除く。)中「組合員」とあるのけ	の三の九、附則第三十四条の三並び	第五項の表及び第六項、第十一条の	、第十一条の三の六の三第一項第五	十一条の三の六第九項から第十一項	、第十一条の三の五第一項第五号、	第十一条の三の四第一項第二号、第	の場合において、これらの規定(同	第三十四条の三並びに附則第三十四	十一条の三の七から第十一条の三の	第四項を除く。)、第十一条の三の	号及び第四号並びに第四項を除く。	の六(第十二項を除く。)、第十一	の三の二、第十一条の三の四、第十	務員共済組合法施行令(昭和三十三	第六条 法第二十条第一項に規定する	(短期給付に係る国家公務員共済組	現

いずれか少ない額をその者の標準報酬月額と、当該標準報酬月額第十二条 任意継続加入者については、次の各号に掲げる額のうち(任意継続加入者の標準報酬月額及び標準報酬日額)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	一 一 号 二 項第 二 項第 の
(略)	(略)	
十二項十二項お立学校教職員共済法第二十五条	条第十二項	項 三の九第三の
八項において準用する法第六十六条第一において準用する法第六十六条第一十五条	条第八項	項及び第二三の九第一条の
二項 において準用する法第六十六条第 私立学校教職員共済法第二十五条	条第二項	第一号の八の二
(略)	(略)	(略)

略)	一 一 男 一 明 第 一 項 第 の		項 三の九第三	項及び第二 三の九第一	(新設)	(略)
略)	(略)	(略)	条第十項六十六	条第六十六		(略)
(略)	(略)	(略)	十項 日本	六項 六項 私立学校教職員共済法第二十五条		(略)

いずれか少ない額をその者の標準報酬月額と、当該標準報酬月額第十二条 任意継続加入者については、次の各号に掲げる額のうち(任意継続加入者の標準報酬月額及び標準報酬日額)

。の二十二分の一に相当する金額をその者の標準報酬日額とみなす

任意継続加入者の退職時の標準報酬月額

の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額で定めた額)を法第二十二条第一項の規定による標準報酬月額全ての加入者の同月の標準報酬月額の平均額(当該平均額の範別の九月三十日における短期給付に関する規定の適用を受けるの基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額にあつては、前々年一前年(一月から三月までの標準報酬月額にあつては、前々年

(特例退職加入者に係る短期給付の支給の特例)

字句に読み替えるものとする。 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる組合法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの二十六条 特例退職加入者に係る法第二十五条において準用する

(削る)	(略)
	(略)
	(略)

。の二十二分の一に相当する金額をその者の標準報酬日額とみなす

いて共済規程で定める割合を乗じて得た額を控除した額) 報酬月額からその額に文部科学大臣の定める割合の範囲内にお る要件を備える任意継続加入者については、当該退職時の標準時の年齢その他これらに準ずる事項につき文部科学大臣が定め 時の年齢の他これらに準ずる事項につき文部科学大臣が定め

額を当該加入者の総数で除して得た額ける加入者(任意継続加入者を除く。)の標準報酬月額の合計、前年の一月一日)における短期給付に関する規定の適用を受善毎年一月一日(一月から三月までの標準報酬月額にあつては

特例退職加入者に係る短期給付の支給の特例)

字句に読み替えるものとする。 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる組合法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの二十六条 特例退職加入者に係る法第二十五条において準用する

	第二項	(略)
退職後出産	以内 後	(略)
する 特例退職加入者の資格喪失後出産	日から起算して六月以内特例退職加入者の資格を喪失した	(略)

2	
(略)	(略)
	(略)
	(略)
2	
(略)	(略)
	(略)
	(略)
	(略)

傍 線 \mathcal{O} 部 分 は 改 正部 分

行

療養費の支給 要件及び支給

改

正

案

ら高額療養費算定基準額を控除した金額とする。 場合に支給するものとし、 る高額療養費の額を控除した金額(以下この項において 額を合算した金額から次項から第五項までの規定により支給され 金等世帯合算額」という。 匹 その額は、)が高額療養費算定基準額を超える 同 一 の 一部負担金等世帯合算額か 月における次に掲げる金 一部負 第

この項から第五項まで、 第五項並びに第十一条の三の六の二並びに附則第三十四条の第 薬局その他の療養機関 三において同じ。 養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む 法第五十九条第一 て 規定に該当する場合における同項に規定する療養を除 養」という。 及び第九項において「食事療養」という。)及び同条第二項 二号に規定する生活療養(第八項及び第九項において「生活療 以下この条から第十一条の三の六まで及び附則第三十四条の 第三十四条の三第八項において同じ。 外併用療養費 組合員 いる者を含む。 (法第五十四条第二項第 (法第五十九条第一項の規定により療養の給付又は)並びに当該組合員又はその被扶養者が第八項)が同一の月にそれぞれ一の 以下この条から第十一条の三の六まで及び 療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受 項又は第二項の規定により支給される家族 (以下 第十一条の三の六第 ・ 「『見言する食事療養(第八項「病院等」という。)から受けた月にそれそれ「 (*--) 又はその被扶養者(項、 病院、 診療所 反び

現

場合に支給するものとし、 十一条の三の四 る高額療養費の額を控除した金額(以下この項において「一部負 額を合算した金額から次項から第五項までの規定により支給され 高額療養費算定基準額を控除した金額とする。 金等世帯合算額」という。 額療養費の支給要件及び支給 高額療養費は、 その額は、)が高額療養費算定基準額を超える 同 一部負担金等世帯合算額か の月における次に掲げる

5

。以下この条から第十一条の三の六まで及び附則第三十四条の 第五項並びに第十一条の三の六の二並びに附則第三十四条の三 療養 養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む 法第五十九条第一項又は第二項の規定により支給される家族療 則 ている者を含む。 規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。 二号に規定する生活療養 及び第九項において「食事療養」という。 薬局その他の療養機関 三において同じ。) が同一の月にそれぞれ一の病院、 養」という。 組合員 第三十四条の三第八項において同じ。 外併用療養費 項から第五項まで、 (法第五十四条第二項第 (法第五十九条第一項の規定により療養の給付又は!)並びに当該組合員又はその被扶養者が第八項の 以下この条から第十一条の三の六まで及び附 療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受け (以下 第十一条の三の六第 (第八項及び第九項において「生活療 一号に規定する食事療養 「病院等」という。)から受けた)又はその被扶養者)及び同条第二項第 項、 第 診療所、 (第八項 以下

げる金額(七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るもの に限る。)を合算した金額 特例対象療養に係るものにあつては、 にあつては、二万千円(次条第五項に規定する七十五歳到達時 する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからへまでに 項及び第八項において同じ。)であつて次号に規 一万五百円)以上のもの 掲

費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当す に法第五十五条の五第二項第一号の規定により算定した費用 する選定療養を含む場合における法第五十五条第二項又は第 る金額を控除した金額を加えた金額 |措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)の額||項に規定する一部負担金(法第五十五条の二第一項第一号 同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号に規 当該療養が法第五十四条第二 現に当該療養に要した費用の額) (その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるとき 項第三号に規定する評 から当該療養に要した 価

(略

2 9 略

病手当金と障害手当 金等との 併給調

各号に定める額とする 定する政令で定める額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規 一条の三の **の**二 法第六十六条第七項ただし 書に 規 定する政

金の支給を受けることができない場合 報酬を受けることができな 場合で あ 傷病手当金合計額 か 出 産 手当

> 時特例対象療養に係るものにあつては、 掲げる金額(七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るも 定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからへまでに のに限る。 のにあつては、二万千円(次条第五項に規定する七十五歳到: 項、 第二項及び第八項において同じ。)を合算した金額 一万五百円)以上のも)であつて次号に規 達

(略)

費用の額を超えるときは、 定により算定した費用の額 給される金額に相当する金額を控除した金額を加えた金額 から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支 れた一部負担金) 五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、 五十五条第二項又は第三項に規定する一部負担金 又は同項第四号に規定する選定療養を含む場合における法第 当該療養が法第五十四条第二項第三号に規定する評価療養 の額に法第五十五条の五第二項第一号の規 現に当該療養に要した費用の額) (その額が現に当該療養に要した 当該減額さ (法第五十

2 9 二 (略)

(新設)

以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の法第六十六条第 生年金保険法による障害手当金の支給を受けることとなつた日 いて同じ。)から障害手当金の額を控除した額 に達するに至る日における当該合計額をいう。 二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額 以下この条にお

除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した 定により算定される額から出産手当金の額(当該額が同項の規金の支給を受けることができる場合と第六十六条第二項の規 額のいずれか少ない額 定により算定される額を超える場合にあつては、 報酬を受けることができない場合であつて、 かつ、 当該額) 出産手当 を控

算定される額を超える場合にあつては、当該額)を控除した額 きる報酬の全部若しくは一部の額(当該額が同項の規定により れか少ない額 六条第二項の規定により算定される額から当該受けることがで 又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のい 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であって、 出産手当金の支給を受けることができない場合 法第六十

の額を控除した額のいずれか少ない額、当該額)を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金 該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては きないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額 条第二項の規定により算定される額から報酬を受けることがで 報酬の全部又は一 出産手当金の支給を受けることができる場合 部を受けることができる場合であって、 法第六十六 (当

、傷病手当金と退職老齢年金給付との調整

法第六十六条第八項に規定する政令で定める要

第十一条の三の九

傷病手当金と退職老齢年金給付との調整

法第六十六条第六項に規定する政令で定める要

第十一条の三の九

- 123 -

つた者を含む。)でないこととする。に規定する日雇特例被保険者をいい、当該日雇特例被保険者であ支給を受けることができる日雇特例被保険者(同法第三条第二項件は、健康保険法第百三十五条第一項の規定により傷病手当金の

いるものを除く。)とする。
、次に掲げる年金である給付(その全額につき支給を停止されて
2 法第六十六条第八項に規定する政令で定める年金である給付は

~九 (略)

欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下第二項及び第三項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲3 法第六十六条第十二項の規定により厚生年金保険法第百条の十

三項の十第		_ j	第百条の十第
前二項	(略)	は一部る事務の全部又前項各号に掲げ	(略)
項 十二項において準用する前 十二項において準用する前 国家公務員共済組合法第六	(略)	国家公務員共済組合法第六 国家公務員共済組合法第六	(略)

つた者を含む。)でないこととする。に規定する日雇特例被保険者をいい、当該日雇特例被保険者であた規定する日雇特例被保険者をいい、当該日雇特例被保険者(同法第三条第二項支給を受けることができる日雇特例被保険者(同法第三条第二項の規定により傷病手当金の件は、健康保険法第百三十五条第一項の規定により傷病手当金の

いるものを除く。)とする。、次に掲げる年金である給付(その全額につき支給を停止されて2 法第六十六条第六項に規定する政令で定める年金である給付は

一~九 (略)

3

に掲げる字句に読み替えるものとする。る同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄二項及び第三項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げ法第六十六条第十項の規定により厚生年金保険法第百条の十第

三項		_ 	第百条の十第
前二項	(略)	は一部る事務の全部又前項各号に掲げ	(略)
項において準用する前項十六条第九項及び同条第十国家公務員共済組合法第六	(略)	という。) という。) という。) という。) 国家公務員共済組合法第六国家公務員共済組合法第六国家公務員共済組合法第六国家公務員共済組合法第六	(略)

(略) (略)

(傷病手当金等と報酬との調整に係る基準額)

次に掲げる金額とする。第十一条の四 法第六十九条第一項に規定する政令で定める金額は

額以下である場合には、当該傷病手当金の額 傷病手当金の額が当該傷病手当金を受ける者の受ける報酬の

一 (略)

| 休業手当金の額 | 出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護| では、当該出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護| 出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当

| 前号の場合以外の場合には、支給を受ける報酬の額

(任意継続組合員の標準報酬の月額及び標準報酬の日額)

る。 第五十二条に規定する標準報酬の日額をいう。以下同じ。)とす 切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に 切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に 掲げる額のうちいずれか少ない額とし、その額の二十二分の一に 掲げる額の二 任意継続組合員の標準報酬の月額は、次の各号に R四十九条の二 任意継続組合員の標準報酬の月額は、次の各号に

略

略

(傷病手当金等と報酬との調整に係る基準額)

掲げる金額とする。第十一条の四 法第六十九条に規定する政令で定める金額は、次に

、育児休業手当金又は介護休業手当金の額下である場合には、当該傷病手当金、出産手当金、休業手当金介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は

一(略)

2 金については、 差額が当該報酬の額を超えるときは、 ただし書の規定により支給される傷病手当金の額との差額 合に支給される傷病手当金の額と同条第四項ただし書又は第五項 法第六十六条第四項又は第五項の規定の適用がな 書の規定の適用を受けるものである場合における当該傷病手当 傷病手当金の額が法第六十六条第四項ただし書又は第五項ただ 同項の規定を適用する。 前項中 「報酬の額」とあるのは 当該報酬の額) いものとした場 報酬の額から を控除した (当該

(任意継続組合員の標準報酬の月額及び標準報酬の日額)

第五十二条に規定する標準報酬の日額をいう。以下同じ。)とす切り上げるものとする。)をもつてその者の標準報酬の日額(法切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを第四十九条の二 任意継続組合員の標準報酬の月額は、次の各号に第四十九条の二 任意継続組合員の標準報酬の月額は、次の各号に

任意継: 続 組 合員 の退職時 \mathcal{O} 標準 報 酬 月 額

たときの標準報酬 報酬 で定めた額があるときは、 期給付に関する規定の適用を受ける全ての 0 九月三 項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなし の月額の平均額 月 |十日||における当該任意継続組合員の属する組合| から三 一月までの (当該平均額の範囲内におい 標準 当該定款で定めた額) 月 組合員の を法第四十 て組合の (同月の) 定標

附 則

退職 組 る短期給付の特例

退職組合員の資格を喪失した後に生じた場合には、特例退 に生じた場合には、 六条の二の六 項及び第五十六条の二第一項中「公務によらない病気又は負傷 の規定の適用に 六十一条第二項、第六十三条第一 五条の五第一項、 の資格を喪失した日の前日)」と、法第五十四条第一 項、 第五十五条の三第一項、 - 項、 特例退職組合員に係る法第五十二条、 ついては、 第五十六条の二第一項、第五十九条第一項ユ条の三第一項、第五十五条の四第一項、第 退職の日)」とあるのは 第五十五条の四第 法第五十二条中「(給付事由が退職 項、第六十四条又は第六十七条 項、 第五十五条の 「(給付事由 第五 第五十 五第 職組合 『が特例 + 坉 第 後

> 項 額からその額に財 定款で定める割合を乗じて得た額を控除した額を法第四十条第 項の 0 要件を備える任意継続組合員に 時 規定により求めた標準報酬の月額 0) 意 規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同 年 齢 組 その他これらに準ずる事項に 合 員 務大臣の定める割合の範囲内において組合の \mathcal{O} 退 職 時 0 準 報 いては、 酬 \mathcal{O} 月 額 き財務大臣が定め |該標準報酬 組 合員 期 間 Á

礎となる報酬月額とみなして同項の規定により求めた標 で除して得た額を法第四十条第一 合員を除く。 合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員)月額 毎年一月 前 年の 一月 日 の標準報酬の月額の合計額を当該組合員の 一日)における当該任意継続組合 (一月から三月までの標準報酬 項の規定による標準報酬の 0) 月額にあ 員の属する組 (任意継続組 報酬 総数 って 基

則

特例

退

職組

合員に係る短

期給付

0

第一項、 項及び第五十六条の二第一項中「公務によらない病気又は負傷 退職組合員の資格なに生じた場合には、 六十一条第二項、 五条の五第一項、 六条の二の六 員 \mathcal{O} 五条の三第一項、 の資格を喪失した日の前 職組合員の資格を喪失した後に生じた場合には、 規定の適用については、 第五十五条の三第一項、 特例退職組合員に係る法第五十二条、 第六十三条第一項、 第五十六条の二第一項、 退職の日)」とあるのは「(給付事由が 第五十五条の四第 法第五十二条中「(給付事由が退職後 目) 」と、 第五十五条の四第 法第五十四条第 第六十四条又は第六十七条項、第五十九条第一項、第 項 第五十九条第 第五十五条の五第 特例退職組合 第五十四 項、 第五十 特例 第五

する」 特例退職組合員の資格を喪失した」とする。 とあるのは 以内」とあるのは おける死亡を含む。)をした」と、 とあるのは「公務によらない死亡 退職後出産する」とあるのは 例退職組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内」と、 つた後における病気及び負傷 合員の資格喪失後死亡する」と、法第六十七条第一項中「勤 して三月以内」と、 るの 「退職した」とあるのは と 法第六十一条第二項中 は 法第六十三条第一項中「公務によらないで死亡した」 「労務」と、同条第三項中「退職した」とあるの 「公務によらな 「特例退職組合員の資格を喪失した日から起算 「退職後死亡する」とあるのは い病気又は負傷 を含む。)」と、 「特例退職組合員の資格喪失後出産 「退職後六月以内」とあるの 「特例退職組合員の資格を喪 (特例退職組合員となつた後に 法第六十四条中 (特例退 法第五十九条第 退 「特例退 職後三月 合員とな 失した は 職組 は 務

とあるの とあるのは 以内」とあるのは おける死亡を含む。)をした」と、 とあるのは「公務によらない死亡 する」と、 退 合員の資格喪失後死亡する」と、法第六十七条第一 して三月以内」と、「退職後死亡する」とあるのは 中 例退職組合員の資格を喪失した」とする。 職後出産する」とあるのは 退職組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内」と、 た後における病気及び負傷を含む。 「退職した」とあるのは 法第六十一条第二項中 は 法第六十三条第一項中「公務によらないで死亡した」 「労務」と、 「公務によらな 「特例退職組合員の資格を喪失した日から起算 同条第二項中「退職した」とあるのは V 病気又は 「特例退職組合員の資格喪失後出産 「退職後六月以内」とあるのは 「特例退職組合員の資格を喪失した (特例退職組合員となつた後に 法第六十四条中)」と、法第五十九条第一 負傷 (特例退職組合員とな 項中 「特例退職組 「退職後三月

公務員等共済組合法施 行令 (昭 和三十七年政令第三百五十二号) (抄) (第十条関 係

傍線の部分は改正部分

行

(高額療養費の支給要件及び支給額)

改

正

案

現

から高額療養費算定基準額を控除した金額とする。 る場合に支給するものとし、その額は、 れる高額療養費の額を控除した金額(以下この項におい 、担金等世帯合算額」という。 額を合算した金額 高額療養費は から次項から第五項までの規定により支給さ)が高額療養費算定基準額を超え 同 一部負担金等世帯合算額 0 月に おける次に 7 と掲げる 一部

む。 項第二号に規定する生活療養(第八項及び第九項におい 療養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含 附 て けた療養(法第五十六条第二項第 条の五において同じ。)が同一の月にそれぞれ一の 〈及び第五項並びに第二十三条の三の六並びに附則第五十二条 (法第六十一条第一 療養」という。 項及び第九項において「食事療養」という。)及び 則第五十二条の五第八項において同じ。 外併用療養費 組合員(法第六十一条第一項の規定により療養の給付又は 下この項から第五項まで、 の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除 いる者を含む。 以下この条から第二十三条の三の五まで及び附則第五 薬局その他の療養機関)並びに当該組合員又はその被扶養者が第八 以下この条から第二十三条の三の五まで及び 療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受け 項又は第二項の規定により支給される家族 (以下「病院等」という。) から受 第二十三条の三の五 一号に規定する食事療養)又はその 病院 項 同条第二 被扶養者 診療 十二

尚額療養費の支給要件及び支給類

項及び第五項並びに第二十三条の三の六並びに附則第五十二条 ている者を含む。以下この条から第二十三条の三の五まで及び 項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。 活療養」という。 項第二号に規定する生活療養(第八項及び第九項において「生 八項及び第九項において「食事療養」という。 けた療養(法第五十六条第二項第 条の五において同じ。) が同一の月にそれぞれ一の病院. 療養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含 附則第五十二条の五第八項において同じ。 (法第六十一条第一 組合員 下この項から第五項まで、 外併用療養費、 以下この条から第二十三条の三の五まで及び附則第五十二 薬局その他の療養機関 (法第六十一条第一項の規定により療養の給付又は保)並びに当該組合員又はその被扶養者が第八 療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受け 項又は第二項の規定により支給される家族 以下 第二十三条の三の五第 「病院等」という。 一号に規定する食事療養)又はその被扶養者)及び同条第二)から受 項 診療

のものに限る。)を合算した金額到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円)以上るものにあつては、二万千円(次条第五項に規定する七十五歳でに掲げる金額(七十歳に達する日の属する月以前の療養に係に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからへまの五第一項、第二項及び第八項において同じ。)であつて次号

7 (略)

□ 当該療養が法第五十六条第二項第三号に規定する評価療養で、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号に規定する一部負担金(法第五十七条の五第二項第一号の額(その額が現に当該療養に要した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額とおれるときは、当該減額された一部負担金)の額の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養が法第五十六条第二項第三号に規定する評価療養の金額を控除した金額を加えた金額る金額を控除した金額を加えた金額。

ハ~~ (略)

一 (略)

2 9

略

(傷病手当金と障害手当金等との併給調整)

号に定める額とする。する政令で定める額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定二十三条の五の二。法第六十八条第七項ただし書に規定する政令

金の支給を受けることができない場合 傷病手当金合計額 (厚一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当

のものに限る。)を合算した金額のものに限る。)を合算した金額でに掲げる金額(七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円(次条第五項に規定する七十五歳でに掲定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからへまの五第一項、第二項及び第八項において同じ。)であつて次号

イ (略)

給される金額に相当する金額を控除した金額を加えた金額大は同項第四号に規定する選定療養を含む場合における法第工十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)の額に法第五十七条の五第二項第一号の規定により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額がら当該療養に要した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額がら当該療養に要した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額がら当該療養が法第三号の規定する一部負担金(法第五十五十二条第二項第三号に規定する評価療養当該療養が法第五十六条第二項第三号に規定する評価療養

ハ~へ(略)

2~9 (略)

(新設)

いて同じ。)から障害手当金の額を控除した額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条におい後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の法第六十八条第以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の法第六十八条第生年金保険法による障害手当金の支給を受けることとなつた日

国のいずれか少ない額 電のいずれか少ない額 電の支給を受けることができる場合にあつては、当該額)を控定により算定される額を超える場合にあつては、当該額が同項の規定により算定される額から出産手当金の額(当該額が同項の規定により算定される額から出産手当金の額(当該額が同項の規定により算定される額から出産手当金の額(当該額が同項の規定により算定される額ができる場合 法第六十八条第二項の規定によりである。

れか少ない額 マは傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいず り、出産手当金の支給を受けることができな場合であつて、か で、出産手当金の支給を受けることができない場合 法第六十 で、出産手当金の支給を受けることができない場合 法第六十 となびできる場合であって、か

(傷病手当金と退職老齢年金給付との調整)

第二十三条の六 法第六十八条第八項に規定する政令で定める要件

傷病手当金と退職老齢年金給付との調整

法第六十八条第六項に規定する政令で定める要件

第二十三条の六

た者を含む。)でないこととする。規定する日雇特例被保険者をいい、当該日雇特例被保険者であつ給を受けることができる日雇特例被保険者(同法第三条第二項には、健康保険法第百三十五条第一項の規定により傷病手当金の支

いるものを除く。)とする。、次に掲げる年金である給付(その全額につき支給を停止されて2 法第六十八条第八項に規定する政令で定める年金である給付は

~九 (略)

(傷病手当金等と報酬との調整に係る基準額)

る。 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とす第二十四条 法第七十一条第一項に規定する政令で定める金額は、

額以下である場合 当該傷病手当金の額 傷病手当金の額が当該傷病手当金を受ける者の受ける報酬の

| 額|| 一|| 前号に掲げる場合以外の場合|| その者が支給を受ける報酬の

2

法第七十一

条第二

一項に規定する政令で定める金額は、

次の

各号

手当金の額

一当該出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業会の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の超がる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

額 一前号に掲げる場合以外の場合 その者が支給を受ける報酬の

た者を含む。)でないこととする。規定する日雇特例被保険者をいい、当該日雇特例被保険者であつ給を受けることができる日雇特例被保険者(同法第三条第二項には、健康保険法第百三十五条第一項の規定により傷病手当金の支

いるものを除く。)とする。、次に掲げる年金である給付(その全額につき支給を停止されて、次に掲げる年金である給付(その全額につき支給を停止されて、法第六十八条第六項に規定する政令で定める年金である給付は

2

一~九 (略)

、傷病手当金等と報酬との調整に係る基準額)

げる金額とする。第二十四条 法第七十一条に規定する政令で定める金額は、次に掲

育児休業手当金又は介護休業手当金の額下である場合には、当該傷病手当金、出産手当金、休業手当金 介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は

| 前号の場合以外の場合には、その者が支給を受ける報酬の額

2 傷病手当金の額が法第六十八条第四項ただし書又は第五項ただし書の規定により支給される傷病手当金の額との差額第五項ただし書の規定により支給される傷病手当金の額との差額第五項ただし書の規定により支給される傷病手当金の額との差額第五項ただし書の規定により支給される傷病手当金の額との差額のは、「報酬のとした場合に支給される傷病手当金の額と同条第四項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるものである場合における前項の規定の除した額」とする。

任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額

ときの標準報酬の月額

「一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前々
をきの標準報酬の月額の平均額(当該平均額の範囲内において組合の定款で
いた額があるときは、当該定款で定めた額)を法第四十三条
をかた額があるときは、当該定款で定めた額)を法第四十三条
をかた額があるときは、当該定款で定めた額)を法第四十三条
をかた額があるときは、当該定款で定めた額)を法第四十三条

附則

(特例退職組合員に係る短期給付の特例)

五条第一項、第六十六条及び第六十九条の規定の適用については五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十第三十条の二の十一 特例退職組合員に係る法第五十四条の二、第

第

定款で定める割合を乗じて得た額を控除した額を法第四十三条 額からその額に総務大臣の定める割合の範囲内において組合の る要件を備える任意継続組合員については、 同 任意継 項の規定により定めた標準報酬の月額 時の年齢 項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして 続 紀組合員 その他これらに準ずる事項に 0) 退職 時 0 準報酬 の月 額 つき総務大臣が定め 当該標準報酬の月 組 合員 く期間、

月額 一 毎年一月一日 (一月から三月までの標準報酬の月額にあつて 一 毎年一月一日 (一月から三月までの標準報酬の月額の月額の 一 毎年一月一日 (一月から三月までの標準報酬の月額にあつて

附則

特例退職組合員に係る短期給付の特例

五条第一項、第六十六条及び第六十九条の規定の適用については五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十第三十条の二の十一 特例退職組合員に係る法第五十四条の二、第

それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、

第二項第六十九条	(略)	の 第 二 十 四 条
(略)	(略)	退職の日は、
(略)	(略)	前日 ・ ・ ・ ・ ・ 後に生じた場合には、特例退職組合 した後に生じた場合には、特例退職組合員(以下第六十九 に後に生じた場合には、特例退職組合 を要失し た後に生じた場合には、特例退職組合 において「特例退職組合 において「特例退職組合

それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、

第二項	(略)	の 二 十 四 条
(略)	(略)	退職の日には、
(色)	(略)	特例退職組合員の資格を喪失し 等第二項までにおいて「特例退 職組合員」という。)の資格を 要失した後に生じた場合には、 要失した後に生じた場合には、 を が別第十八条第三項に規定する

防衛 省 (T) 職 員 の給与等に関する法律施行令 (昭和二十七年政令第三百六十八号) (抄) (第十一条関係

(傍線 0 部 分は 改 正部 分

行

療養の範囲

改

正

案

第十七条の三 (略)

2 のとする。 次に掲げる療養は、 前項に規定する療養の範囲に含まれないも

号に掲げる療養(以下「選定療養」という。 三号に掲げる療養(以下「評価療養」という。 ||号に掲げる療養(以下「評価療養」という。)、同項第四号||健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第 1掲げる療養 (以下「患者申出療養」という。 5同項第五

3 (略)

保険外併用療養費

第十七条の四の五 た費用について保険外併用療養費を支給する。 療機関又は薬局 患者申出療養又は選定療養を受けたときは、 (以下「保険医療機関等」という。)から評価療 自衛官等が第十七条の四第一項各号に掲げる医 その療養に要し

2 \ 4 (略

(高額療養費の支給要件及び支給額

より支給される高額療養費の額を控除した金額 令第二百七号)

第十一条の三の四第二項から第五項までの規定に 合算した金額から国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政 高額療養費は、同一の月における次に掲げる金額を (以下この項にお

現

第十七条の三 、療養の範囲 (略

2 のとする。 次に掲げる療養は、 前項に規定する療養の範囲に含まれな いも

一·二 (略)

三号に掲げる療養(以下「評価療養」という。 二号に掲げる療養(以下「評価療養」という。)及び同項第四人で、「大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第

号に掲げる療養(以下「選定療養」という。)

略

3

(保険外併用療養費)

第十七条の四の五 養又は選定療養を受けたときは、 保険外併用療養費を支給する。 療機関又は薬局 (以下「保険医療機関等」という。 自衛官等が第十七条の四第一項各号に掲げる医 その療養に要した費用に)から評価療

2 { 4 略

(高額療養費の支給要件及び支給額

第十七条の六 高額療養費は、 より支給される高額療養費の額を控除した金額 令第二百七号)

第十一条の三の四第二項から第五項までの規定に 合算した金額から国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政 同一の月における次に掲げる金額を (以下この項にお

月における自衛官等 付又は保険外併用療養費、 金等世帯合算額に占める割合を乗じて得た金額とする を受けている者を含む。以下この項から第十七条の六の 7 を超える場合に支給するものとし、その 合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額に、)に係る次に掲げる金額を合算した金額が一部負担 世帯合算 (第十七条の七第 療養費若しくは訪問 額 という。 一項の規定により療養の給 額 が き 高額 看護療養費の 一部負 五までに 担 支給 定

条の六の四第一項第一号において「病院等」という。)から受病院、診療所、薬局その他の療養機関(以下この条及ひ第十七 含む。 でに掲げる金額 に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次 下この項及び第十七条の六の四において同じ。)であ 扶養者が国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の に該当する場合における同項に規定する療養及び当該自衛官被 けた療養(食事療養、生活療養、 族療養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を 組合法第五十九条第一項又は第二項の規定により支給される家 るものにあつては、二万千円 の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除 .養者(以下「自衛官被扶養者」という。) (国家公務員 自衛官等又は自衛官、 条の三の五第五項に規定する七十五歳到達時 るものにあつては、 以下この項において同じ。)が同一の月にそれぞれ一の (七十歳に達する日の属する月以前の 自衛官候補生 一万五百円) (国家公務員共済組合法施行令第 当該自衛官等が第四 以上のものに限る。 (以下この条及び第十七 学生若しくは生徒 特例 のイからへま 兀 項 対象療養 つて次号]第八項 \hat{O} 規定 (共済 \mathcal{O} 以

当該療養が評 :価療養、 患者申出療養又は選定療養を含む

> 月における自衛官等(第十七条の七第 を受けている者を含む。 付又は保険外併用療養費、 金等世帯合算額に占める割合を乗じて得た金額とする おいて同じ。)に係る次に掲げる金額を合算した金額が 帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額に、 額を超える場合に支給するものとし、 7 部 負 担 金等 世 帯合算 以下この項から第十七条の六の五までに 療養費若しくは訪問看護療養費の支給 額 ے ع いう。 その額 項の規定により療養の給 が 高額 は 一部負担 療養費算 部負担 同 定 金等

世 準

病院、 含む。 けた療養(食事療養、生活療養、当該自衛官等が第四条の六の四第一項第一号において「病院等」という。 扶養者 るものにあつては、二万千円 でに掲げる金額(七十歳に達する日の属する月以 に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからへま 下この項及び第十七条の六の四において同じ。 の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。 扶養者が国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四 に該当する場合における同項に規定する療養及び当該自衛官被 族療養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を 組合法第五十九条第一項又は第二項の規定により支給される家 に係るものにあ 十一条の三の五第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養 自衛官等又は自衛官、 診療所、 以下この項において同じ。)が同一の月にそれぞれ (以下「自衛官被扶養者」という。 薬局その他の療養機関 つては、 自衛官候補生 一万五百円) (国家公務員共済組合法施行令) 当該自衛官等が第四 以上のものに限る。 (以下この条及び第十七 学生若しくは生徒)(国家公務員共済)であつて次号 が前の)から受 療養に係 項 四第八項 気の規定 <u>ー</u>の \mathcal{O} 以

略

当該療養が 評 価 療養又は選定療養を含む場合における第十

つき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額の規定により算定した費用の額から当該療養に要した費用に額された一部負担金)の額に第十七条の四の五第二項第一号七条の四の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減合における第十七条の四第二項に規定する一部負担金(第十 を控除した金額を加えた金額

2 5 (略) (略)

> 療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額定した費用の額から当該療養に要した費用につき保険外併用担金)の額に第十七条の四の五第二項第一号の規定により算一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負七条の四第二項に規定する一部負担金(第十七条の四の二第 を加えた金額

2 5 (略)

ハ~~ (略)

(傍線
\mathcal{O}
部
分
は
改
正
部
分
\smile

(非課税となる資金の貸付けに関する文書の範囲) (非課税となる資金の貸付けに関する文書の貸付けに限る。) に定める資金の貸付けに関する文書のうち政令で定めるものは、次に掲げる文書とする。 一 船員保険法第百十一条第三項(保健事業及び福祉事業)に規定する資金の貸付け(同法第八十三条第一項(高額療養費)又は第七十三条第一項(出産育児一時金)若しくは第八十一条(家族出産育児一時金)の規定により高額療養費)又は第七十三条第一項(出産育児一時金)が支給されるまでの間において行われる当該療養費等の支給に係る療養又は出産のため必要な費用に係る資金の貸付け(同法第五十七条の二第一項(保健事業)に規定する資金の貸付け(同法第五十七条の二第一項(保健事業)に規定する資金の貸付け(同法第五十七条の二第一項(高額療養費)又は第五十八条第一項(その他の給付)の規定により高額療養費又は出産育児一時金(以下この号において「療養費の支給に係る療養での間において「療養費の支給に係る療養での間において「療養費の支給に係る療養での間において「療養費の支給に係る療養での間において「療養費の支給に係る療養での間において「療養費の支給に係る療養での間において「病養費の支給に係る療養での間において「病養費等」という。)に関して作成する文書の範囲)	改 正 案
(非課税となる資金の貸付けに関する文書の範囲) (非課税となる資金の貸付けに関する文書の範囲) (非課税となる資金の貸付けに関する文書の貸付けに限る。)に定める資金の貸付けに関する文書の方とは第七十三条)又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)又は第七十三条第一項(出産育児一時金)の規定により高額療養費又は出産育児一時金が支給されるまでの間において「療養・という。)が支給されるまでの間において「療養・という。)が支給されるまでの間において「療養・という。)が支給されるまでの間において「療養・という。)が支給されるまでの間において「療養・という。)に関して作成する文書 (保健事業)に規定する資金の貸付け(同法第八十二条第二項(保健事業)に規定する資金の貸付け(同法第五十七条の二第一項(高額療養費)又は第大十一条(上海・大会の資付けに限る。)に関して作成する文書をの登付けに限る。)に関して作成する文書をの登付けに関する文書をの登付けに関する文書をの登付けに関する文書をの登付けに関する文書の登付けに限る。)に関して作成する文書の登録に関いて、「な変を表表」に関して作成する文書の登付けに関する文書の範囲)に関して作成する文書の登録に関する文書の登録に関する文書の登録に関する文書の登録に関する文書の登録に関する文書の登録に関する文書の登録に関する文書の登録に関する文書の登録に関する文書の登録に関する文書の登録に関する文書の登録に関する文書の表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を	現

()
牛男会言に艮でそ光作がそう	寺川が十こ曷かる去津包亍今
・ / 1 一 月 一 月 年 再 子 写 目	, (区戈卜七巨女子育)11
_ [J = 5]	11 上 耳 子) (少)
	() 作三 長 員 系

改正案	現
附則	附則
第十五条 (略) (年金特別会計における特別保健福祉事業の範囲)	第十五条(略)(年金特別会計における特別保健福祉事業の範囲)
2 法附則第三十二条第二項第二号に規定する政令で定めるものは	2 法附則第三十二条第二項第二号に規定する政令で定めるものは
、健康保険法第百五十条第一項及び第三項に定める健康保険事業	、健康保険法第百五十条第一項及び第二項に定める健康保険事業
保	の保健事業及び福祉事業(被保険者及びその被扶養者の療養又は
是) 高冷川 こうけ産のために必要な	そう 高命用こうけら 建長産のために必要な費用に
めに行うものに係る財政上の措置とする。国民の高齢期における領康の保持及び通切な医療の確保を図るた	めに行うものに係る財政上の措置とする。 国民の高齢期によける関康の保持及び通切な医療の確保を図るた

 \bigcirc 経 直 過等用 恒置に関する政会 等のための国家公用者年金制度の一 (令(平成二十七年政令第三百四十五号)(抄)(第十四条関係)、公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家・一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施 公務員共済組合法による長期給付行及び国家公務員の退職給付の給 等 付 水準の見

(傍線

の部分は改

(正部分)

	改 正 (改正前国共済法による職域加算額の受給 第十四条 改正前国共済法による職域加算額 のいては、国家公務員共済組合法第六十二 ら第十二項まで、改正後国共済法第百三条 ら第十二項まで、改正後国共済法第百三条 ら第十二項まで、改正後国共済法第百三条 場がる第二並びに平成二十四年一元化法附別 条第一項の規定を適用する。この場合にお 場げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 掲げる字句とする。
による障害厚生年金及び旧 職域加算障害給付(被用者 年金制度の一元化等を図る ための厚生年金保険法等の 一部を改正する法律(平成 二十四年法律第六十三号。 以下「平成二十四年一元化 以下「平成二十四年一元化 が入業第五項に規定する改正 六条第五項に規定する改正 大条第五項に規定する改正	田典済法による職域加算額の受給権を有する者に係る改 国まで、改正後国共済法第百三条から第百七条まで及び で、改正後国共済法第百三条から第百七条まで及び で、改正後国共済法第百三条から第百七条まで及び で、改正後国共済法第百三条から第百七条まで及び で、改正後国共済法第百三条から第百七条まで及び で、改正後国共済法第百三条から第百七条まで及び で、改正後国共済法第百三条から第百七条まで及び の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に がびに平成二十四年一元化法附則第三十九条及び第九項か で、改正後国共済法第百三条から第百七条まで及び で、改正後国共済法第百三条から第百七条まで及び で、改正後国共済法第一元と対し、 で、改正後国共済法による職域加算額の受給権を有する者に係る改 を対して、次の表の上欄に がびに平成二十四年一元化法附則第三十九条及び第九項か で、改正後国共済法による職域加算額の受給権を有する者に係る改 を対して、次の表の上欄に がびに平成二十四年一元化法附則第三十九条及び第九項か で、改正後国共済法第百三条から第百七条まで及び で、改正後国共済法による職域加算額の受給権を有する者に係る改 を対して、次の表の上欄に を対して、次の表の上欄に の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に の規定を適用する。この場合において、次の表の下欄に で、改正後国共済法による職域加算額の受給権を有する者に係る改 を対して、対して、次の表の上欄に のとする。
送第六十六条 年金 年金 年金 年金 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	現 現 現 のいては、改正前国共済法による職域加算額の受給権を正後国共済法等の規定の適用) で、第百三条から第百七条まで並びに別表で、第百三条から第百七条まで並びに別表で、第百三条から第百七条まで並びに別表で、第百三条から第百七条まで並びに別表で、第百三条から第百七条まで並びに別表がある。この場合において、次の表の上欄に掲げする。この場合において、次の表の上欄に掲げずる。この場合において、次の表の上欄に掲げずる。この場合において、次の表の上欄に掲げずる。この場合において、次の表の上欄に掲げずる。この場合において、次の表の上欄に掲げずる。この場合において、次の表の上欄に掲げずる。この場合において、次の表の表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が
による障害厚生年金及び旧 による障害厚生年金及び旧 年金制度の一元化等を図る ための厚生年金保険法等の 二十四年法律第六十三号。 二十四年法律第六十三号。 二十四年法律第六十三号。 が国共済法による職域加算 前国共済法による職域加算 額のうち障害を給付事由と	行 一句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 一句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部

(略)			十六条第九項	国家公務員共		た。 た 社 量	たざく 済組合法第六 国家公務員共	
(略)	、第七項の障害 ・第七項の障害 ・第七項の障害	(略)	第六項	前三項			障害厚生年金	
(略)	の年金である給付	(略)	同項	第六項			算障害給付に関する。	。) 項及び第九項において同じするものをいう。以下この
(略)			第七項	改正後国共済		Ţ	計 第四項ただし 法第六十六条 は第六十六条	
(略)	、第五項の障害 ・第五項の障害 ・第五項の障害	(略)	第四項	前三項	支給障害厚生年金の	簡に関する。	年金(当該障害厚生	
(略)	の年金である給付	(略)	同項	第四項	域加算障害給付の支給障害厚生年金及び当該旧職	旧職域加算障害給付の額障害厚生年金の額及び当該	当該旧職域加算障害給付の及び旧職域加算障害給付の	。) 項及び第七項において同じするものをいう。以下この

	施行令	六条第	2 前原
	第十一条の三の九第三項の規定を適用する。	十二項の規定を適用する場合には、国家公務員共済組合法	項の規定により同項に規定する国家公務員共済組合法第六十
3	九		2
(略)	ル第三項の規定を適用:	十項の規定を適用する	前項の規定により同

Aする。 □場合には、改正後国共済令第十一条の三の □項に規定する改正後国共済法第六十六条第

 \bigcirc 長の 《期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号)(抄)(第十五条関係)(一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用: A合法による パ者年金制度

(傍線の部分は改正部分)

(現) 大十八条第六 六十八条第六 同じ	(改正前地共済法による職域加算額に係る改正) での適用) でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのででのでのでででのででのででででのでででで	改
よ規 。二律す年一害同る定)十第る金元給じ	域加算額に係る 第四十八条の規 で及び別表第二 そ及び第六十四 を入び別表第二 を入び別表第二 を入び別表第二	正
はる職域加算額のうち障害 とる職域加算額のうち障害 は、 という に、) が則第六十条第五項に に、) が則第六十条第五項に に、) が則第六十条第五項に に、) が則第六十条第五項に に、) が則第六十条第五項に に、) が別第六十条第五項に に、) が別第六十条第五項に に、) が別第六十条第五項に に、) が別第六十条第五項に に、) に、) に、) に、) に、) に、) に、) に、	。 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と 。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中 条から第百二十一条まで及び第六十四条第一項の規定を適用 条がら第百二十一条まで及び第九項の規定、改正後地共済法第百 ては、改正後地共済法第四十八条の規定、地方公務員等共済 では、改正後地共済法第四十八条の規定、地方公務員等共済 では、改正後地共済法による職域加算額の受給権を有する者に 適用)	案
第四項 法第六十八条 同じ	(改正前地共済法による職域加算額 (改正前地共済法による職域加算額 (改正前地共済法による職域 第十三条 改正前地共済法による職域 を適用) での適用) での適用) での適用) での適用)	現
問じ。)及び旧職域加算障 害給付(被用者年金制度の 一元化等を図るための厚生 する法律(平成二十四年法 する法律(平成二十四年法 が別第六十条第五項に 規定する改正前地共済法に よる職域加算額のうち障害	横に掲げる字句とする。 横に掲げる字句とする。 工前地共済法による職域加算額の受給権を有する者に で、第百十七条から第百二十一条まで並びに別 で、第百十七条から第百二十一条まで並びに別 でででで平成二十四年一元化法附則第六十三条及び第 ででででででででいい。 ででででででいい。 ででででででいい。 ででがに別 ででででででいい。 でででいい。 ででがいい。 ででがいい。 ででがいい。 ででがいい。 ででがいい。 ででがいい。 ででがいい。 ででがいい。 ででがいい。 ででがいい。 ででがいい。 ででがいい。 ででがいい。 ででがいい。 ででがいい。 でがいる。 でがいかいる。 でがいる。 で	行

		Ą	六十八条第九	地方公務員等		りたたし	ガール条第六十八条第六十八条第六十八条第六十八条第六十八条第六十十十十十十十十十十十十	
				所 長 等 第		し 書	常第法 第	
(咯)	齢年金給付 の退職老齢年金 につき、退職老 につき、退職を につき、退職を につき、退職を	(略)	第六項	前三項			障害厚生年金	
(略)	の车金である給付	(略)	同項	第六項			算障害給付障害厚生年金及び旧職域加	において同じう。以下この項及び第九項を給付事由とするものをい
(略)			第七項	改正後地共済		曹	第四項ただし 法第六十八条	
(略)	第五項の障害第五項の障害	(略)	第四項	前三項	支給障害厚生年金の	簡 障害厚生年金の	年金(当該障害厚生	
(略)	の专金である給付	(略)	同項	第四項	域加算障害給付の支給障害厚生年金及び当該旧職	旧職域加算障害給付の額障害厚生年金の額及び当該	旧職域加算障害給付るび旧職域加算障害給付の	において同じっ。以下この項及び第七項を給付事由とするものをい

2

略

任意継続組 合員に係る標準報酬 の月額等に . 関 する経過 措

2 第 略

3

ての 規定による改正後の法 務省令で定める数値を乗じて得た額」と、 とあるの 正後 の合計額を当該組合員の総数で除して得た額」とあるの 前 の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合を基礎とし 意継続掛金に係る改正前地共済令第四十八条第三 た任意継続組合員について適用し、 地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員である組合 行日前に退職した任意継続組合員の平成二十八年四 改正後地共済令第四十 一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 部を改正する法律 組合員の同月の地方公務員等共済組合法及び被用者年金制 々年) ついては、 地 共済法第四 は 第五十四条 の九月三十日」 ついては、 年の 同項第一号中「給料の 前年 十三条第 なお従前の例による。 の二に規定する標準報酬 (以下この (平成二十四年法律第九 八条第三項の Ł, کے 項の規定による標準報酬の 「前年) 「組合員の掛金の 号におい 施行日前に退 額」とあるの 規定は、 \mathcal{O} 同項 て「改正 この場合に 月 十七 \mathcal{O} 第二号中「年 施行日 とあるのは「全の標準となつた給 月 日」とあるの 類の 号) 職し 後地 は 項 月分以後 「給料の の規定の 以 おい た任 平 共 第 済法 基 均 額を て総 意継職 は 適

なる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額」とする

2

略

(任意継 続組合員に 係る標 準 報 酬 0 月 額等に関 する経 過措

第 百七十二条 略

3

員を除く。 用については、 部を改正する法律 務省令で定める数値を乗じて得た額」 員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合を基礎として総 に地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員である組合 任意継続掛金に係る改正前地 続組合員については、 による改正後の法第五十四条の二に規定する標準報酬の月額 した任意継続組合員について適用し 元化等を図るための厚生年金保険法等の 掛金の標準となつた給料」とあるのは 行日前に退職した任意継続組合員の平成二十八年四月分以後 改正後地共済令第四 の地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の 同項第一号中 (平成二十四年法律第九十七号) なお従立 十 八条第三項の規 共済令第四十八条第三 前 「給料の額 の例による。 _ と 施行日前に 定 」とあるの 一部を改正する法律の 「組合員 同項第一 は、 この場合におい 施 退職した任 行 (任意継続組 一号中 のは「給料の気三項の規定の気 第 日以後に退 一条の 「組合員 規定 て、 額 谪